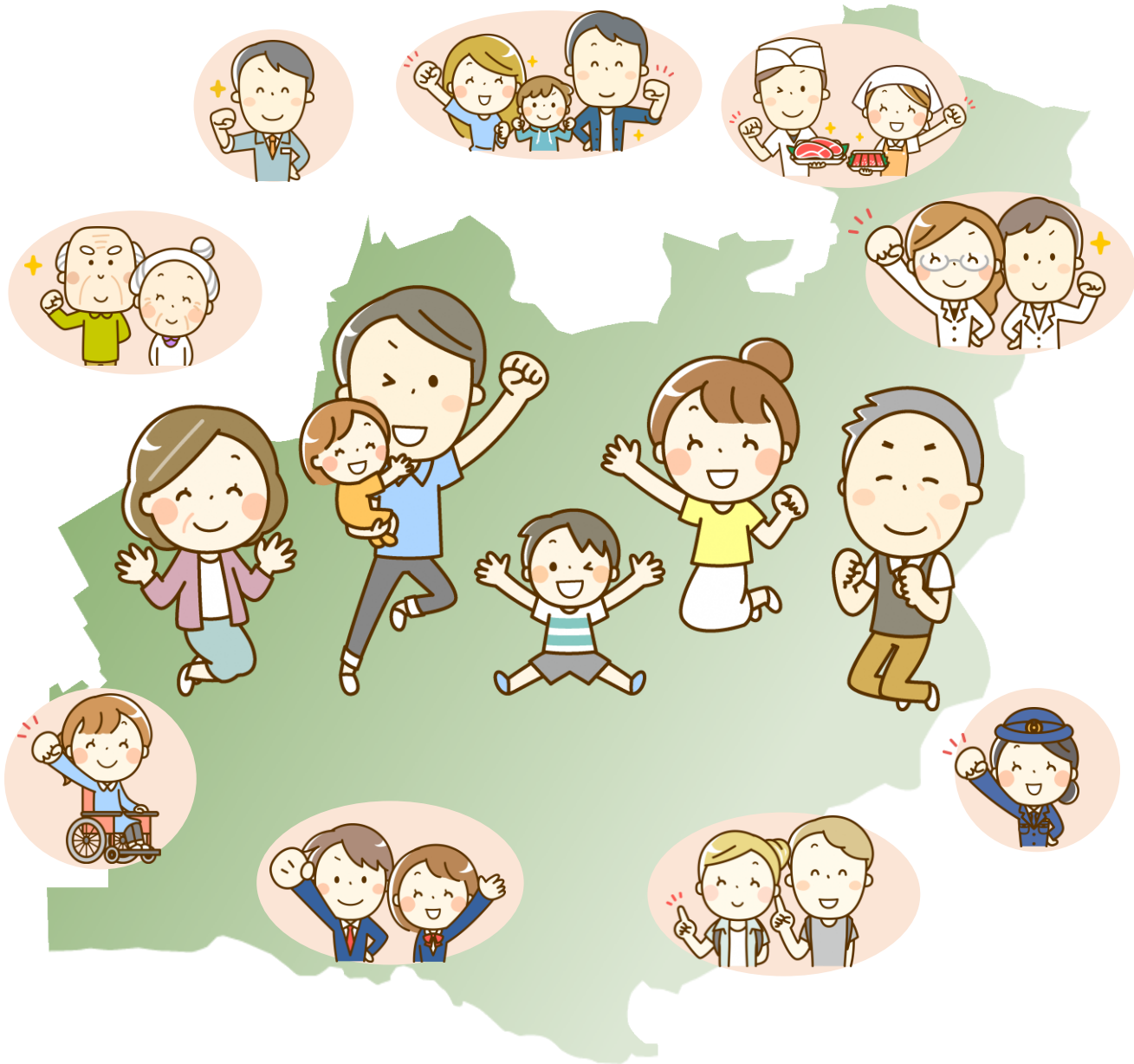


# 第3期宇治市地域福祉計画

一人ひとりが認め合い ともに支え合う  
安心して暮らせる 地域共生社会の実現  
を目指します



令和4年3月  
宇治市



# はじめに

宇治市長 松村 淳子



宇治市では、住民の誰もが地域の中で安心して暮らせるよう、生活課題の解決を目指す総合的な福祉のまちづくり計画となる「第2期宇治市地域福祉計画」を平成23年3月に策定し、行政内部の各部門別計画をはじめ、宇治市社会福祉協議会が策定した「第3次宇治市地域福祉活動計画」とも理念を共有しながら、様々な施策を展開し、地域福祉の推進を図ってまいりました。

しかし、全国的に少子高齢化や世帯の小規模化が進行する中で、高齢者や障害者、子育て世帯などの従来からの福祉の支援を必要とする人やニーズの増加と併せ、価値観やライフスタイルの多様化の影響もあり、ひきこもりや自殺を考える人、ヤングケアラーなどの複雑化・複合化した生活課題がこれまで以上に問題視されるなど、社会情勢は大きく変化してきています。さらには、世界的に流行が長期化している新型コロナウイルス感染症が我が国においても猛威を振るう中で、地域での住民同士の交流やふれあい、人と人とのつながりの一層の希薄化が進んでおり、改めて地域コミュニティの活性化や地域力を育むまちづくりが求められています。

このような状況をふまえ、時代の変化に対応し、「WITH コロナ・POST コロナ時代の安全・安心」や、誰もが住みやすい共生社会に向けて、地域福祉の推進を担う5者による連携・協働のもと、宇治市の「地域共生社会」の実現を目指して「第3期宇治市地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画は、上位計画である宇治市第6次総合計画と整合を図りながら、基本理念である地域共生社会の実現を目指し、各種施策や取組を積極的に推進してまいりますので、市民の皆様・関係各位のより一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、長きにわたりご論議いただいた宇治市地域福祉推進委員会委員の皆様をはじめ、アンケートやパブリックコメントの実施に際し、貴重なご意見やご提案をいただきました市民の皆様・関係団体・事業者各位に厚くお礼申し上げます。

令和4年(2022年)3月



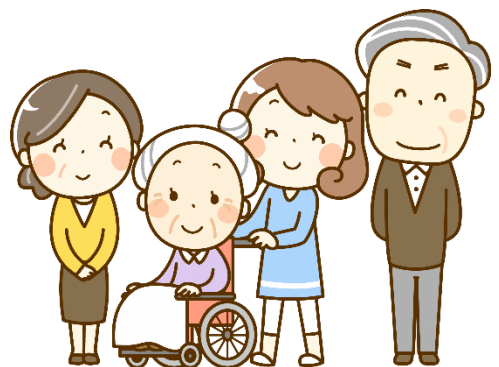
## <目次>

|     |                                     |    |
|-----|-------------------------------------|----|
| 第1章 | 宇治市地域福祉計画について                       | 1  |
| 1   | 計画策定の趣旨                             | 2  |
| 2   | 計画の期間                               | 2  |
| 3   | 社会的背景と国の動向・府の動向                     | 3  |
| 4   | 計画の位置付けと関連法令等                       | 6  |
| 5   | 計画の策定体制と策定手法                        | 12 |
| 6   | 地域福祉推進における基本的活動エリア                  | 13 |
| 第2章 | 宇治市の地域福祉を取り巻く環境と課題                  | 15 |
| 1   | 宇治市の概況                              | 16 |
| 2   | 地域福祉の現状と課題                          | 22 |
| 3   | 第3期計画で取り組む宇治市の課題                    | 31 |
| 第3章 | 第3期計画の基本的な考え方と方向性                   | 37 |
| 1   | 第3期計画の基本理念                          | 38 |
| 2   | 地域福祉推進の基本的視点                        | 39 |
| 3   | 第3期計画における地域福祉推進の指針                  | 40 |
| 4   | 第3期計画における重点取組項目                     | 41 |
| 5   | 施策の体系                               | 42 |
| 6   | 地域福祉推進のプログラムの具体的な取組                 | 44 |
| 第4章 | 地域福祉推進の体制                           | 49 |
| 1   | 地域福祉推進の役割                           | 50 |
| 2   | 第3期計画の進行管理                          | 51 |
| 3   | 宇治市地域福祉計画推進会議<br>及び宇治市地域福祉推進本部会議の設置 | 52 |
| 4   | 関係機関・団体等との連携                        | 52 |
| 5   | 宇治市社会福祉協議会への活動支援                    | 52 |
| 資料編 |                                     | 53 |



## 第 1 章

### 宇治市地域福祉計画について



# 1 計画策定の趣旨

宇治市地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定されている市町村地域福祉計画として地域福祉の推進に関する事項を一体的に定めるとともに、他の福祉関係計画と共通する部分の上位に位置付け、総合的に推進するための計画です。

宇治市では、平成16年3月に第1期宇治市地域福祉計画を策定、平成23年3月に第2期宇治市地域福祉計画を策定してきました。それ以降、宇治市地域福祉計画を「住民」、「社会福祉に関する活動を行う人々」、「福祉サービス事業者」、「社会福祉協議会」、「行政」の5者が相互連携・協働して生活課題の解決を図り、誰もが地域の中で安心して暮らせることを目指す、福祉のまちづくりの指針として、地域福祉の推進に向けて取り組んでいます。

その中で、平成30年4月1日施行の社会福祉法改正では、近年多様化する地域課題に対応すべく、「支え手」と「受け手」の垣根を越えて、地域住民をはじめとして、専門職や行政等関係機関が連携し、支え合うことができる「地域共生社会」の実現に向け、市町村地域福祉計画に、各福祉分野に共通して取り組むべき事項及び包括的な支援体制の整備に関する事項を盛り込むこととされました。

さらに、令和3年4月1日施行の社会福祉法改正においては、国及び地方公共団体の地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な措置を講ずることを努力義務とする「重層的支援体制整備事業」に関する事項が定められました。

現行の宇治市地域福祉計画の計画期間が、令和3年度で満了することに伴い、社会福祉法をはじめとする各法令の制定・改正及び現在の社会の状況を踏まえ、現行の計画をより一層の実効性を持った計画とするため、本計画を改定するものです。

また、取組にあたっては、福祉関連部署だけでなく、宇治市社会福祉協議会や宇治市教育委員会、その他関係機関と連携して進めることとしています。

## 2 計画の期間

計画の期間は、宇治市第6次総合計画と同様に、令和4年度から令和15年度までの12年間とし、6年後に中間評価等の見直しを行います。

| 2011   | 2021  | 2022  | 2033   |
|--------|-------|-------|--------|
| 平成23年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和15年度 |

### 宇治市地域福祉計画

第2期計画  
11年間【H23(2011)~R3(2021)】

第3期計画  
12年間【R4(2022)~R15(2033)】



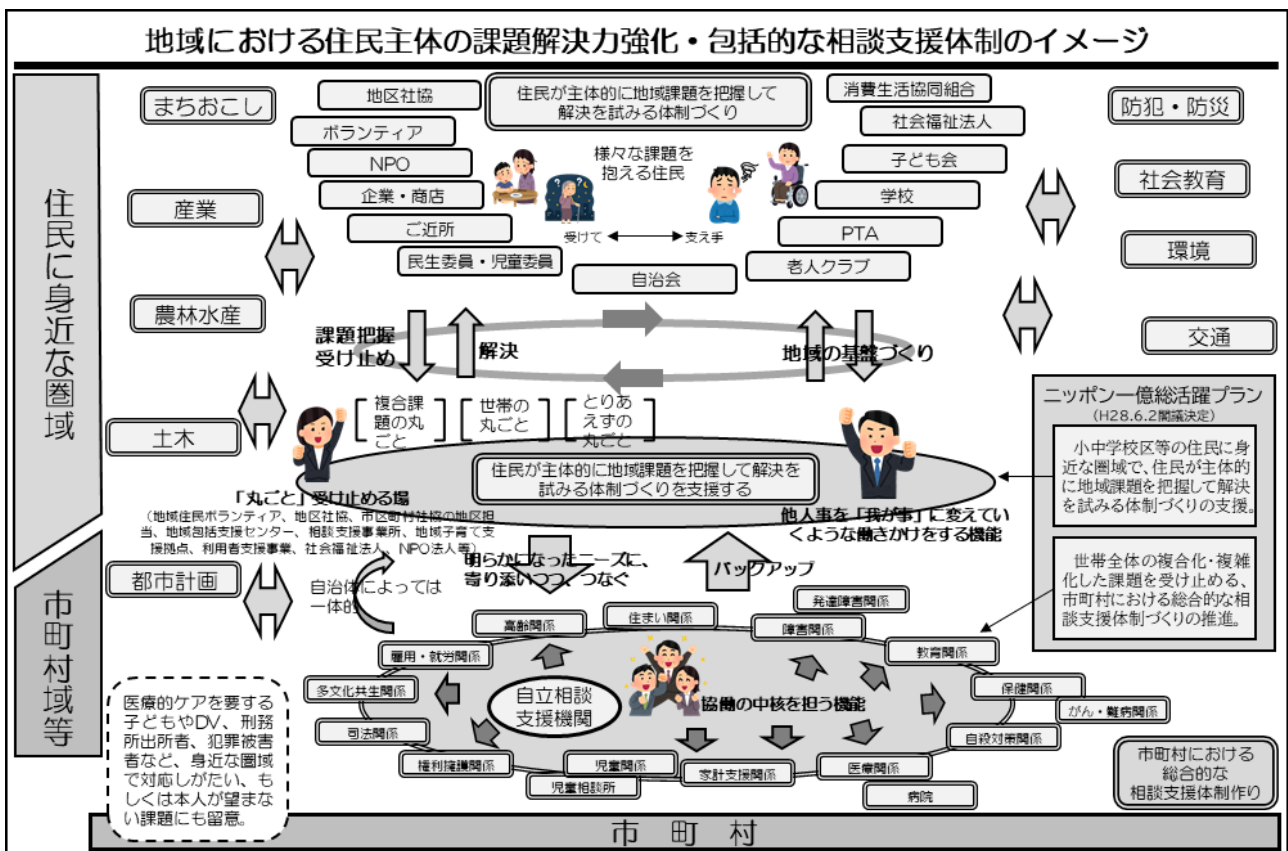
### 3 社会的背景と国の動向・府の動向

全国的な少子高齢化や世帯の小規模化が進行し、また価値観やライフスタイルが多様化する中で、複合的な生活課題を抱える人が増加しています。令和7年（2025年）にはベビーブームが起きた時期に生まれた世代、いわゆる「団塊の世代」が75歳を迎え、約3人に1人が高齢者になると、その対応が不安視されています。

さらに近年、防災・防疫対策への関心が高まってきています。例えば、平成23年3月に発生した東日本大震災や、近畿圏を中心に南海トラフ地震の今後30年の間に発生するという予測、また毎年のように局地的な豪雨による災害が発生していることなどから、災害に対する住民の危機意識が大きく高まっています。また、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、個人のライフスタイルや価値観・考え方等が変容しており、人と人との関わり方がこれまでと比べて変化してきています。

このような状況の中で、ご近所同士による関わり合い等、地域コミュニティでの助け合い・支え合いの大切さが再認識されています。

国では「ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月閣議決定）」において、住民一人ひとりが地域の課題を『我が事』と捉え、人と人、人と資源が世代を超えて『丸ごと』つながることで、地域の住民一人ひとりの暮らしと生きがいをもとにつくっていく社会として「地域共生社会」を実現していく旨が示されました。



※厚生労働省作成資料を参考

## <近年の地域福祉に関する国・府の動向>

| 年                | 月日         | 法律、計画等  |
|------------------|------------|---|
| 平成27年<br>(2015年) | 4月1日施行     | 生活困窮者自立支援法の施行   |
| 平成28年<br>(2016年) | 4月1日施行     | 社会福祉法等の一部を改正する法律の施行   |
|                  | 4月1日施行     | 自殺対策基本法の一部を改正する法律の施行  |
|                  | 4月1日施行     | 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)の施行   |
|                  | 5月13日施行    | 成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行   |
|                  | 6月2日閣議決定   | 「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定   |
|                  | 6月3日施行     | 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)の施行                                 |
|                  | 12月16日施行   | 部落差別の解消を推進することを目的とし、部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)の施行                                  |
|                  | 12月22日策定   | SDGs推進本部において「日本持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」が策定  |
| 平成29年<br>(2017年) | 2月8日開催     | 「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」報告書(平成29年2月8日開催)において「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を新たな理念として明確化 |
|                  | 3月24日閣議決定  | 成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定  |
|                  | 7月25日閣議決定  | 自殺対策基本法の一部を改正する法律(平成28年4月1日施行)に基づき「自殺総合対策大綱」が閣議決定                                   |
|                  | 12月12日通知   | 地域福祉計画策定ガイドラインの通知   |
|                  | 12月15日閣議決定 | 再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年12月14日施行)に基づき、再犯防止推進計画が閣議決定                                    |
| 平成30年<br>(2018年) | 4月1日施行     | 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行(社会福祉法一部改正)                                     |
| 平成31年<br>(2019年) | 3月策定       | 第3次京都府地域福祉支援計画の策定   |
| 令和3年<br>(2021年)  | 4月1日施行     | 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行  |
|                  | 4月1日施行     | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)の一部を改正する法律の施行                                     |
|                  | 5月12日成立    | デジタル改革関連6法案が可決  |
|                  | 5月28日成立    | 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律案が可決  |

## <SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) >

持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals) とは、2001 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

国ではまず、平成 28 年 (2016 年) 12 月に SDGs 推進のための中長期戦略である「SDGs 実施指針」を策定し、令和元年 (2019 年) 12 月には初めて同方針の改定を行いました。

SDGs 実施指針改定版では、これまでの 4 年間における日本の取組の現状分析に基づき、SDGs の 17 のゴールを日本の文脈に即して再構成した 8 つの優先課題と主要原則を改めて提示しました。また、今後の推進体制における日本政府及び各ステークホルダーの役割と連携の必要性について明記しました。

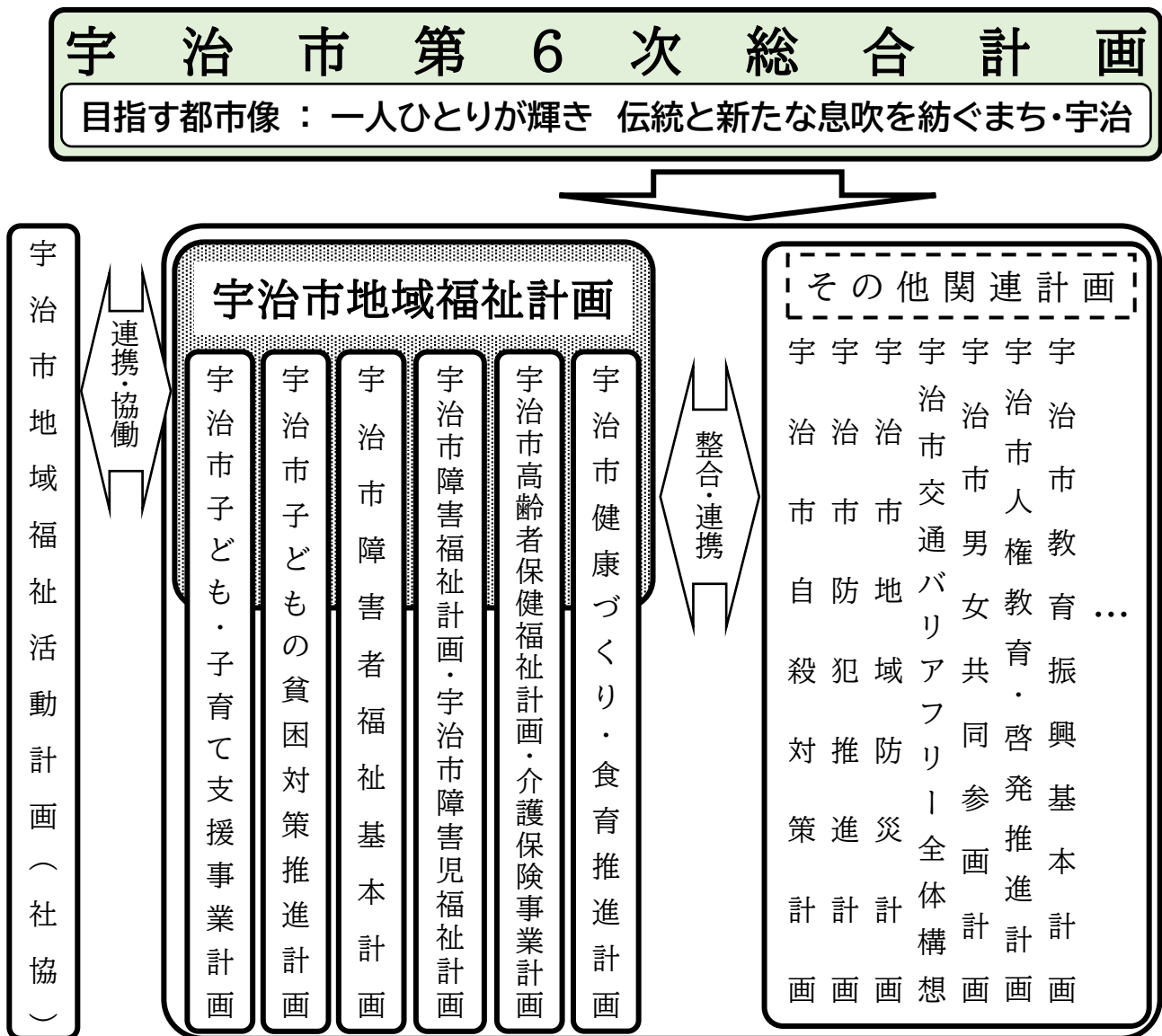
## 4 計画の位置付けと関連法令等

### (1) 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画として策定し、「宇治市総合計画」を上位計画としながら、宇治市関係課にてそれぞれ策定する福祉関連の部門別計画の“上位計画”として位置付けています。また、福祉以外の関連計画とも整合性と連携を図りながら、各分野同士を縦割りではなく横断的なつながりをつくり、共通する課題や制度のはざまにある課題の解決に向けて全庁的に取り組む体制を整備します。

また、本計画は、地域の様々な社会資源とのネットワークを有する宇治市社会福祉協議会が策定する宇治市地域福祉活動計画と緊密な連携・協働の体制により推進します。

### <計画の位置付けのイメージ>



## (2) 関連法令等

### <社会福祉法改正（平成30年（2018年）4月1日施行）>

平成30年4月1日施行の改正社会福祉法により、市町村地域福祉計画の策定が努力義務とされ、さらに市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項が一部追加されました。

また、この改正により、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられました。

| 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項（法第107条第1項） |   |
|-------------------------------|---|
| 追加                            | 第1号 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 |
|                               | 第2号 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項                     |
|                               | 第3号 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項                  |
|                               | 第4号 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項                      |
| 追加                            | 第5号 包括的な支援体制の整備に関する事項（法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合）   |

## <社会福祉法改正（令和3年（2021年）4月1日施行）>

重層的支援体制整備事業の創設等が新たに規定された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和3年4月1日に施行されました。

重層的支援体制整備事業は、住民の抱える生活課題の解決に向けた取組や、住民の地域福祉推進のために必要な体制を包括的・重層的に支援することができるよう、福祉分野に関連する法律に基づき一体的に実施する事業です。重層的支援体制整備事業では、高齢者福祉や障害者福祉、児童福祉、生活困窮者自立支援等の分野ごとに分かれている関連事業について、財政支援を一体的に実施していくこととされています。

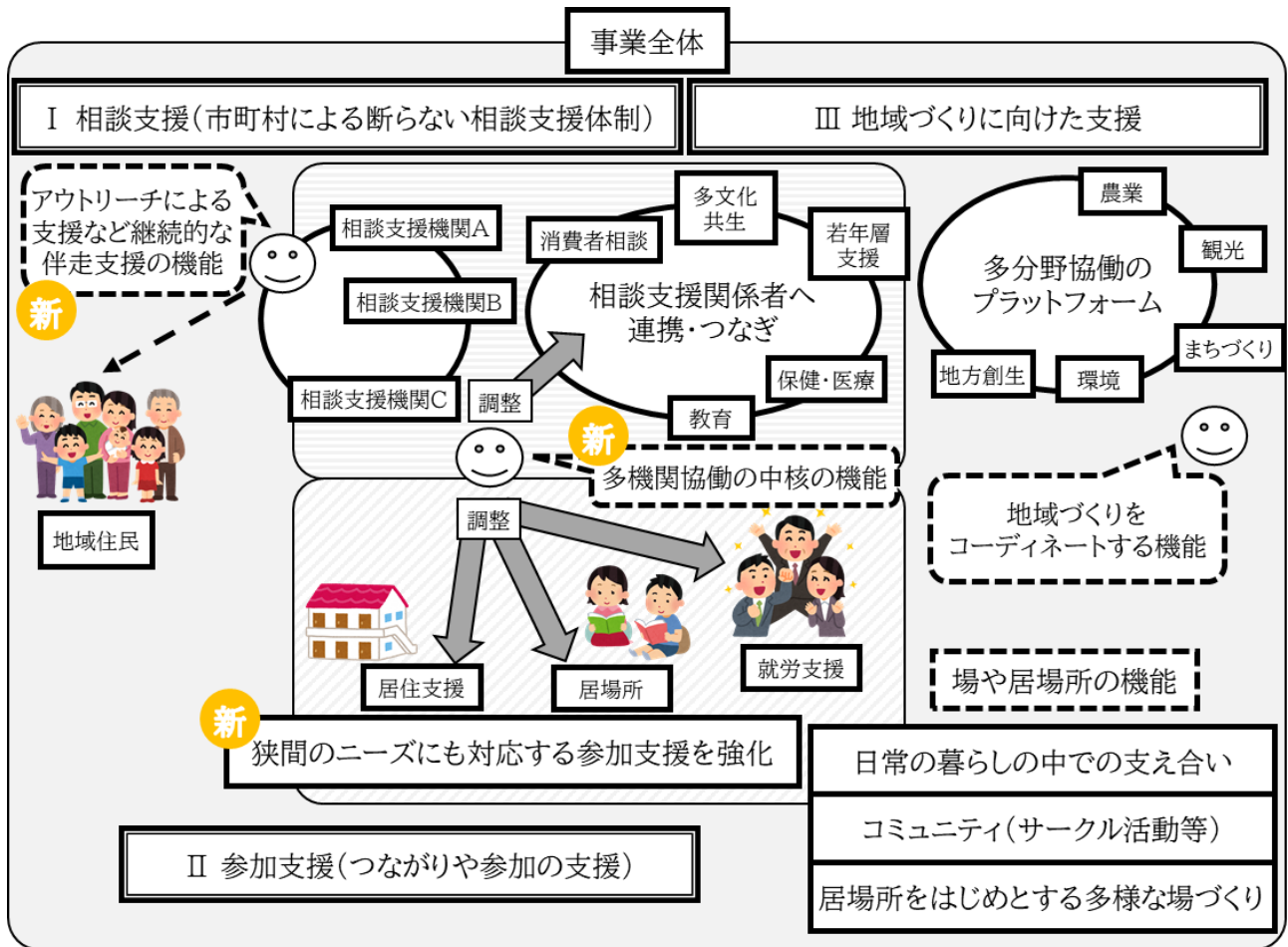
| 重層的支援体制整備事業における各事業の概要（法第106条の4第2項） |   |
|------------------------------------|---|
| 包括的相談支援事業<br>（第1号）                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める</li> <li>・支援機関のネットワークで対応する</li> <li>・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ</li> </ul>                        |
| 参加支援事業<br>（第2号）                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会とのつながりを作るための支援を行う</li> <li>・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる</li> <li>・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う</li> </ul>                       |
| 地域づくり事業<br>（第3号）                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する</li> <li>・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする</li> <li>・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る</li> </ul> |
| アウトリーチ等を通じた継続的支援事業<br>（第4号）        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援が届いていない人に支援を届ける</li> <li>・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける</li> <li>・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く</li> </ul>                    |
| 多機関協働事業<br>（第5号）                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する</li> <li>・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす</li> <li>・支援関係機関の役割分担を図る</li> </ul>                                 |

（参照）厚生労働省ホームページ（地域共生社会のポータルサイト）

また、この社会福祉法の改正により、地域福祉計画に盛り込むべき事項として追加された社会福祉法第107条第1項の一部も改正されました。

| 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項（法第107条第1項） |                                      |
|-------------------------------|--------------------------------------|
| 第5号                           | 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項 |

◆地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する新事業の概要（イメージ）



※厚生労働省作成資料を参考

<生活困窮者自立支援法（平成 26 年（2014 年）3 月 27 日付厚生労働省通知）>

生活困窮者自立支援法が平成 27 年 4 月 1 日に施行され、生活に困っている方への支援について、必須事業として自立相談支援事業や住居確保給付金のほか、任意事業として就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習支援・生活支援事業等の事業の実施が定められました。それに関連して、下記の事項を地域福祉計画に盛り込むべき事項として通知されました。

| 生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項 |                                   |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 1                                 | 生活困窮者自立支援方策の位置付けと地域福祉施策との連携に関する事項 |
| 2                                 | 生活困窮者の把握等に関する事項                   |
| 3                                 | 生活困窮者の自立支援に関する事項                  |

## <成年後見制度利用促進法（平成 28 年（2016 年）5 月 13 日施行）>

全国的な高齢化の進行に伴い、認知症高齢者の増加や、障害のある子どもを持つ親世代の高齢化が社会問題となっています。

認知症や知的障害その他精神上的の障害があることにより、財産管理等の日常生活に支障がある方を、地域社会全体で支えることが地域共生社会の実現につながります。そのためには、『日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の利用』、『成年後見制度の利用』といった地域の権利擁護支援の仕組みを総合的に捉え、その人に最もふさわしい支援を行うことが重要となります。

しかし、それら権利擁護支援の仕組みの一つである『成年後見制度』は多くの方に知られておらず、十分に利用されていない状況にあります。

そこで国は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条において、市町村がその区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策について、「基本的な計画を定めるよう努める」と規定しました。

宇治市では、本計画の取組の中に、成年後見制度利用促進に関する事項を取り入れ、一体的に作成することにより、本計画をもって法に規定する市町村成年後見制度利用促進基本計画とします。

| 成年後見制度利用促進基本計画として盛り込むべき事項 |  |
|---------------------------|--|
| 1                         | 認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方               |
| 2                         | 権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援の在り方  |
| 3                         | 日常生活自立支援事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援の在り方 |

（参照）市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き P.23



## <人権三法>

### ・部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）

部落差別は、我が国固有の重大な人権問題であり、残念ながら、今なお、こうした人々に対する差別発言、差別待遇等の事案のほか、差別的な内容の文書が送付されたり、インターネット上で差別を助長するような内容の書込みがなされるといった事案が発生しています。

そこで部落差別の解消を推進することを目的として、「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成 28 年（2016 年）12 月 16 日から施行されました。

### ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）

近年、ヘイトスピーチについて、マスメディアやインターネット等で大きく報道される等、社会的関心が高まっている上、「平成 26 年 7 月の国連自由権規約委員会による日本政府報告審査における最終見解」、及び「同年 8 月の国連人種差別撤廃委員会による同審査における最終見解」で、政府に対してヘイトスピーチへの対処が勧告されてきました。

このような情勢の中、「ヘイトスピーチ解消法」が平成 28 年（2016 年）6 月 3 日に施行され、その中で「不当な差別的言動」は許されないものであると宣言しています。

なお、ヘイトスピーチ解消法第 2 条が規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであり、本邦外出身者に対するものであるか否かを問わず、国籍、人種、民族等を理由として、差別意識を助長し又は誘発する目的で行われる排他的言動はあってはならないものです。

### ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

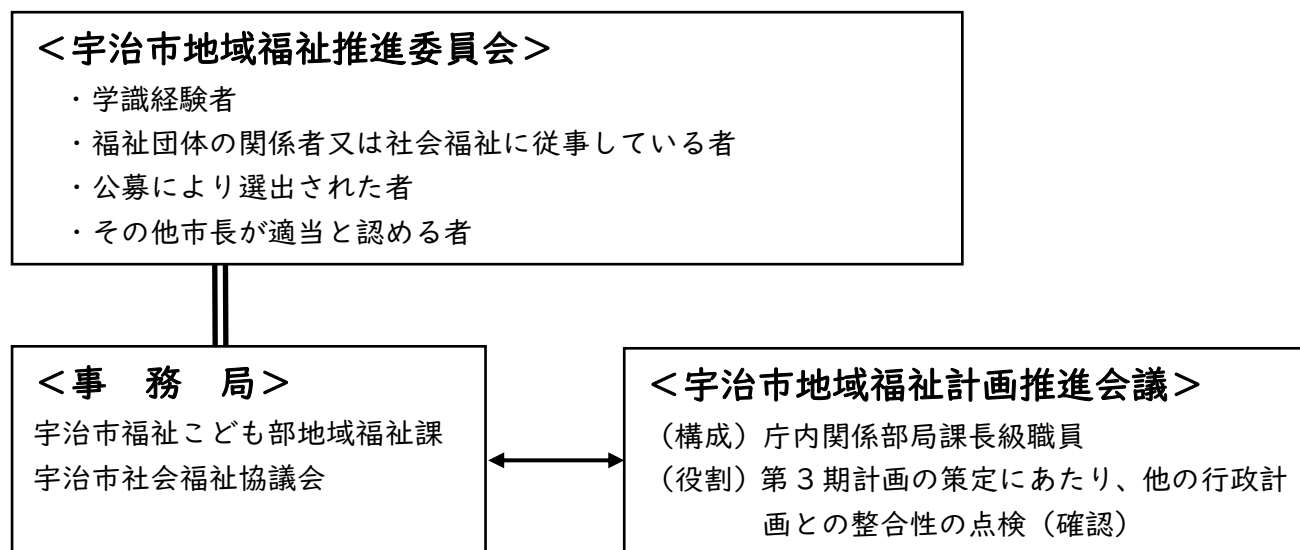
国際連合の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害者差別解消法」が平成 28 年（2016 年）4 月 1 日から施行されました。

さらに、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援の強化措置を講ずるとした改正法案が、令和 3 年（2021 年）5 月に可決され、同年 6 月 4 日に公布されました。この改正法は公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日に施行するとされています。

## 5 計画の策定体制と策定手法

### (1) 策定体制

宇治市では、公募委員を含む委員で構成する「宇治市地域福祉推進委員会」を設置しており、第3期計画の策定にあたり同委員会において協議してきました。



### (2) 策定手法

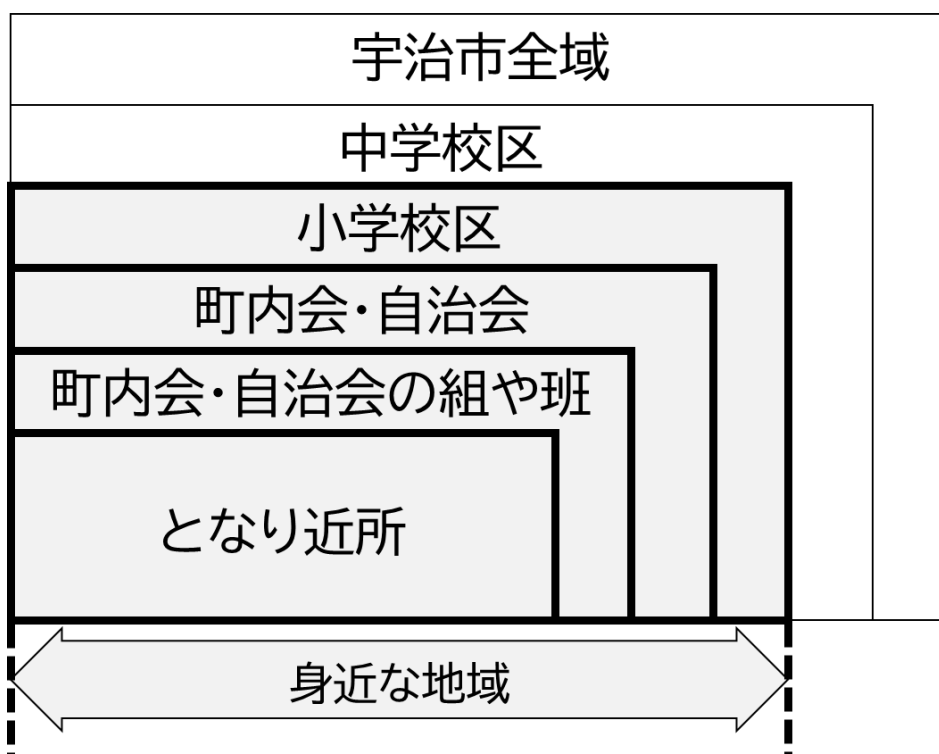
次の手法により集約された住民の声や意見等を最重要の基礎資料と位置付け、計画策定過程において住民参加・参画を重視し取り組んできました。

- ①住民 3,000 人を対象としたアンケートの実施（令和 3 年 1 月 6 日～1 月 29 日）
- ②市民活動団体、福祉関係事業者、NPO、学区福祉委員会等に対するアンケート調査の実施（令和 3 年 1 月 14 日～2 月 5 日）
- ③成年後見制度に関する司法関係者との意見交換等（成年後見制度利用促進基本計画関連）
- ④第 3 期計画（初案）に関するパブリックコメントの実施（令和 3 年 11 月 25 日～令和 3 年 12 月 24 日）
- ⑤行政内部での検討

## 6 地域福祉推進における基本的活動エリア

地域福祉推進を図るためには、基本的な活動エリア（＝身近な地域）において、住民が地域福祉活動に積極的に参加できることが重要です。

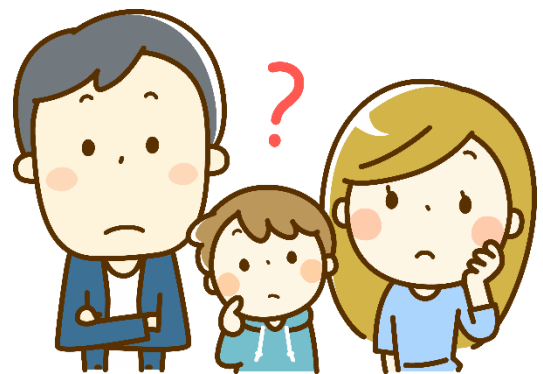
そこで、第2期計画に引き続き、基本的活動エリアを概ね小学校区とし、実情に応じてよりきめ細やかな活動が実施できるよう重層的なエリアの設定を行い、積極的に地域福祉の推進を図ります。





## 第 2 章

### 宇治市の地域福祉を取り巻く環境と課題



# I 宇治市の概況

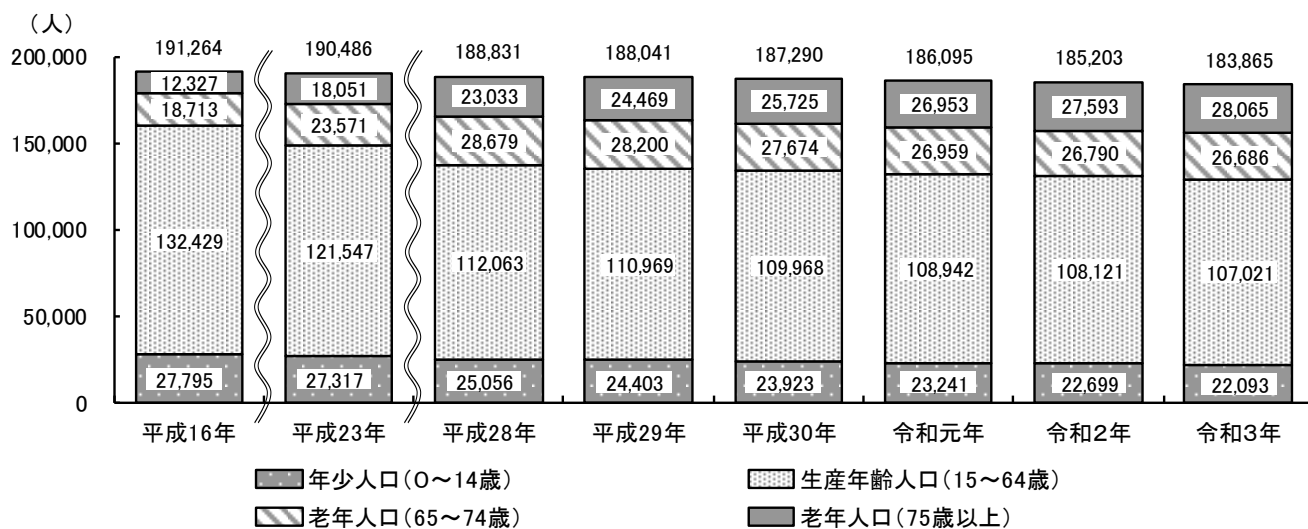
## (1) 人口（年齢4区分別人口）

総人口は年々減少しており、令和3年で183,865人となっています。

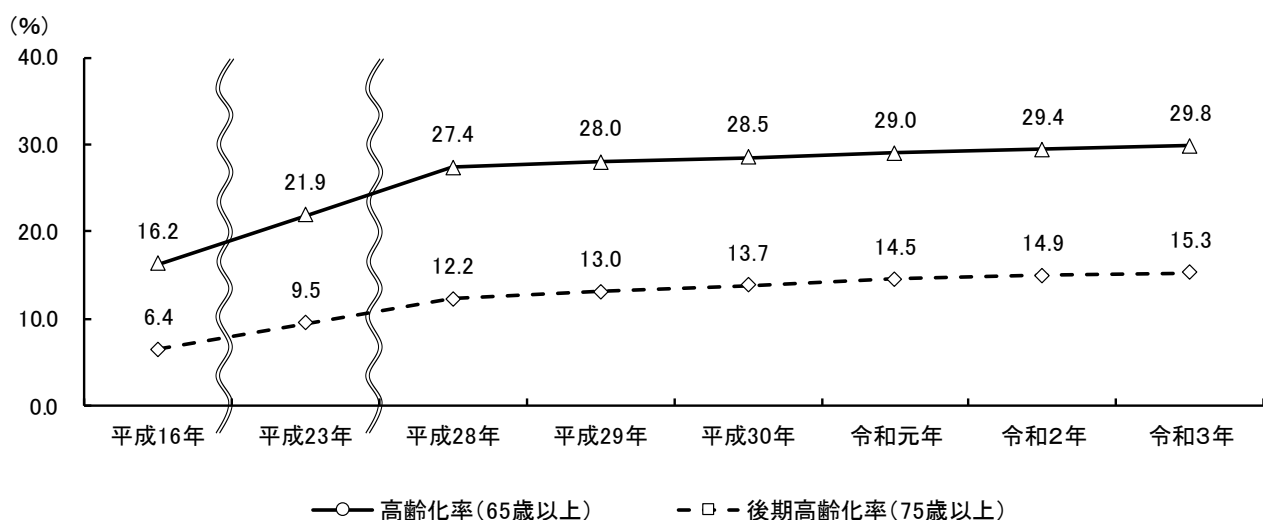
0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は年々減少し、65歳以上の老年人口は年々増加しています。また、令和2年には、65～74歳の人口を75歳以上の人口が上回っています。

高齢化率、後期高齢化率をみると、年々上昇しており、令和3年では、高齢化率が29.8%、後期高齢化率が15.3%となっています。

人口の推移



高齢化率の推移



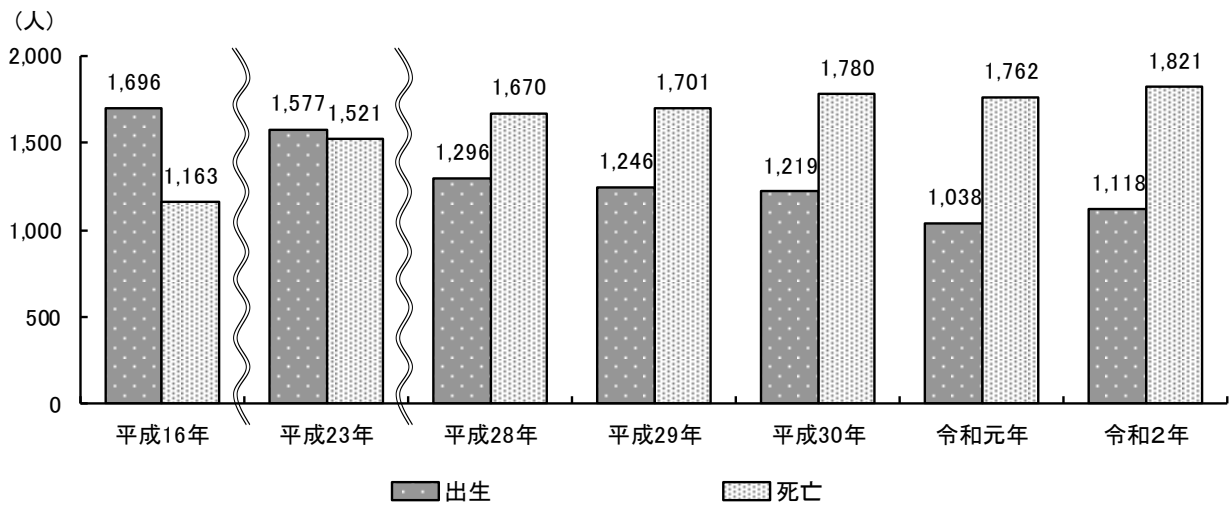
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

## (2) 人口動態

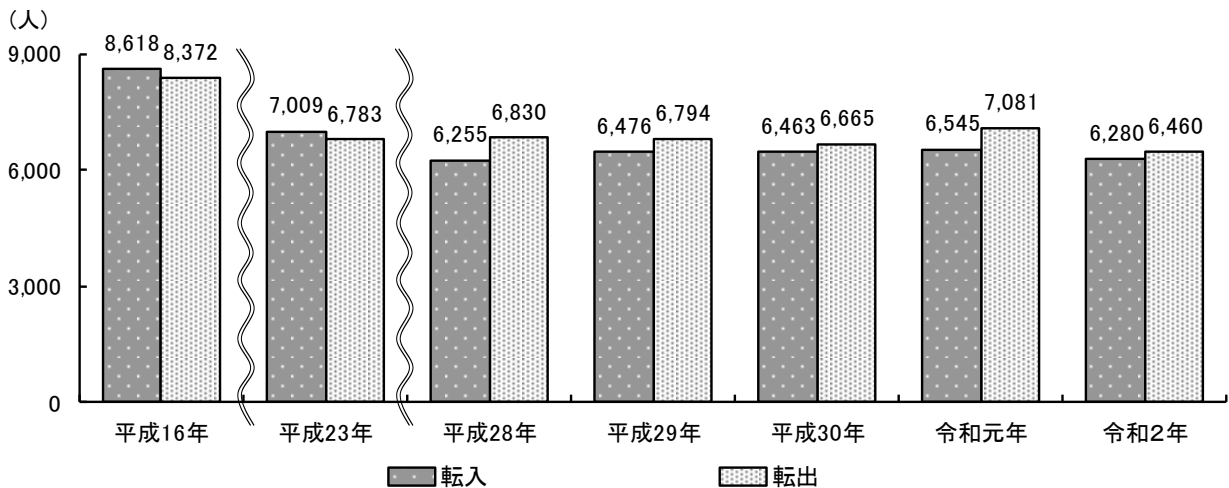
出生数の状況を見ると、減少傾向となっており、令和2年では1,118人となっています。死亡数の状況を見ると、年によって増減はありますが、令和2年では1,821人となっており、自然減となっています。

転入・転出の状況を見ると、転入者数・転出者数ともに年によって増減はありますが、転出者数が転入者数を上回り推移しています。

### 自然動態（出生・死亡）の推移



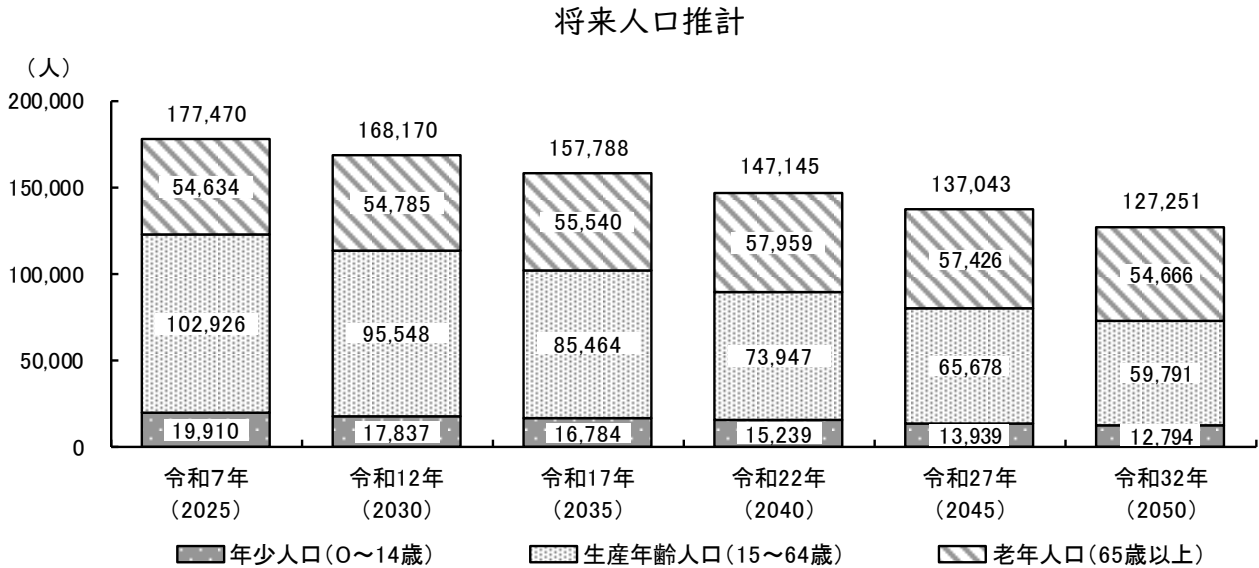
### 社会動態（転入・転出）の推移



資料：市政概要

### (3) 将来人口推計

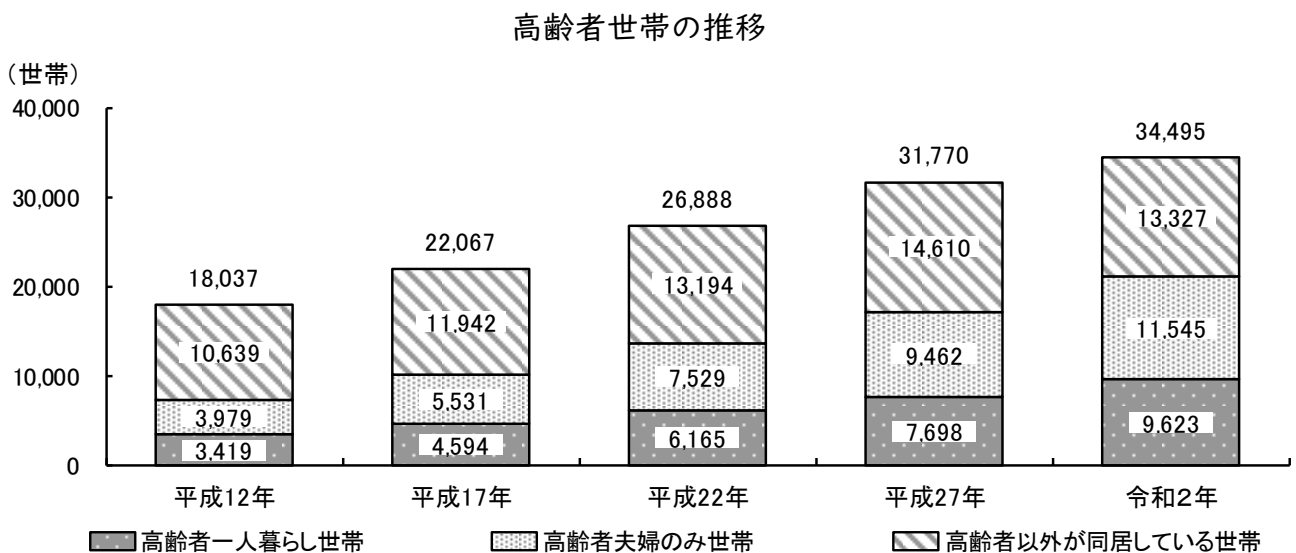
将来人口推計をみると、総人口は減少し、令和32年には127,251人、高齢化率42.96%となることが見込まれます。



資料：宇治市政策総務課

### (4) 高齢者世帯の推移

高齢者世帯の状況については、増加し続けており、特に高齢者一人暮らし世帯、高齢者夫婦のみ世帯は平成12年に比べ2.8倍以上となっています。

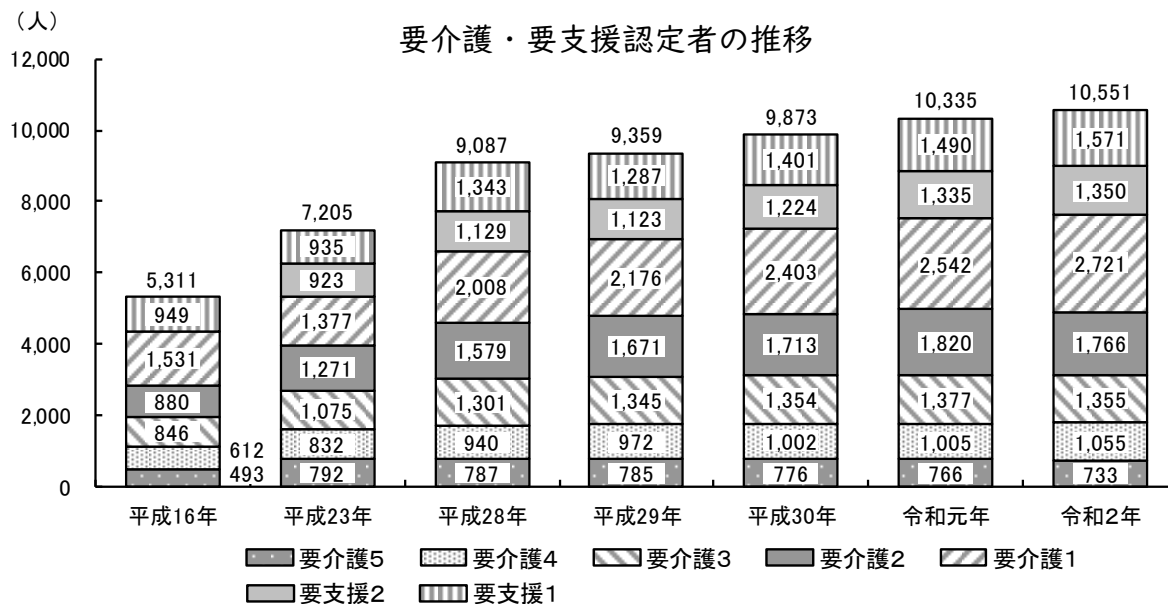


資料：国勢調査



(5) 要介護・要支援認定者の推移

要介護・要支援認定者については、年々増加しており、令和2年では10,551人となっています。



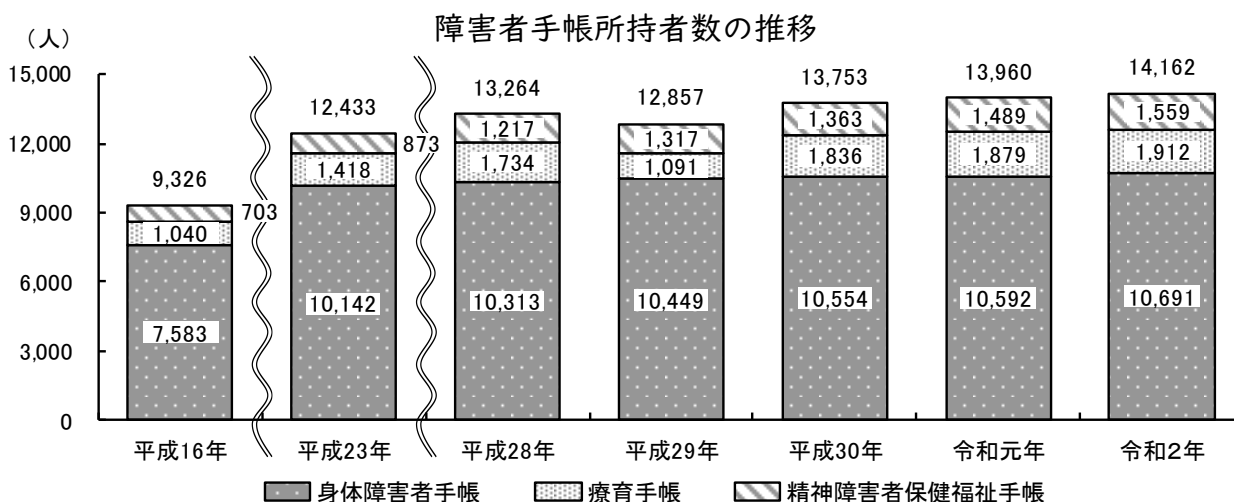
※平成16年については要支援のみ

※認定者数は各年9月末日（平成16年は10月末日）の値

資料：宇治市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

(6) 障害者手帳の交付状況

障害者手帳所持者数は、近年増加しており、令和2年では身体障害者手帳所持者が10,691人、療育手帳所持者が1,912人、精神障害者保健福祉手帳所持者が1,559人となっています。

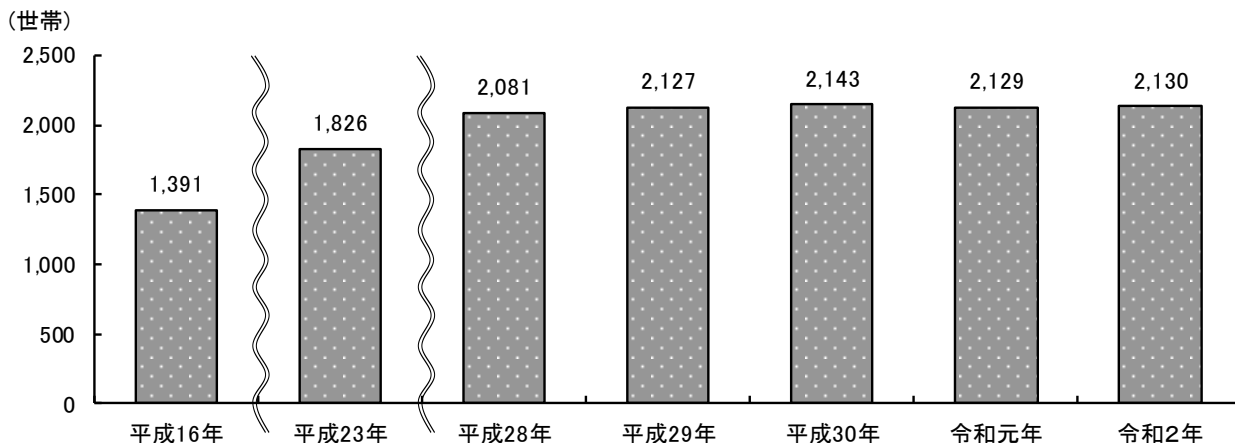


資料：宇治市の健康福祉

(7) 生活保護世帯数の推移

生活保護世帯数は、年によってばらつきはあるものの、近年は2,100世帯程度で推移しています。

生活保護世帯数の推移

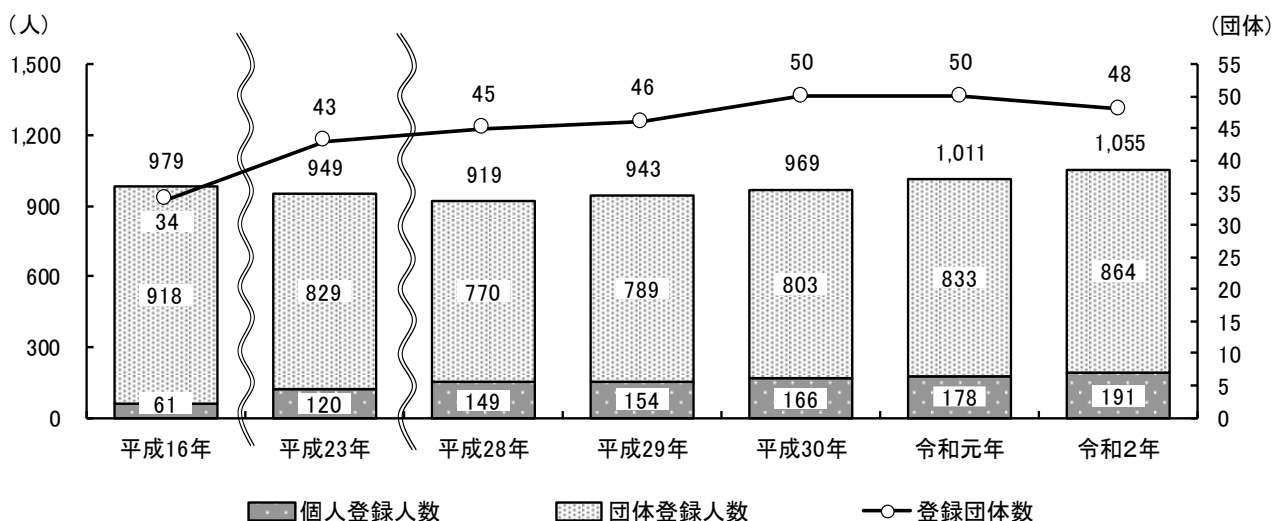


資料：宇治市の健康福祉

(8) ボランティア登録団体数と登録人数

ボランティア登録団体数は、令和元年に比べ減少し、令和2年で48団体となっています。団体登録人数、個人登録人数は年々増加し、令和2年で団体登録人数864人、個人登録人数191人となっています。

ボランティア登録団体数と登録人数の推移

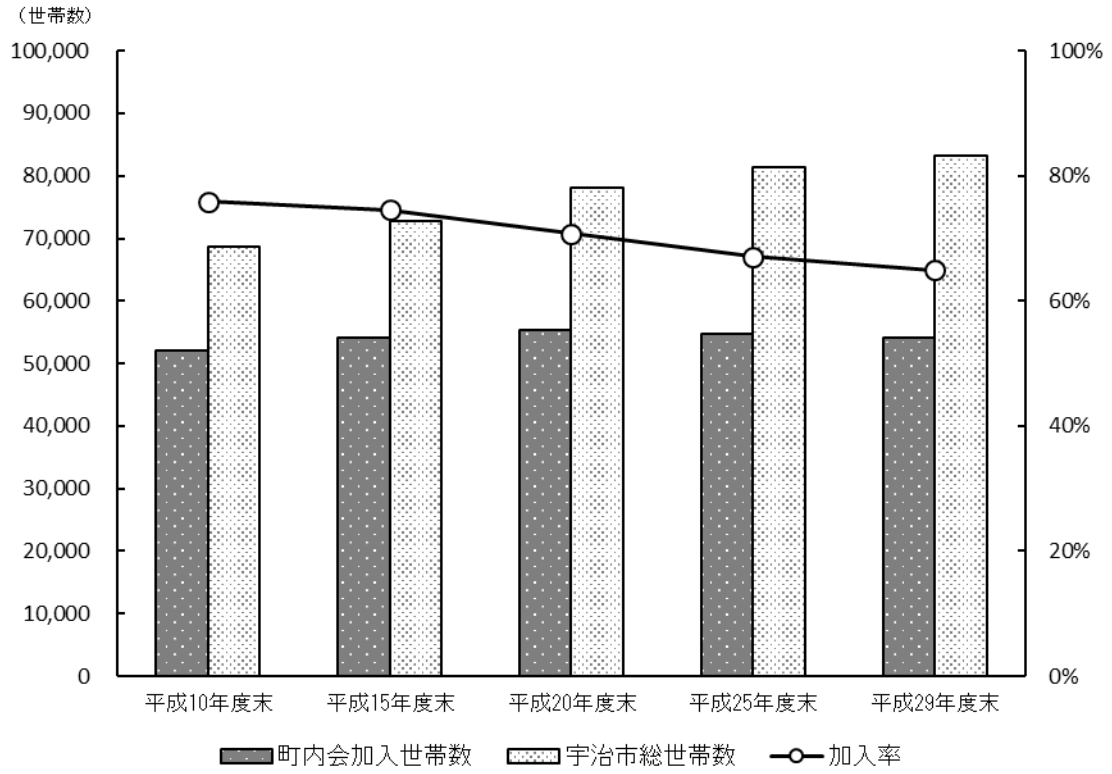


資料：宇治市社会福祉協議会

### (9) 町内会・自治会の加入状況

宇治市の町内会・自治会における加入状況について、加入世帯数は横ばい傾向で、総世帯数の増加に伴い、加入率は減少傾向となっています。

町内会・自治会の加入率



資料：宇治市地域コミュニティ再編計画（平成31年3月策定）

## 2 地域福祉の現状と課題

### (1) 第2期計画期間中の宇治市の状況及び地域福祉の推進状況

前期計画である第2期宇治市地域福祉計画を平成23年3月に策定して以降、宇治市において地域福祉を推進するため、様々な事業に取り組んできています。

#### ① 高齢者支援

これまで高齢者の総合相談窓口として、地域包括支援センターを6ヶ所と支所2ヶ所設置しており、主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師等の専門職を配置して、地域包括ケアシステムの構築を進めてきましたが、令和2年4月より担当地区の再編と併せて、地域包括支援センターを8ヶ所に増設し、さらなる体制の強化を図りました。

介護予防では、フレイル対策に重きを置いた取組を「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」と合わせて、総合的に推進し、住民の健康寿命の延伸を目指してきました。

| 地域包括支援センターは市内8か所に設置！   |  | 令和2年4月1日～   |  |
|--|--|---|--|
| <p>地域包括支援センターは、令和2年4月1日より、2か所増設し、市内8か所に設置するとともに、担当地区も概ね小学校区で再編し、より身近な高齢者に関わる総合相談窓口として高齢者支援・地域づくりの充実を目指していきます。</p> <p>来所での相談が難しい場合は、訪問等での対応も可能です。お気軽にご相談ください。</p> |  | <p>&lt;地域包括支援センターの担当地区について&gt;<br/>担当地区は、お住まいの地域によって分かれています。<br/>『担当センター一覧表』でご確認ください。<br/>ご不明な点は、健康生きがい課までお問合せください。</p> <p>(注) 地域包括支援センターの担当地区は、令和元年度の小学校区をもとに再編しているため、令和2年度以降の小学校区と一部差異が生じる可能性があります。</p> |  |
| <p><b>① 東宇治北</b> 地域包括支援センター<br/>本種金草原 43「ハーモニコはた」内<br/>電話：33-8270</p>  | <p><b>② 東宇治南</b> 地域包括支援センター<br/>五ヶ庄折坂 5-149「東宇治地域センター」内<br/>電話：38-1250</p> | <p><b>③ 南部・三室戸</b> 地域包括支援センター<br/>英道岡谷 16-3「宇治明健園」内<br/>電話：23-6115</p>  | <p><b>④ 中宇治</b> 地域包括支援センター<br/>宇治話話 1-3「宇治市福祉サービス公社中宇治事業所」内<br/>電話：28-3180</p> |
| <p><b>⑤ 横島</b> 地域包括支援センター<br/>横島町 50-1「宇治さわらび園」内<br/>電話：21-6605</p>  | <p><b>⑥ 北宇治</b> 地域包括支援センター<br/>小倉町西條 1-4「小倉デイサービスセンター」内<br/>電話：21-8123</p> | <p><b>⑦ 西宇治</b> 地域包括支援センター<br/>小倉町山原 63-1「西小倉地域福祉センター」内<br/>電話：28-6180</p>  | <p><b>⑧ 南宇治</b> 地域包括支援センター<br/>大久保町平盛 91-3「甲斐デイサービスセンター」内<br/>電話：45-1544</p>   |

地域包括支援センターパンフレット(一部抜粋)

#### ② 障害者支援

これまでの取組と継続して「宇治市障害者生活支援センター そら」との連携により、地域の障害者の生活課題や困りごとへの相談対応に積極的に取り組みました。

また、市内に3ヶ所ある地域生活支援拠点において、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じた対応が図られるよう、取り組んできました。

さらに、平成18年に国際連合で採択された『障害者の権利に関する条約』及び平成23年に改正された『障害者基本法』において定められた“手話が言語である”ことに基づき、平成29年12月に「宇治市手話言語条例」を制定しました。

手話への理解の促進及び手話の普及のための施策を総合的かつ計画的に推進することにより、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すとしています。

#### 宇治市 手話言語条例

#### 手話言語条例イラスト



### ③子育て支援

地域において子育て親子の交流等を促進する拠点として地域子育て支援拠点を設置し、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちの支援を図ってきました。

平成23年時点では地域子育て支援拠点を7ヶ所設置しておりましたが、令和3年現在では宇治市内の公立中学校区ごとに全部で10ヶ所設置しており、地域の子育て支援機能を強化してきました。



toridori(トリドリ)(アル・プラザ宇治東2階内)  
→平成30年度開設



ぼけっとおうち  
→令和元年度開設

### ④生活困窮に対する支援

平成27年に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護受給者以外で、生活に困窮されている方への支援を目的とした事業の実施に取り組みました。

宇治市では「自立相談支援事業」「住居確保給付金の支給」「就労準備支援事業」「一時生活支援事業」「子どもの学習支援・生活支援事業」「家計改善支援事業」に取り組んでいます。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響等により、収入が減り生活に困窮する方への支援については、生活福祉資金の特例貸付や相談等、宇治市社会福祉協議会とともに積極的に取り組みました。



### 生活困窮者自立支援制度パンフレット

## ⑤その他

自殺に追い込まれる人やひきこもり状態に苦しむ本人と家族への支援等、既存の福祉制度だけでは対応しきれない課題について対策整備の必要性が指摘されています。そのため、宇治市においては、自殺予防に関して、令和2年3月に「宇治市自殺対策計画」を策定し、関係機関と地域が連携し分野横断的な視点で、悩みを抱える人が自殺に追い込まれる前に未然に防ぐことのできるような取組を推進する計画を策定しました。

また、ひきこもり状態の課題に関しては、令和2年度にひきこもり相談窓口「相談ルーム あんど・ゆー」を開設し、ひきこもりに悩む方やその家族が気軽に相談できるような体制を整備しました。さらに、ひきこもり状態にある人の支援を行う関係団体や行政機関等が連携する「宇治市ひきこもり支援ネットワーク」を設置し、ひきこもり状態にある人の支援に関する情報共有や、連携体制の強化に取り組んできました。



宇治市自殺対策計画



ひきこもり相談窓口「相談ルーム あんど・ゆー」

また、民生児童委員や学区福祉委員等の地域福祉の担い手不足と高齢化が課題となっています。「共働きが増えた」「退職後も働かねばならない」「責任あること、面倒なことを忌避する風潮」等の要因分析と、「担い手の負担を軽減する」「退職前の人に呼び掛ける」「趣味のグループでリクルートする」「若い世代に向けての情報発信」等の実践が求められています。

(2) 第2期計画の主な成果と課題～地域福祉推進のプログラムに照らして～  
 <地域福祉推進のプログラム〈推進のめやす〉掲載事業の評価の推移>

○地域福祉推進のプログラム〈推進のめやす〉について

第2期計画では計画の進行管理の手法として、「地域福祉推進のプログラム〈推進のめやす〉(以下、「推進のめやす」という)」を毎年作成し、計画の具体的な取組に位置付けられた学区福祉委員会、宇治ボランティア活動センター、宇治市福祉サービス公社、宇治市社会福祉協議会、宇治市のそれぞれの事業についての遂行度合いを測ってきました。とりわけ、宇治市の事業については、評価指標を用いて進行管理を行ってきました。

そこで、第2期計画の振り返りとして、「推進のめやす」における宇治市の実施事業の評価の平均値を下記のとおり算出します。

**評価について**

(1) 評価の考え方

宇治市地域福祉計画に関連する事業の実施状況から、同計画に位置付けられた“具体的な取り組み”をどれくらい達成できたかを判断します。

なお、本評価は宇治市が実施する事業についての、実施所管課による内部評価です。

(2) 評価指標

|           |                             |
|-----------|-----------------------------|
| F(Finish) | 事業の目的を達成したため終了した            |
| A         | 計画的に事業を実施しており、引き続き充実を図る     |
| B         | 事業は継続するが、新たな課題等への対応が必要      |
| C         | ニーズを勘案し、事業の縮小、休廃止に向けた見直しが必要 |
| D         | 一時休止、保留などの事業                |
| -(ハイフン)   | 隔年等で実施するため、評価対象年度の実績がない     |

※H23 当時は「A」「B」「C」「-」の評価のみ。

配点表に基づき、平成24年度作成の「推進のめやす(平成23年度事業評価)」と令和2年度作成の「推進のめやす(令和元年度事業評価)」に掲載されている全事業の平均値を算出し、その数値に応じて再評価を行い比較します。

<配点表>

| 評価        | 配点 |
|-----------|----|
| F(Finish) | 3点 |
| A         | 3点 |
| B         | 2点 |
| C         | 1点 |
| D         | -  |
| -(ハイフン)   | -  |



<再評価基準>

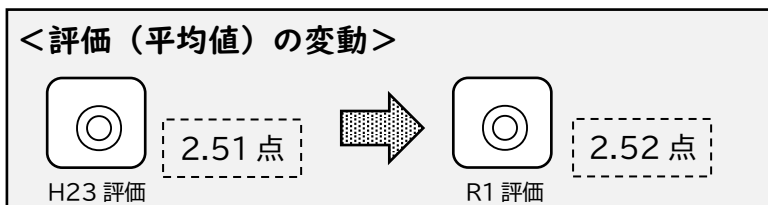
| 平均値              | 評価 |
|------------------|----|
| 2.5以上            | ◎  |
| 1.5以上<br>～2.5点未満 | ○  |
| 1.5点未満           | △  |

※令和2年度事業評価について、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた年度であったため、事業評価の基準に平年と差異があり単純比較が難しく、令和元年度評価との比較を行います。

## <第2期計画（前期計画）における「推進のめやす」掲載事業の評価の推移>

### 1. 安全・安心に暮らせるまちづくり

|   |
|---|
| (1) 個人の尊厳と基本的人権を尊重し、地域の課題解決に向けた取り組みを地域全体で進められるように推進・支援します。  |
| 1 同和問題や女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人、難病患者等をめぐる人権問題を課題としながら、一人ひとりが命の尊さや互いの基本的人権を尊重し合う福祉社会実現の取り組みを推進・支援します。 |
| (2) 健康でいきいきと暮らしていくために、こころと体の健康づくりを推進します。  |
| 2 各種予防事業に積極的に取り組みます。  |
| 3 各種検(健)診や予防事業等、健康に関する情報を積極的に広報することにより、より多くの人の事業への参加をめざします。                                       |
| 4 高齢者のサークル活動の支援等により、生きがいづくりを推進します。  |
| (3) 災害時の被害を最小限にとどめる取り組みや生活環境のバリアフリー化を推進します。   |
| 5 防災情報の発信や災害ボランティアセンターへの支援等、災害時に備えた取り組みを積極的に推進します。  |
| 6 災害時の被害を最小限にとどめるために、河川等の改修・整備や建築物の耐震改修助成等の取り組みを推進します。  |
| 7 すべての人が安全に安心して利用できるように、公共施設や道路等の計画的なバリアフリー化やユニバーサルデザインの普及を促進します。                                 |
| (4) 地域による防犯・防災の取り組みを支援します。  |
| 8 地域における防犯・防災のネットワークづくりのきっかけとなる、民生児童委員や学区福祉委員等による一人暮らし高齢者訪問活動、子どもや障害者の見守り活動等の拡充を支援します。            |
| 9 災害時要援護者避難支援計画に基づき、災害時に自力での避難が困難な人(要援護者)の情報を本人の同意を得たうえで町内会・自治会等と共有し、いざというときに助け合える体制の整備を推進します。    |



| 評価指標 | 事業数 |
|------|-----|
| A    | 32  |
| B    | 22  |
| C    | 3   |
| -    | 1   |
| 合計   | 58  |

| 評価指標      | 事業数 |
|-----------|-----|
| F(Finish) | 0   |
| A         | 33  |
| B         | 30  |
| C         | 0   |
| D         | 0   |
| -         | 0   |
| 合計        | 63  |

### <総括>

平成23年度と比較して、『C』評価となった事業が0になったことに加えて、全体の事業数が増加したものの、『B』評価の事業が増加したことで、評価の平均としては概ね変動なしとなった。

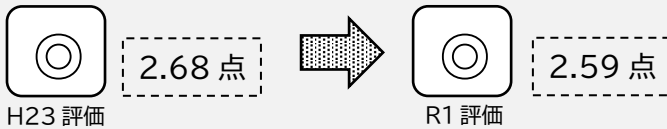
次期計画に向けた課題として地域防災の面で町内会・自治会など地域力の低下による影響から、自主防災組織の活動促進や防災意識の啓発等への積極的な取組が必要である。



## 2. 地域福祉活動への住民参画の推進

- (1) 地域福祉活動への参加意欲を持っている人が、気軽に活動に参加できるきっかけづくりを支援します。
- 10 学区福祉委員会によるバザーや、市社協の福祉まつり等のイベントが地域福祉活動への参加のきっかけになるよう、広報の工夫や継続的に参加してもらえる取り組みを支援します。
- 11 団塊の世代をはじめ、知識や経験を持った人を活動へとコーディネートするしくみを構築します。
- (2) 地域での世代間交流や学校での福祉体験学習等を通じて、「向こう三軒両隣」で支え合う福祉文化を育む取り組みを推進します。
- 12 日ごろの声かけやあいさつによるご近所とのつながりや世代間交流、ボランティア活動の意義を積極的に広報・啓発する取り組みを推進します。
- 13 学校教育における福祉体験学習や、学区福祉委員会と連携した地域福祉活動を行う等、学校・地域・家庭が連携しながら、より実践的な福祉教育を推進します。また、市社協と協働しながら大学生等の地域交流活動を支援します。
- 14 地域で支え合うしくみとして、ボランティア切符やエコマネー等の取り組みを推進します。
- (3) ボランティアの育成や活動を支援します。
- 15 市社協や福祉サービス公社、ボランティア活動センター等と連携し、ボランティア・NPOの育成や活動を支援します。
- 16 ボランティア・NPO活動の情報や活動の魅力を伝え、参加者の増加に結びつく広報・啓発の取り組みを推進します。
- 17 企業による企業市民活動(社会貢献活動)が活性化するような取り組みを進めます。
- (4) 地域福祉活動の基盤となる地域コミュニティの育成を推進します。
- 18 町内会・自治会の存在意義を住民に周知・広報するとともに、町内会・自治会等が行う未加入者に対する加入促進の取り組みを支援します。
- 19 町内会・自治会だけでなく、地域のサークルやNPO等、地域で行われる多様なコミュニティ活動を支援します。
- (5) 地域福祉活動や交流の拠点整備を推進します。
- 20 地域福祉活動や交流の拠点として、総合福祉会館や地域福祉センター、隣保館、集会所、公園等の公共施設がより気軽に使いやすくなる取り組みや、学校施設や福祉施設、空き店舗等を地域の交流の拠点として活用できるよう、条件整備を推進します。
- 21 地域にある既存の公共施設を適切に維持管理し、計画的に整備・改修します。
- (6) 地域福祉活動を支える基盤として、寄付文化の醸成に努めます。
- 22 社協活動をはじめとする地域福祉活動を支える基盤として、募金活動に積極的に取り組みます。
- 23 募金や寄付の使途を明確にする等、理解を得るための広報・啓発に取り組みます。

### <評価(平均値)の変動>



H23評価指標別事業数

| 評価指標 | 事業数 |
|------|-----|
| A    | 13  |
| B    | 6   |
| C    | 0   |
| -    | 1   |
| 合計   | 20  |

R1評価指標別事業数

| 評価指標      | 事業数 |
|-----------|-----|
| F(Finish) | 0   |
| A         | 10  |
| B         | 7   |
| C         | 0   |
| D         | 0   |
| -         | 0   |
| 合計        | 17  |

### <総括>

平成23年度と比較して、取組事業数の減少及び『A』評価の事業が減少したことにより、評価の平均値としては低下した。

地域で活動する人の育成に取り組んだが、次期計画に向けた課題として、メンバーの高齢化等による役員のなり手不足など、地域活動の担い手確保に課題がある。

また、地域の交流拠点の整備等に関連した事業について、さらなる広報や利用促進に向けた取組が必要である。

### 3. ゆるやかな支え合い

(1) 支援が必要な人を、一人ひとりの考え方や生活スタイルの違いを尊重しながら見守っていくための取り組みを推進します。

24 認知症や障害をはじめとした福祉課題についての正しい理解の促進や広報・啓発に積極的に取り組むとともに、当事者組織の結成やその活動を支援します。

25 ふれあいサロン活動等、地域とのつながりづくりを支援します。

26 犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図るための取り組みとして、広報活動を推進します。

(2) 地域での見守り等を通じて、孤立を未然に防ぐ地域づくりを推進します。

27 地域での見守り等を通じて、様々な情報や事例を共有し、関係機関との連携体制を強化する取り組みを推進します。

28 地域での見守り等を通じて、近年社会問題となっている虐待やDV、孤独死・自殺の防止、ひきこもり対策等への支援の取り組みを推進します。

(3) 地域の人と人をつなぐ場として、地域福祉のつどいや地域懇談会等の取り組みを支援します。

29 活動を行っている人々が、地域福祉のつどいや地域懇談会において支援の事例や情報を共有することにより連携を強化できるよう支援します。

30 地域懇談会におけるファシリテーター(進行促進役)である地域協働コーディネーターを地域福祉推進の中核を担う人材として位置づけて養成し、地域が地域懇談会に主体的に取り組む環境づくりを推進します。

#### <評価(平均値)の変動>



H23評価指標別事業数

| 評価指標 | 事業数 |
|------|-----|
|      |     |
| A    | 9   |
| B    | 4   |
| C    | 0   |
|      |     |
| -    | 0   |
| 合計   | 13  |



R1評価指標別事業数

| 評価指標      | 事業数 |
|-----------|-----|
| F(Finish) | 0   |
| A         | 6   |
| B         | 5   |
| C         | 0   |
| D         | 0   |
| -         | 0   |
| 合計        | 11  |

#### <総括>

平成 23 年度と比較して、『A』評価の事業が減少したことにより、評価の平均値としては大きく低下したものの、社会福祉協議会によるふれあいサロンの実施など、地域での支え合い活動の推進に積極的に取り組んだ。

次期計画に向けた課題として、自殺やひきこもりなど制度のはざまにある生活課題を抱える人を支えるうえで、従来の縦割り行政に課題があり、分野ごとのさらなる連携に向けて取り組む必要がある。

#### 4. 多様な福祉サービスの創生と展開

(1) 支援が必要な人に対して必要なサービスが円滑に提供できるよう支援します。

- 31 事業者においては第三者評価や利用者アンケートを実施したり、また行政においては学習会等を通じて利用者と事業者の橋渡しを行う等、サービスの質の向上につながる取り組みを推進します。
- 32 地域包括支援センターを中心に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるような地域包括ケアの構築を進めます。
- 33 地域子育て支援拠点を中心に、子育て世代を支援し、子育てを楽しむことができるような環境づくりを推進し、子育てひろば等の取り組みを通じて、横のネットワークづくりを支援します。
- 34 障害者生活支援センターや地域自立支援協議会等、障害者の相談体制の充実を支援します。

(2) 地域の福祉サービス事業者との連携やNPO法人、市民活動団体への支援の取り組みを進めます。

- 35 保健・医療・福祉の横断的な連携を進めるため、福祉サービス公社をはじめとした福祉サービス事業者や専門機関、医療機関等との意見交換、情報交換の場づくりを進めます。
- 36 既存の福祉サービスだけでは対応しきれない生活課題に対応するため、先駆的な活動を行うNPO法人や市民活動団体等の主体的な活動を支援します。

(3) 地域での生活不安や困難に対応するセーフティネットとなる施策や活動を推進します。

- 37 失業者や生活困難世帯に対する貸付事業を通じて生活不安の解消を支援します。
- 38 失業者や障害者の就労機会や雇用の確保に向けた取り組みを推進します。

#### <評価（平均値）の変動>



H23評価指標別事業数

| 評価指標 | 事業数 |
|------|-----|
|      |     |
| A    | 19  |
| B    | 9   |
| C    | 0   |
|      |     |
| -    | 0   |
| 合計   | 28  |



R1評価指標別事業数

| 評価指標      | 事業数 |
|-----------|-----|
| F(Finish) | 1   |
| A         | 12  |
| B         | 8   |
| C         | 0   |
| D         | 1   |
| -         | 0   |
| 合計        | 22  |

#### <総括>

平成 23 年度と比較して、取組事業数の減少及び『A』評価の事業が大幅に減少したが、評価の平均値としては若干の低下となった。地域子育て支援拠点の拡充による、地域子育てひろばの終了や地域包括支援センターの拡充に取り組んだ。

次期計画に向けた課題として、各分野の連携を強化し、移り変わる市民ニーズや、制度のはざまにある生活課題に対応した包括的な仕組みづくりに向けた見直しを検討していく必要がある。

## 5. 安心して利用できる相談体制や福祉サービスの情報提供

(1) 困ったときに気軽に相談できるしくみづくりを推進します。

39 分野別の相談窓口だけでなく、総合的な相談窓口の充実を図ります。

40 民生児童委員による、身近な地域での相談活動の充実を支援します。

41 市社協が実施する、ふれあい福祉センター相談事業を引き続き支援します。

42 地域で支援を必要としている人を行政や福祉サービス事業者、場合によっては弁護士・司法書士・社会福祉士や医療関係等の専門分野につなぐ横断的なネットワークづくりを推進します。

(2) 福祉サービスの利用支援をはじめとした自立支援の取り組みを推進します。

43 成年後見制度助成事業や日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)、コンタクトパーソン事業等、権利擁護の取り組みを積極的に広報し、利用者に対するきめ細やかな取り組みを支援します。

(3) より効果的な広報・情報提供のあり方を検討します。

44 市政だより・ホームページ、情報誌の発行や掲示板の設置等、より分かりやすく正確に伝わる情報の発信を推進します。

45 福祉サービス事業者等からの恒常的な情報の発信を支援します。

(4) 利用者の満足度を高める取り組みを推進します。

46 苦情対応・オンブズマン制度等の利用促進を図り、事業者等への助言・指導・研修等の取り組みを推進します。

### <評価(平均値)の変動>



H23 評価

2.50 点



R1 評価

2.54 点

H23評価指標別事業数

| 評価指標 | 事業数 |
|------|-----|
|      |     |
| A    | 6   |
| B    | 6   |
| C    | 0   |
|      |     |
| -    | 0   |
| 合計   | 12  |



R1評価指標別事業数

| 評価指標      | 事業数 |
|-----------|-----|
| F(Finish) | 0   |
| A         | 8   |
| B         | 4   |
| C         | 1   |
| D         | 0   |
| -         | 0   |
| 合計        | 13  |

### <総括>

平成 23 年度と比較して、『A』評価の事業が増加し、逆に『B』評価の事業が減少した。『C』評価の事業が1つ増加したものの、評価の平均値としては若干の増加となった。

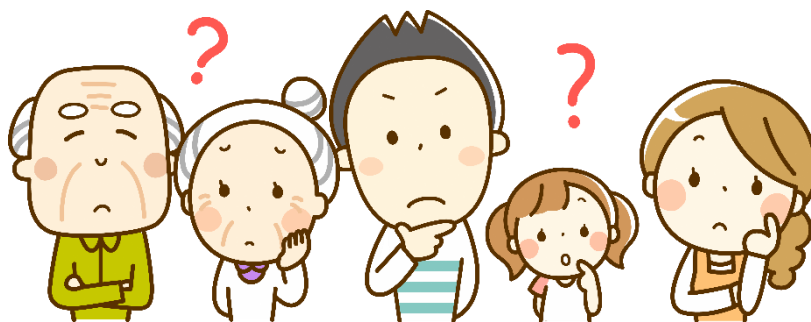
次期計画に向けた課題として、情報発信について課題を残しており、ICT等の活用を含めた幅広い情報発信の対応が求められる。

また、総合的な相談窓口については実現に向けた検討が今後も必要である。

### 3 第3期計画で取り組む宇治市の課題

第2期宇治市地域福祉計画期間中の取組による地域福祉の推進状況及び第3期計画の策定にあたり実施したアンケート調査を基に、現状の宇治市における地域福祉に関する課題は大きく分けて以下の5項目にまとめ、次ページ以降に分析結果等を記載します。

1. 町内会・自治会等における地域力の低下
2. 多様化するニーズに対応する分野間の連携不足
3. 地域福祉活動への参加者の減少
4. 地域における日常的な人間関係の希薄化
5. 地域活動や各種サービス等の情報の不足



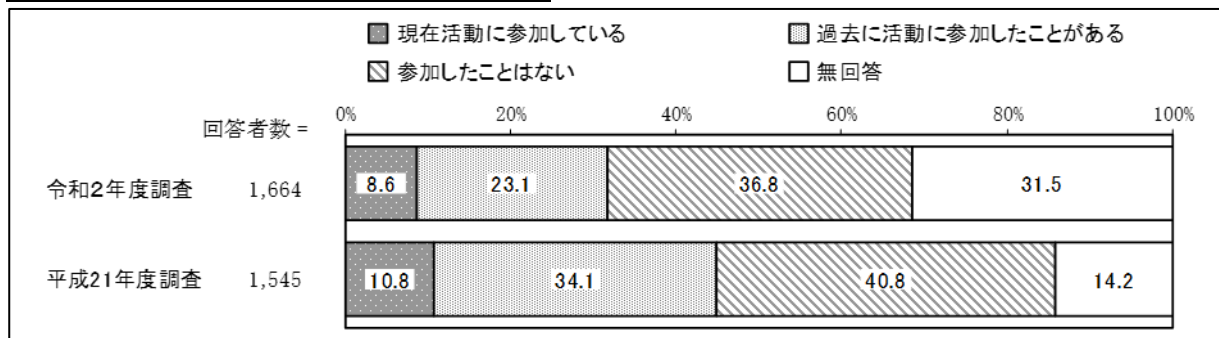
## 1. 町内会・自治会等における地域力の低下

住民アンケート調査の結果では、身近な地域での活動への参加について全体的に参加に対して消極的な傾向にあり、特に『町内会に関する活動』については、「参加したことはない」の割合が36.8%と最も高く、次いで「過去に活動に参加したことがある」の割合が23.1%となっています。平成21年度調査と比較すると、「過去に活動に参加したことがある」の割合が減少しており、年齢別でみると、年齢が低くなるにつれ「参加したことはない」の割合が高くなる傾向がみられます。

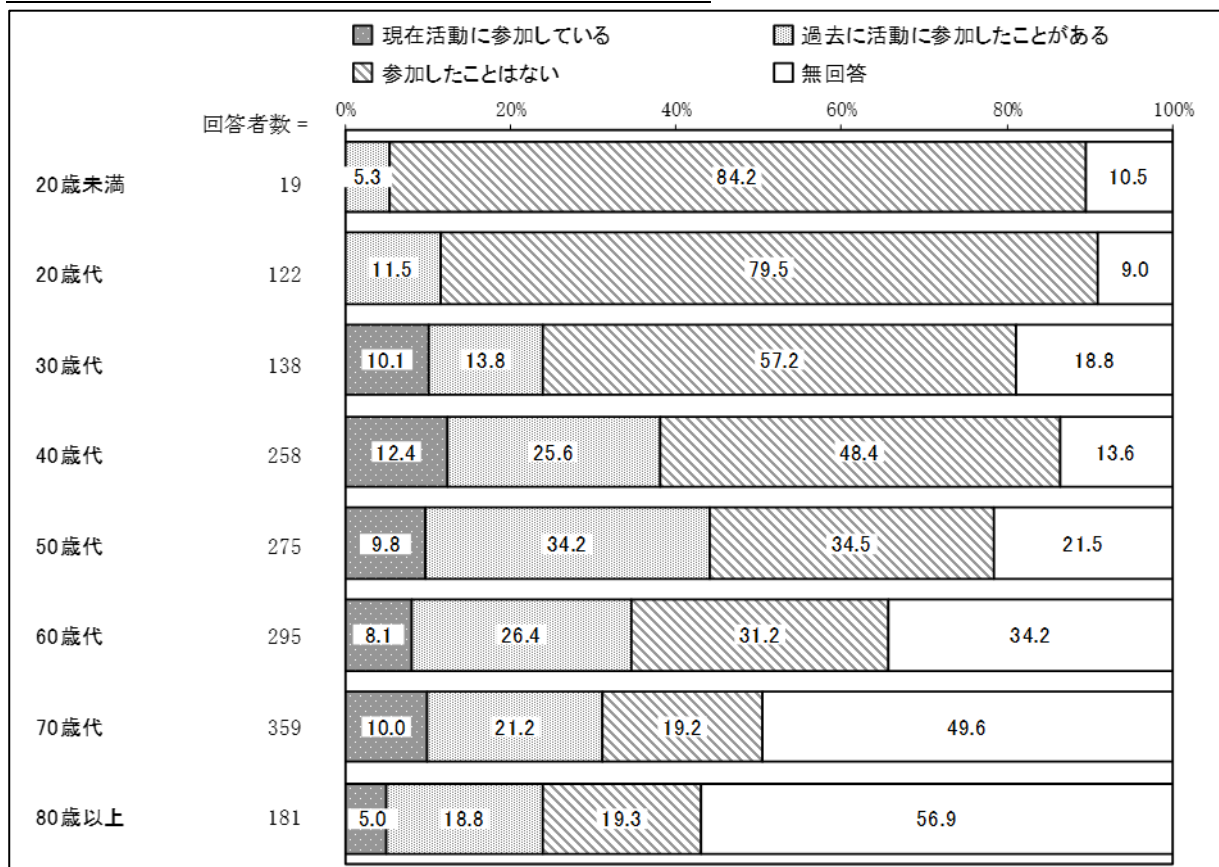
宇治市では、様々な取組を行い、地域におけるコミュニティの活性化を図ってきましたが、若者の町内会・自治会への参加を促すこと等が課題となっています。

引き続き、地域活動への支援を行い、町内会・自治会の活動の大切さへの理解を深め、支え合い活動を促進することが必要です。

### ○町内会に関する活動への参加の状況



### ○町内会に関する活動への参加の状況（年代別）



## 2. 多様化するニーズに対応する分野間の連携不足

住民アンケート調査の結果では、生活で不安を感じていることとして、「健康のこと」、「老後のこと」の割合が高く、続いて、「収入のこと」、「家族の看護・介護」等が多く挙がっています。住民は、これら様々な不安を、複合的に感じながら暮らしています。

加えて、近年では、親の介護と子育てを同時にしなければならないダブルケアの生活課題や、18歳未満の子どもたちが病気や障害のある家族の介護、また兄弟姉妹の面倒を担いながら学校に通っているヤングケアラーの生活課題、80代の親が50代のひきこもりがちの子どもを養っている生活課題等、個人や世帯単位で新たな課題を抱え、支援を必要としている住民が増えています。

宇治市においては、以上の複合的な不安やニーズに対応するために、地域包括支援センターや地域子育て支援拠点における相談支援、地域自立支援協議会における関係機関との連携、社会福祉協議会におけるふれあい福祉センターの開設等、相談支援機能の包括的充実を図ってきましたが、引き続き、相談支援体制の強化を図るとともに、複雑化・複合化している福祉ニーズや生活課題に対応できるよう、重層的な支援体制の整備が求められています。

### ○生活で不安を感じていることや困っていること（年代別・回答割合上位5つ）※複数回答可

| 区分    | 1位                         |       | 2位     |       | 3位                  |       | 4位        |       | 5位   |       |                     |
|-------|----------------------------|-------|--------|-------|---------------------|-------|-----------|-------|--|-------|---------------------|
| 20歳未満 | ・健康のこと<br>・収入のこと<br>・仕事のこと | 15.8% |        |       |                     |       | ・老後のこと    | 10.5% | ・子どもの教育や将来のこと<br>・不登校・ひきこもり<br>・家庭内の人間関係<br>・災害時の対応<br>・交通事故 |       | 5.3%                |
| 20歳代  | ・仕事のこと                     | 25.4% |        |       |                     |       | ・収入のこと    | 23.0% | ・健康のこと   | 19.7% | ・家族の看護・介護<br>・老後のこと |
| 30歳代  | ・子どもの教育や将来のこと              | 30.4% | ・健康のこと | 29.7% | ・収入のこと              | 23.2% | ・仕事のこと    | 22.5% | ・老後のこと   | 21.7% |                     |
| 40歳代  | ・子どもの教育や将来のこと              | 38.0% | ・老後のこと | 35.7% | ・健康のこと              | 34.1% | ・収入のこと    | 21.7% | ・家族の看護・介護  | 19.4% |                     |
| 50歳代  | ・老後のこと                     | 48.4% | ・健康のこと | 44.4% | ・家族の看護・介護           | 21.8% | ・収入のこと    | 20.0% | ・仕事のこと   | 16.4% |                     |
| 60歳代  | ・健康のこと                     | 60.7% | ・老後のこと | 53.9% | ・家族の看護・介護<br>・収入のこと | 22.0% |           |       | ・災害時の対応  |       | 19.3%               |
| 70歳代  | ・健康のこと                     | 57.4% | ・老後のこと | 42.9% | ・災害時の対応             | 19.5% |           |       | ・家族の看護・介護  | 15.3% | ・収入のこと              |
| 80歳以上 | ・健康のこと                     | 69.1% | ・老後のこと | 35.4% | ・災害時の対応             | 24.9% | ・家族の看護・介護 | 17.1% | ・収入のこと<br>・地域での人間関係  | 6.6%  |                     |

### 3. 地域福祉活動への参加者の減少

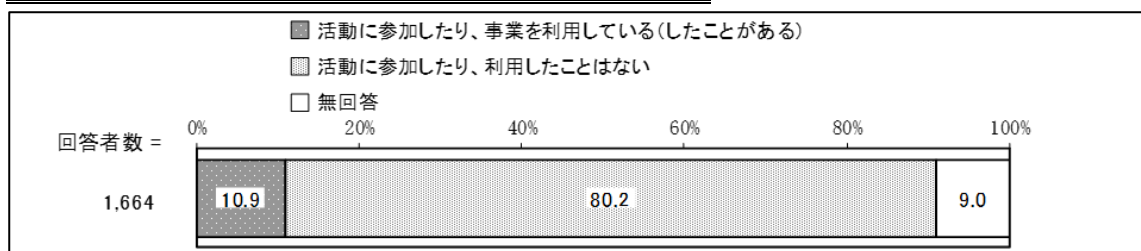
宇治市では、宇治市社会福祉協議会内に宇治ボランティア活動センターを設置し、団体登録では48団体、個人登録で191人が登録されており、ボランティア活動を推進しています。

身近な地域でいろんなボランティア活動の一つとして、学区福祉委員会が活動しています。学区福祉委員会は、宇治市の特徴的な取組の一つですが、住民アンケート調査の結果では、その活動に参加したり、事業を利用したことがある人は約1割となっています。

その理由として、活動の内容を知らない人の割合が約5割となっており、地域福祉活動への参加意欲がある人に向けて情報を届けることが必要です。

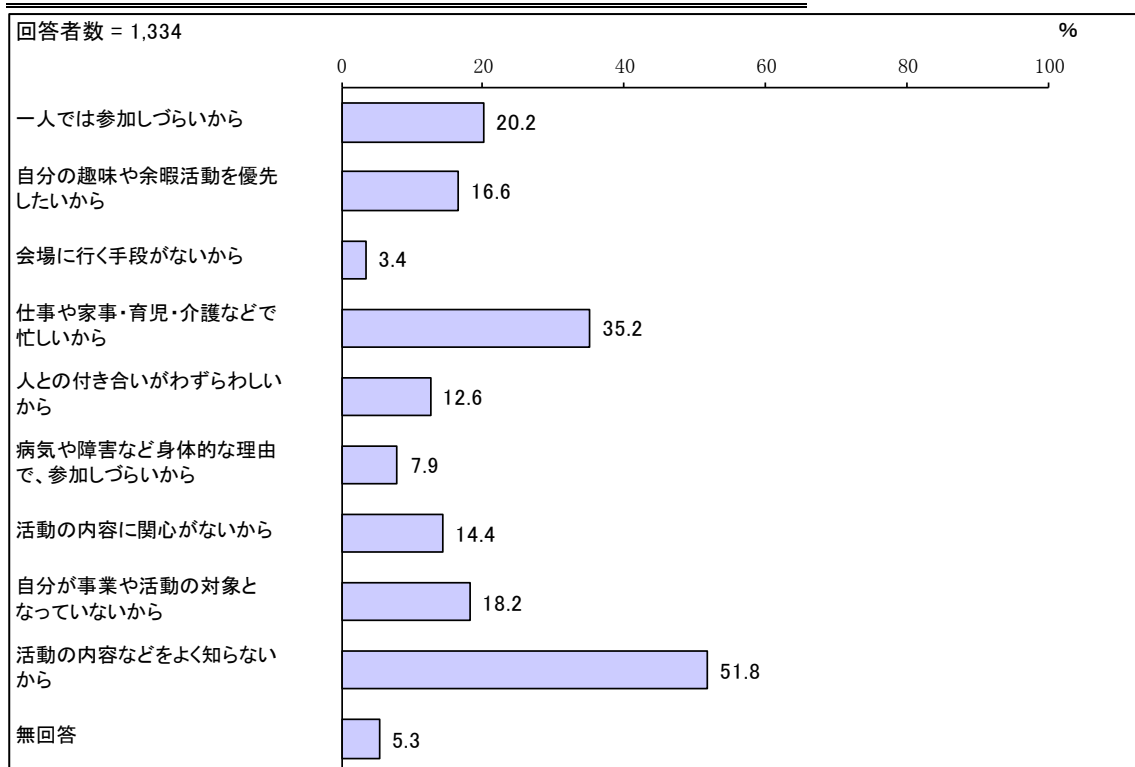
地域福祉活動を担う人材を確保するために必要なこととして、「若い世代が気軽に地域福祉活動に参加できるような様々なきっかけづくり（ボランティア体験機会の提供等）」「現役時代に培った多彩なノウハウを持つ退職者への働きかけ」等、気軽に参加できる環境やきっかけづくりが求められています。

#### ○学区福祉委員会の活動への参加状況や利用状況



#### ○学区福祉委員会の活動への参加・利用していない理由

※複数回答可





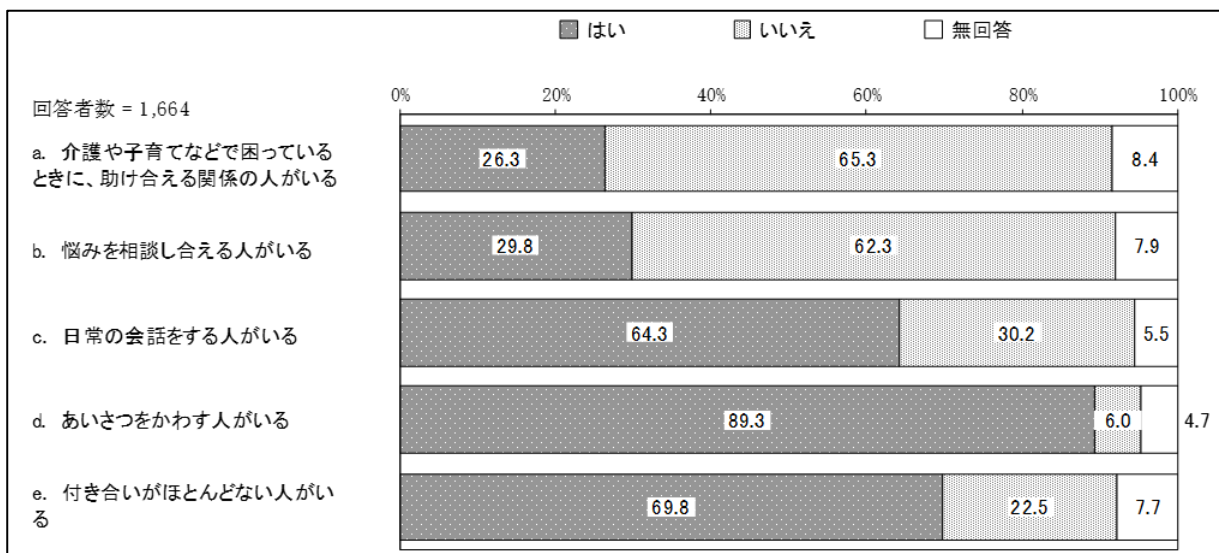
## 4. 地域における日常的な人間関係の希薄化

住民アンケート調査の結果では、近所付き合いの程度として、「付き合いがほとんどない人がいる」割合は約7割となっており、地域における日常的なふれあいの減少が進んでいることがうかがえます。

また、「介護や子育て等で困っているときに、助け合える関係の人がいる」「悩みを相談し合える人がいる」のうち、どのような手助けができるかについて、年齢別にみると「ごみ出し・家の前の掃除等」については60歳代以上と比較して50歳代以下の年代の割合が低くなっているのに対し、「短時間の子どもの預かり」については、30歳代と40歳代と比較して、50歳代以上の割合が低くなっています。

地域活動への支援を行い、近隣住民の交流・理解を深め、地域住民による日常的なふれあいや支え合い活動を促進することが必要です。

### ○近所の人（近隣5～6軒）との付き合いの程度



### ○近所の人（近隣5～6軒）への手助けの内容（年代別）

※複数回答可

| 区分    | 回答者数（件） | 安否確認の声かけ | 話し相手  | 家の前出しの掃除など | 短時間の子どもの預かり | 子どもの送り迎え | 外出の手助け | 介護の手伝い | 家事や買い物の手伝い | わからない | その他  | 無回答  |
|-------|---------|----------|-------|------------|-------------|----------|--------|--------|------------|-------|------|------|
| 20歳未満 | 8       | 50.0%    | 87.5% | 25.0%      | -           | -        | 12.5%  | -      | -          | 12.5% | -    | -    |
| 20歳代  | 18      | 44.4%    | 66.7% | 38.9%      | 5.6%        | 11.1%    | 11.1%  | 16.7%  | 22.2%      | 5.6%  | -    | 5.6% |
| 30歳代  | 26      | 73.1%    | 84.6% | 57.7%      | 46.2%       | 30.8%    | 19.2%  | 7.7%   | 26.9%      | 7.7%  | -    | -    |
| 40歳代  | 86      | 67.4%    | 74.4% | 36.0%      | 37.2%       | 30.2%    | 18.6%  | 10.5%  | 29.1%      | 4.7%  | 1.2% | 1.2% |
| 50歳代  | 77      | 81.8%    | 72.7% | 48.1%      | 13.0%       | 2.6%     | 18.2%  | 9.1%   | 27.3%      | 6.5%  | -    | 1.3% |
| 60歳代  | 80      | 80.0%    | 76.3% | 60.0%      | 18.8%       | 11.3%    | 11.3%  | 12.5%  | 21.3%      | 2.5%  | 1.3% | -    |
| 70歳代  | 171     | 69.6%    | 71.9% | 60.8%      | 6.4%        | 4.7%     | 12.9%  | 7.0%   | 25.7%      | 1.8%  | 2.9% | 4.1% |
| 80歳以上 | 90      | 58.9%    | 64.4% | 51.1%      | 1.1%        | 2.2%     | 4.4%   | 10.0%  | 13.3%      | 7.8%  | 5.6% | 4.4% |

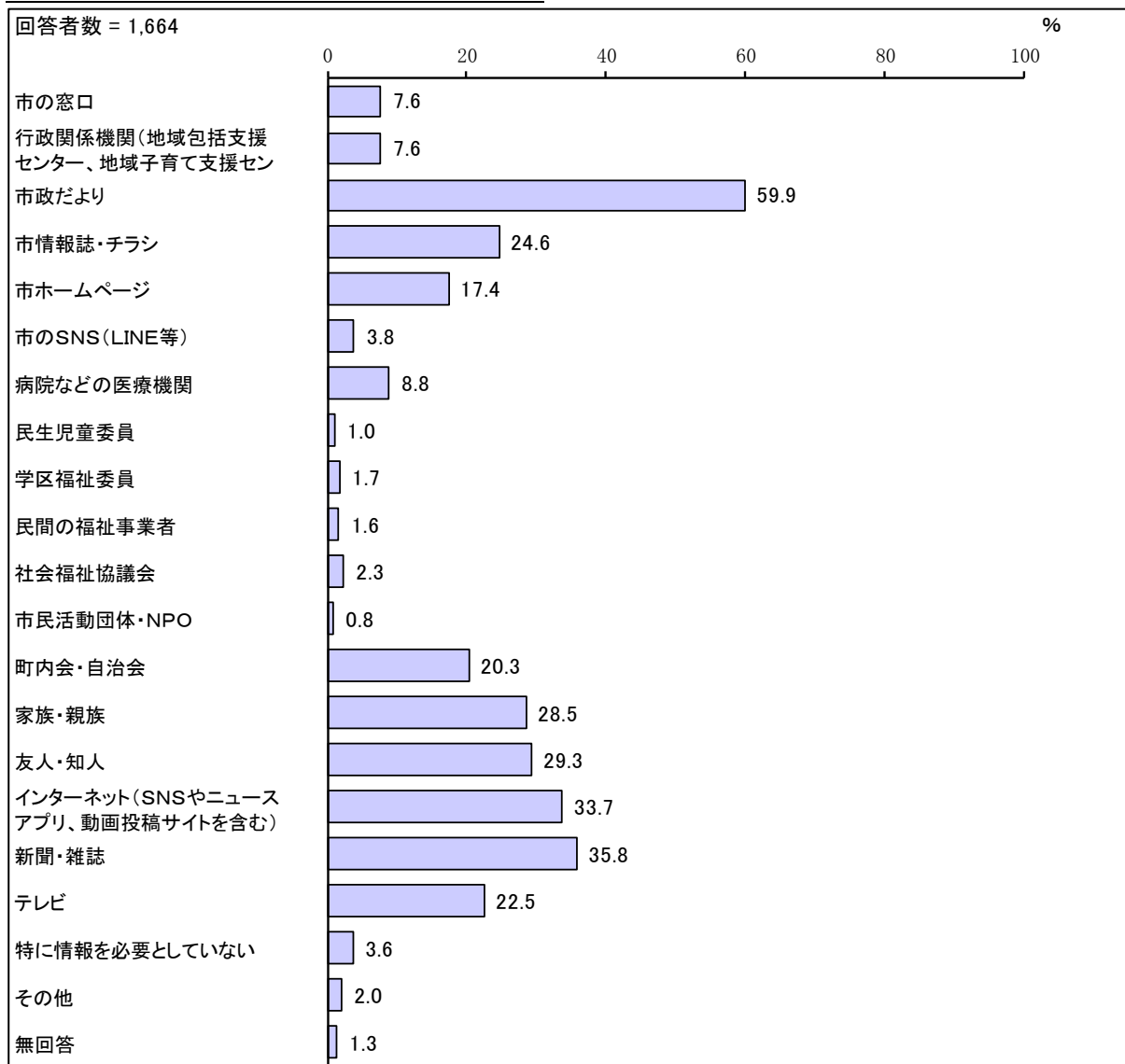
## 5. 地域活動や各種サービス等の情報の不足

住民アンケートの結果では、子育て支援や高齢者福祉、障害児者福祉等のサービスを利用する際に、「どのようなサービスが受けられるのかわからなかった」や、相談窓口を明確にしてほしいといった意見がありました。また、暮らしや福祉に関する必要な情報の入手手段として、「市政だより」「新聞・雑誌」「インターネット（SNSやニュースアプリ、動画投稿サイトを含む）」の割合が高くなっています。年齢が高くなるにつれ「市政だより」「町内会・自治会」「新聞・雑誌」の割合が高くなり、年齢が低くなるにつれ「インターネット（SNSやニュースアプリ、動画投稿サイトを含む）」の割合が高くなる傾向がみられます。

支援を必要とするときに、適切なサービスが受けられるよう、各年代の情報入手手段やニーズに応じた情報提供の充実を図る必要があります。さらに高齢者や障害者等にとっても分かりやすい情報活用・提供の工夫と支援が必要です。

### ○暮らしや福祉に関する情報の入手手段

※複数回答可



## 第 3 章

### 第 3 期計画の基本的な考え方と方向性



## 1 第3期計画の基本理念

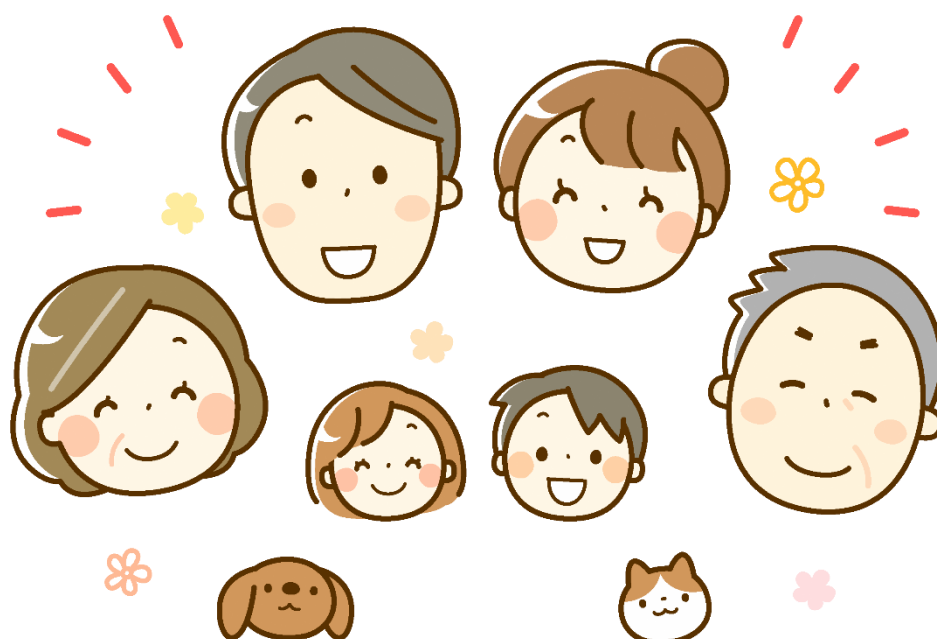
第3期計画においては、宇治市の地域福祉推進の目標として、第1期及び第2期計画の考え方を基にしつつ、基本理念を次のとおりとします。

### <基本理念>

一人ひとりが認め合い ともに支え合う

安心して暮らせる 地域共生社会の実現

を目指します



## 2 地域福祉推進の基本的視点

基本理念の実現に向け、宇治市では【人権尊重】、【連携・協働】、【福祉文化の発展】の3つの視点に立って地域福祉を推進していきます。

### 【人権尊重】

I 基本的人権を重んじ 誰もが地域で当たり前で暮らせる やすらぎのあるまちづくりを実現します。

年齢、国籍、出身、性別、性的指向・性自認、障害等、すべての人の基本的人権と固有の尊厳が尊重され、個性が活かされ合い、住み慣れた地域で当たり前で、安心して暮らせるまちづくりを実現します。

### 【連携・協働】

II 地域福祉の推進を担う者が 住民の主体的な参加と併せ 相互の連携・協働により 地域力を育むまちづくりを進めます。

地域社会の一翼を担う住民の主体的な参加を大前提とし、地域福祉の推進を担う者が、地域の課題を『我が事』として、連携・協働して地域活動への取組や支援を行い、地域力の向上を育む福祉のまちづくりを推進します。

### 【福祉文化の発展】

III 豊かな自然環境や地域の歴史・風土を活かした 地域の状況に応じた特徴のある地域福祉の推進に努めます。


宇治の歴史・文化を基盤としながら、住民一人ひとりが培ってきた思いやりや優れた技と経験を活かし、地域の状況に応じた福祉文化を継承し、発展させていきます。

### 3 第3期計画における地域福祉推進の指針（コンセプト）

地域福祉計画は、活動を自発的に行う住民だけでなく、社会福祉に関する活動を行う人々、福祉サービス事業者、社会福祉協議会、行政の5者による協働で進める行政計画です。

今後、宇治市の地域福祉をより一層推進していくために、住民アンケート調査等により集約した課題に総合的に取り組んでいくことが必要です。そこで、第3期計画におけるコンセプトとして、今後の地域福祉推進の指針を以下のように設定します。

|   |                   |
|---|-------------------|
| ち | 地域コミュニティに活気を      |
| は | はざまをなくし包括的な相談と支援へ |
| や | やってみようを簡単に        |
| ひ | 人と人との関わりを大切に      |
| め | 目に見える形で魅力ある情報発信を  |



宇治市宣伝大使  
ちはや姫



#### 地域コミュニティに活気を

希薄化してきている地域の人間関係に、活気を取り戻します。



#### はざまをなくし包括的な相談と支援へ

多様化・複合化するニーズに対応した、分野横断的な相談と支援の体制を整備します。



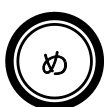
#### やってみようを簡単に

地域活動をやってみようという気持ちを簡単に行動に移せる環境を整えます。



#### 人と人との関わりを大切に

人と人との関わりを大切にし、孤立を生まない地域づくりを推進します。



#### 目に見える形で魅力ある情報発信を

たくさんの魅力的な活動がみんなの目に届くような仕組みをつくります。

## 4 第3期計画における重点取組項目（地域福祉推進の指針）

第2期計画の推進状況や各種アンケート調査結果等から見えてきた様々な課題を踏まえ、第3期計画における重点取組項目を以下のように設定します。

### ①市民ニーズに応じた地域コミュニティの活性化

（ち：地域コミュニティに活気を）

住民アンケートの結果では、町内会・自治会等の地域の間関係の希薄化が進み、活動ができなくなっているとの声があがりました。そこで、第3期計画においては、地域の活動への積極的な支援を推進します。

### ②重層的・包括的な相談及び支援体制の整備

（は：はざまをなくし包括的な相談と支援へ）

世帯や個人が抱える複合的福祉ニーズに対応していくために、地域住民、行政、社会福祉協議会、NPO、企業等による、連携協働機能を拡充します。また、孤立状態にある人や、自ら支援を活用することが難しい人等の困難事例に関しては、各分野の専門相談支援機関による協働機能を促進します。

そして、庁内連携を強化し、包括的で重層的な支援の体制構築に向けて取り組んでいきます。

### ③地域福祉活動の参加促進

（や：やってみようを簡単に）

ボランティアをはじめとした地域福祉活動をしてみたい意欲はあるものの、どこに相談すればよいのか分からないといった意見がありました。そういったことから、第3期計画では地域福祉に関する情報の入手を容易にし、気軽な参加へのきっかけを提供し、人と活動を結ぶ取組を進めます。

### ④孤立させない地域づくり・気軽に集まれる地域の活動拠点の確保

（ひ：人と人との関わりを大切に）

地域での見守りや声かけを通じて、孤立しがちな人を地域全体で見守ることや、新しく地域住民となった人に対して支援の断絶や地域での孤立を防ぐため、地域と関係団体、関係機関との連携を強化する取組を進めます。

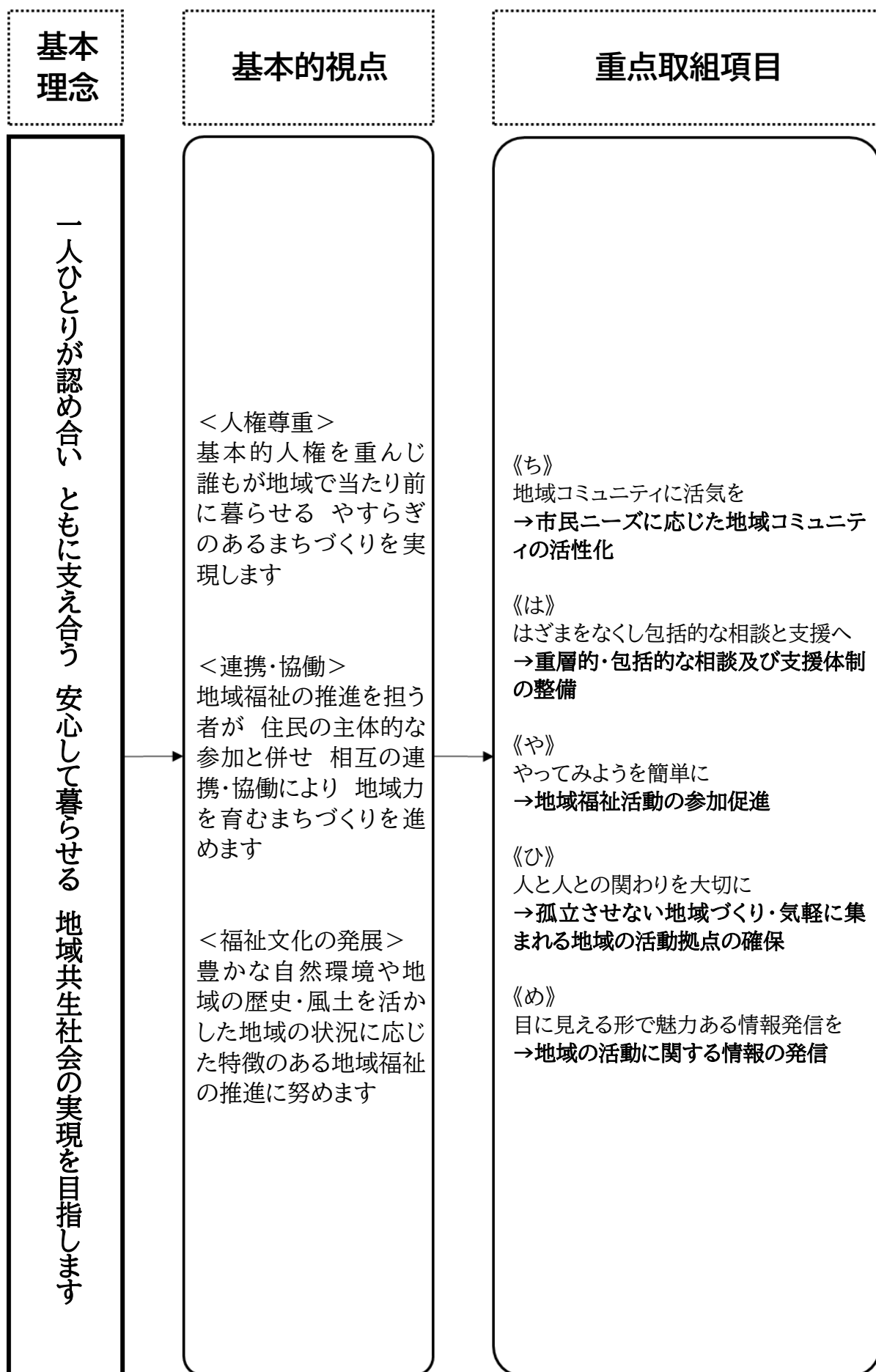
また、住民アンケートの結果では、地域の中に気軽に集まれる施設を希望する意見が見受けられました。そのため、既存の公共施設がより気軽に使いやすくなる取組や、活動拠点を新たに確保できる取組を進めます。

### ⑤地域の活動に関する情報の発信

（め：目に見える形で魅力ある情報発信を）

住民アンケートの結果では、必要な情報が必要に応じて入手できないという意見が多く見受けられました。そこで、地域での魅力ある活動を積極的に発信する手段の拡充や積極的な広報について充実させていきます。

## 5 施策の体系





## ＜地域福祉推進のプログラム＞

### 「5つの『柱』」

### 「施策の方向」

①安全・安心に暮らせるまちづくり

- (1) 個人の尊厳と基本的人権を尊重し、地域の課題解決に向け、地域全体で進められる取組の推進・支援
- (2) 健康でいきいきと暮らしていくために、こころと体の健康づくりの推進
- (3) 災害時の被害を最小限にとどめる取組と地域による防犯・防災の取組の推進

②市民が主体となった地域福祉活動の推進

- (1) 地域福祉活動への参加意欲を持っている人が、気軽に活動に参加できるきっかけづくりの支援
- (2) 地域での世代間交流や学校での福祉体験学習等を通じて、「向こう三軒両隣」で支え合う福祉文化を育む取組の推進
- (3) ボランティアの育成や活動の支援
- (4) 地域福祉活動の基盤となる地域コミュニティの活性化の推進
- (5) 地域福祉活動や交流の拠点整備の推進

③ゆるやかな支え合い

- (1) 一人ひとりの考え方や生活スタイルの違いを尊重しながら、地域で見守り、支援が必要な人を早期発見、解決へ導く取組の推進
- (2) 地域福祉の担い手として活動している人々の連携の強化

④多様な福祉サービスの創生と展開

- (1) 支援が必要な人に対して必要なサービスが円滑に提供できるような支援
- (2) 地域の福祉サービス事業者等との連携やNPO、市民活動団体への支援の取組の推進
- (3) 多様な地域課題を包括的・重層的に受け止め、関係機関が連携して解決へと導く体制の構築
- (4) 地域での生活不安や困難に対応するセーフティネットとなる施策や活動の推進

⑤安心して利用できる相談体制や福祉サービスの情報提供

- (1) 困ったときに気軽に相談できる仕組みづくりの推進
- (2) 成年後見制度等の権利擁護に関する制度や取組の推進
- (3) より効果的な広報・情報提供の推進
- (4) 利用者の満足度を高める取組の推進

成年

成年

・・・成年後見制度利用促進基本計画として一体的に策定

## 6 地域福祉推進のプログラムの具体的な取組

### 1. 安全・安心に暮らせるまちづくり

一人ひとりの人権が尊重され、誰もが住み慣れた地域で安全に、安心していきいきと暮らしていくことができるように、環境の整備や支え合いの仕組みづくりを推進します。

| 施策の方向【具体的な取組】   | 重点 | 関係課  |
|---|----|--|
| (1) 個人の尊厳と基本的人権を尊重し、地域の課題解決に向け、地域全体で進められる取組を推進・支援します。   |    |  |
| 1 部落差別や性別、子ども、高齢者、外国人、難病患者等をめぐる人権問題を克服し、性的指向・性自認、障害特性等の多様性を尊重し、一人ひとりの基本的人権と、互いの固有の尊厳を大切にしよう福祉社会実現の取組を推進・支援します。                                      | ②  | 人権啓発課<br>男女共同参画課<br>地域福祉課<br>障害福祉課<br>こども福祉課<br>長寿生きがい課                      |
| 2 すべての人が安全に安心して利用できるような公共施設や道路等の計画的なバリアフリー化やユニバーサルデザインの普及の推進と併せ、交通結節点までの距離にかかわらず移動が困難な方など、新たな移動ニーズに対応していくために、既存公共交通との整合性を図りながら地域に応じた移動手段の確保に取り組みます。 | ②  | 道路建設課<br>公園緑地課<br>建築指導課<br>交通政策課<br>生涯学習課                                    |
| (2) 健康でいきいきと暮らしていくために、こころと体の健康づくりを推進します。  |    |  |
| 3 フレイル予防、各種の機能低下予防、疾病予防事業の積極的な実施及び各種検（健）診等、健康に関する情報の積極的な広報に取り組みます。  | ④  | 文化スポーツ課<br>保健推進課<br>長寿生きがい課<br>健康づくり推進課                                      |
| (3) 災害時の被害を最小限にとどめる取組と地域による防犯・防災の取組を推進します。  |    |  |
| 4 防災情報の発信や災害ボランティアセンターへの支援等、災害時に備えた取組を積極的に推進します。  | ③  | 危機管理室<br>総務課<br>地域福祉課<br>障害福祉課<br>こども福祉課<br>長寿生きがい課<br>維持課<br>雨水対策課<br>建築指導課 |
| 5 災害時の被害を最小限にとどめるために、道路・河川・排水路等の改修・整備や建築物の耐震改修助成等の取組を推進します。   | ②  |  |
| 6 犯罪被害者等が被害からの回復及び軽減を図るための取組として、支援機関の紹介等の広報活動を推進します。  | ②  |  |
| 7 福祉等の支援を必要とする犯罪をした人が、再び罪を犯すことなく立ち直ることができるよう支援する取組を推進します。   | ②  |  |
| 8 地域における防犯・防災のネットワークづくりを支援するとともに、民生児童委員、学区福祉委員会や喜老会等による一人暮らし高齢者訪問活動、学童の登下校等子どもの見守り活動、障害者の見守り活動等の拡充を支援します。   | ③  |  |
| 9 災害時避難行動要支援者名簿を活用し、いざというときに地域で助け合える体制の整備を推進します。  | ③  |  |

## 2. 市民が主体となった地域福祉活動の推進

人材の発掘・育成や支え合いの仕組みづくり、地域での活動拠点の整備を進めます。

| 施策の方向【具体的な取組】   | 重点 | 関係課                            |
|---|----|--------------------------------|
| (1) 地域福祉活動への参加意欲を持っている人が、気軽に活動に参加できるきっかけづくりを支援します。  |    |                                |
| 10 宇治市社会福祉協議会や学区福祉委員会等による地域福祉活動への参加のきっかけになるよう、広報やイベント等を支援します。                                 | ②  | 秘書広報課<br>文化スポーツ課<br>地域福祉課      |
| 11 デジタル技術の活用により、知識や経験を持った人や活動に興味を持つ人と、活動とをつなぐ仕組みの構築を推進します。                                    | ②  | 長寿生きがい課<br>生涯学習課               |
| (2) 地域での世代間交流や学校での福祉体験学習等を通じて、「向こう三軒両隣」で支え合う福祉文化を育む取組を推進します。                                  |    |                                |
| 12 日ごろの声かけやあいさつによるご近所とのつながりや世代間交流、ボランティア活動の意義を積極的に広報・啓発する取組を推進します。                            | ①  | 地域福祉課<br>生涯学習課                 |
| 13 学校教育における福祉体験学習や、学校・地域・家庭の連携・協働による活動の中で、より実践的な福祉教育を推進します。宇治市社会福祉協議会と協働による大学生等の地域交流活動を推進します。 | ②  | 学校教育課<br>教育支援課                 |
| (3) ボランティアの育成や活動を支援します。   |    |                                |
| 14 宇治市社会福祉協議会や宇治市福祉サービス公社、宇治ボランティア活動センター等と連携し、ボランティア・NPOの育成や活動を支援します。                         | ②  | 産業振興課                          |
| 15 ボランティア・NPOの活動の情報や活動の魅力を伝え、参加者の増加に結びつく広報・啓発の取組を推進します。                                       | ③  | 地域福祉課<br>長寿生きがい課               |
| 16 企業による企業市民活動（社会貢献活動）が活性化するような取組を進めます。   | ②  |                                |
| (4) 地域福祉活動の基盤となる地域コミュニティの活性化を推進します。   |    |                                |
| 17 町内会・自治会の存在意義を住民に周知・広報するとともに、NPO等との連携も含めた支援により、町内会・自治会等の積極的な活動の活性化を目指します。                   | ④  | 自治振興課                          |
| 18 地域のサークル活動、NPOや市民活動団体等、地域で行われる多様なコミュニティ活動を支援します。  | ④  | 地域福祉課<br>長寿生きがい課               |
| 19 地域福祉活動を支える基盤として、募金や寄附文化の創造に積極的に取り組みます。   | ④  | 健康づくり推進課                       |
| (5) 地域福祉活動や交流の拠点整備を推進します。   |    |                                |
| 20 公共施設や学校、福祉施設、空き家・空き店舗、隣保館等の既存施設が、地域福祉活動や交流の拠点として、利活用できるような取組を推進します。                        | ①  | 秘書広報課<br>自治振興課<br>産業振興課        |
| 21 デジタル技術の活用により、気軽に住民同士の交流や情報共有のできる仕組みづくりを推進します。  | ①  | 人権啓発課<br>長寿生きがい課               |
| 22 地域にある既存の公共施設の適切な維持管理に加え、公共施設の在り方について改めて検討し、地域で有効的に利活用できるよう整備します。                           | ①  | 住宅課<br>教育総務課<br>学校管理課<br>生涯学習課 |

### 3. ゆるやかな支え合い

支援が必要な人を地域でゆるやかに支え合いながら、困りごとがあったとき、いざというときには迅速に対応できる地域での支え合いネットワークづくりを推進します。

| 施策の方向【具体的な取組】   | 重点 | 関係課  |
|---|----|--|
| (1) 一人ひとりの考え方や生活スタイルの違いを尊重しながら、地域で見守り、支援が必要な人を早期発見、解決へ導く取組を推進します。   |    |  |
| 23 障害特性や難病、認知症についての正しい理解の促進や広報・啓発に積極的に取り組むとともに、当事者組織の結成やその活動を支援します。 | ④  | 自治振興課<br>男女共同参画課<br>地域福祉課<br>障害福祉課<br>こども福祉課<br>保育支援課<br>長寿生きがい課 |
| 24 喜老会やふれあいサロン活動等、地域とのつながり・きずなづくりを支援します。                            | ⑤  |  |
| 25 地域におけるソーシャルワークを担う福祉専門職の育成を含めた、見守りから課題の発見、関係機関との連携、情報共有の体制を構築します。 | ④  |  |
| 26 子どもや高齢者、障害のある人等への虐待やDVについて、早期発見及び未然に防ぐための取組を推進します。               | ④  |  |
| 27 孤独死について、地域での見守り活動や事業所との協働により、早期発見及び未然に防ぐための取組を推進します。             | ④  |  |
| (2) 地域福祉の担い手として活動している人々の連携を強化します。                                   |    |  |
| 28 地域福祉推進委員会の開催や、活動を行っている人々によるつどいにより、地域福祉を担う人同士の連携の強化を推進します。        | ④  | 地域福祉課  |

#### 4. 多様な福祉サービスの創生と展開

地域で支援を必要としている様々な立場の人のニーズを把握し、行政や事業者による適切な福祉サービスの提供を推進します。

| 施策の方向【具体的な取組】  |   | 重点  | 関係課 |
|--|---|---|-----|
| (1) 支援が必要な人に対して必要なサービスが円滑に提供できるよう支援します。  |   |   |     |
| 29 福祉サービス事業者に関しては第三者評価や利用者アンケートを実施する等、サービスの質の向上につながる取組を推進します。                                  | ㊦ | 地域福祉課<br>障害福祉課<br>こども福祉課<br>保育支援課<br>長寿生きがい課<br>健康づくり推進課<br>介護保険課                   |     |
| 30 地域包括支援センターを中心に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるような地域包括ケアシステムの構築を進めます。                              | ㊦ |   |     |
| 31 地域子育て支援拠点を中心に、相談の受付等により子育て世代を支援し、子育てを楽しむことができるような環境づくりを推進し、横のネットワークづくりを支援します。               | ㊦ |   |     |
| 32 障害者生活支援センターや地域自立支援協議会等による障害者の相談体制について、相談機能の充実を図ります。   | ㊦ |   |     |
| 33 悩みを抱えた人に対して、状態が深刻化する前の早期発見や、寄り添い支援、誰も自殺に追い込まれることのない体制を構築します。                                | ㊦ |   |     |
| (2) 地域の福祉サービス事業者等との連携やNPO、市民活動団体への支援の取組を推進します。   |   |   |     |
| 34 保健・医療・福祉の横断的な連携を進めるため、福祉サービス会社をはじめとした福祉サービス事業者や専門機関、医療機関等との意見交換、情報交換の場づくりを進めます。             | ㊦ | 地域福祉課<br>長寿生きがい課<br>健康づくり推進課  |     |
| 35 既存の福祉サービスだけでは対応しきれない生活課題に対応するため、先駆的な活動を行うNPOや市民活動団体等の主体的な活動を支援します。                          | ㊦ |   |     |
| (3) 多様な地域課題を包括的・重層的に受け止め、関係機関が連携して解決へと導く体制を構築します。  |   |   |     |
| 36 ヤングケアラーやひきこもり等、分野横断的な課題や制度のはざまにある問題を、包括的・重層的に捉え、関係機関の連携・協働を強化することで課題解決のための適切な支援につなげます。      | ㊦ | 地域福祉課<br>生活支援課<br>障害福祉課<br>こども福祉課<br>保育支援課<br>長寿生きがい課<br>健康づくり推進課<br>介護保険課<br>教育支援課 |     |
| 37 地域で支援を必要としている人を行政や福祉サービス事業者、必要に応じて、弁護士・司法書士・社会福祉士や医療関係等の専門分野につなぐ等、関係機関の横断的なネットワークづくりを推進します。 | ㊦ |   |     |
| (4) 地域での生活不安や困難に対応するセーフティネットとなる施策や活動を推進します。  |   |   |     |
| 38 生活困窮者への支援を通じて、生活に困る人を見逃さず、適切な支援が行き届く地域づくりを推進します。  | ㊦ | 産業振興課<br>生活支援課  |     |
| 39 失業者や障害者、高齢者、ひとり親世帯等の就労に困難を抱える人への適切な支援を推進します。  | ㊦ |   |     |

## 5. 安心して利用できる相談体制や福祉サービスの情報提供

地域で支援を必要としている人からのSOSを見逃さず、必要な情報や適切な福祉サービスの利用につなげていく人と人のネットワークづくりを支援し、きめ細やかな相談体制の構築を推進します。

| 施策の方向【具体的な取組】                          |   | 重点 | 関係課                       |
|--|---|----|---------------------------|
| (1) 困ったときに気軽に相談できる仕組みづくりを推進します。        |   |    |                           |
|  | 40 分野別の相談窓口だけでなく、総合的な相談窓口の充実を図ります。  | ⑤  | 地域福祉課<br>教育支援課            |
|  | 41 民生児童委員による、身近な地域での相談活動の充実を支援します。  | ⑤  |                           |
|  | 42 不登校・ひきこもりに関する相談窓口を充実させ、内容に応じて関係課や関係機関との連携を図ります。  | ⑤  |                           |
| (2) 成年後見制度等の権利擁護に関する制度や取組を推進します。       |   |    |                           |
| 成年<br>後見<br>制度<br>利用<br>促進<br>基本<br>計画 | 43 成年後見制度利用促進に関する中核機関の在り方について、関係機関と協議・検討します。  | ⑤  | 地域福祉課<br>障害福祉課<br>長寿生きがい課 |
|  | 44 市民後見人等の養成に関する取組を支援します。   | ⑤  |                           |
|  | 45 親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に対応する取組を支援します。  | ⑤  |                           |
|  | 46 日常生活自立支援事業の対象にならないものの判断能力に不安があり、金銭管理が必要な者や身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援等、成年後見制度利用促進の取組を通して明らかになった地域課題等と併せて、協議会の設置を検討します。 | ⑤  |                           |
|  | 47 より多くの方が成年後見制度について理解を深められるよう、周知及び啓発を行います。   | ⑥  |                           |
| (3) より効果的な広報・情報提供を推進します。               |   |    |                           |
|  | 48 正確な情報をより多くの人に届けるため、個々に合った広報媒体での発信を推進します。   | ⑥  | 秘書広報課                     |
|  | 49 デジタル技術の活用により「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を推進します。  | ⑥  | IT推進課                     |
| (4) 利用者の満足度を高める取組を推進します。               |   |    |                           |
|  | 50 苦情対応・オンブズマン制度等の利用促進を図り、事業者等への助言・指導・研修等の取組を推進します。   | ⑤  | 長寿生きがい課                   |

## 第 4 章

### 地域福祉推進の体制



## I 地域福祉推進の役割

本計画は社会福祉法第4条に位置付けられた地域福祉推進を担う3者（住民、社会福祉に関する活動を行う人々、福祉サービス事業者）に、社会福祉協議会、行政を加えた5者が相互連携・協働して生活課題の解決を図り、誰もが地域の中で安心して暮らせることを目指す、福祉のまちづくりの指針となるものです。

地域福祉を推進するためには、住民、社会福祉に関する活動を行う人々、福祉サービス事業者、社会福祉協議会、行政の役割を明確にし、それぞれが地域社会の一員としての特性と能力を活かしながら、自らの役割を認識し、相互連携・協働して地域福祉の推進を図る取組が求められます。

第3期計画においても引き続き、5者の役割による地域福祉の推進を目指します。

### ○住民：

福祉サービスの利用者であるとともに担い手でもあります。みんなで支え合い、助け合う福祉のまちづくりの主体です。

### ○社会福祉に関する活動を行う人々：

地域の中で福祉活動を自主的に推進している個人や団体・機関等で、民生児童委員、学区福祉委員、ボランティア、NPO、喜老会等の当事者団体や市民活動団体等で活動する人々です。

### ○福祉サービス事業者：

住民の生活・福祉ニーズにこたえ安心して利用できるサービスを提供し、地域福祉の推進に貢献する主体です。

また、社会福祉法人においては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対する福祉サービスについて、創意工夫をこらした「地域における公益的な取組」を積極的に行うよう努める役割を担っています。

### ○社会福祉協議会：

住民にとってより身近なところでの様々な課題に取り組んだ学び合い、支え合いを通して高められた専門的知識・技能を生かして、まちづくりを進める役割が求められています。

地域福祉推進の中核組織としての役割を担う組織です。

### ○行政：

住民が抱える地域福祉の課題に対応して、公平な視点を持って、施策の総合的展開を図り、地域における福祉サービス基盤整備と利用促進、福祉のまちづくりに必要な環境整備を関係団体や地域組織等と連携を図りながら進める役割を持っています。



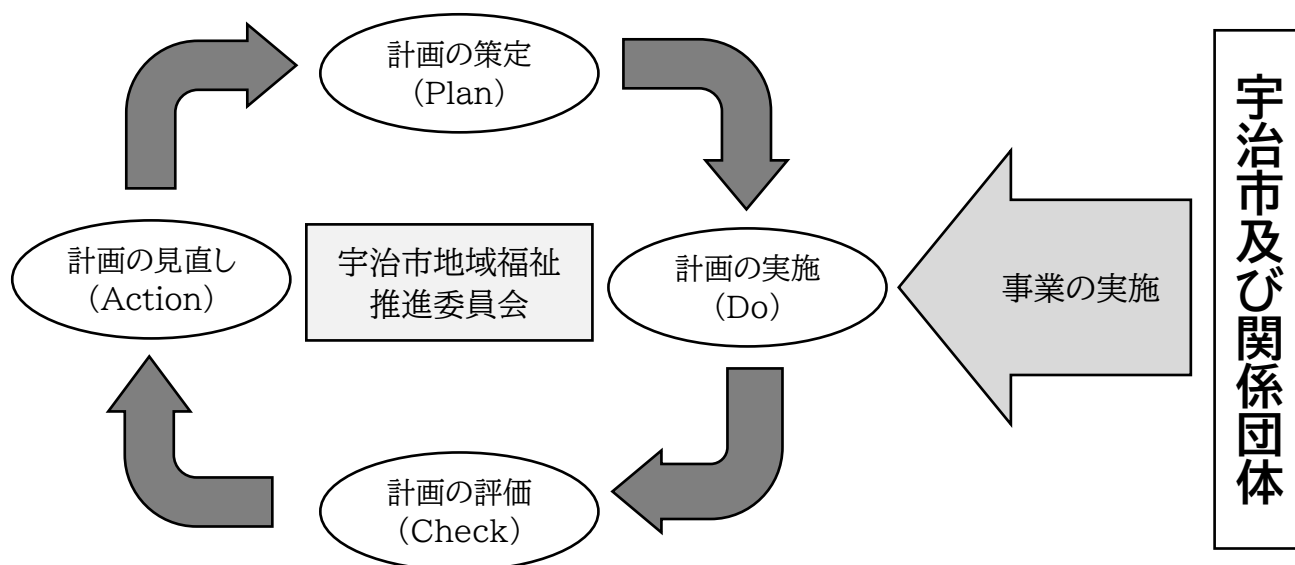
## 2 第3期計画の進行管理

宇治市の地域福祉を推進していくため、本計画に基づく各事業の進捗状況等を定期的に点検、評価する組織として「宇治市地域福祉推進委員会」を計画策定後も引き続き設置します。

また、学区福祉委員会、宇治ボランティア活動センター、宇治市福祉サービス公社、宇治市社会福祉協議会、宇治市において地域福祉推進のプログラムに基づいて事業を実施し、該当事業について毎年度評価を行い、これまでと同様、進捗状況の確認や改革改善に取り組みます。

### <計画の進行管理・評価のイメージ>

本計画では、P D C Aサイクルの考え方をを用いて進行管理を行います。



| 年度   | R4                             | R5 | R6 | R7 | R8 | R9   | R10                            | R11 | R12 | R13 | R14 | R15    |
|------|--------------------------------|----|----|----|----|------|--------------------------------|-----|-----|-----|-----|--------|
| 本計画  | →                              |    |    |    |    |      |                                |     |     |     |     |        |
| 進行管理 | ・評価基準に基づき毎年度実施<br>・地域福祉活動等への支援 |    |    |    |    | 中間評価 | ・評価基準に基づき毎年度実施<br>・地域福祉活動等への支援 |     |     |     |     | 評価、見直し |

### 3 宇治市地域福祉計画推進会議及び宇治市地域福祉推進本部会議の設置

地域福祉計画は、福祉部門だけでなく様々な計画と密接に関連しています。関係部局が地域福祉推進の視点を持って各事業に取り組んでいけるよう、部門別計画を所管する担当課の課長級をはじめとした行政内部の連携を図る組織として「宇治市地域福祉計画推進会議」を設置し、第2期計画に引き続き、全庁的な地域福祉推進を目指します。

また第3期計画より、地域福祉計画が福祉分野の各部門別計画の“上位計画”に位置付けられたことや、重層的な支援体制の構築に向けた全庁的な体制強化を目指すため、市長、副市長及び各部長により構成する「宇治市地域福祉推進本部会議」を設置します。

### 4 関係機関・団体等との連携

第2期計画同様、宇治市社会福祉協議会の地域福祉活動計画との整合を図り、住民をはじめ、社会福祉に関する活動を行う人々、福祉サービス事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、連携・協働しながら地域福祉推進のプログラムに取り組みます。

### 5 宇治市社会福祉協議会への活動支援

住民の立場から策定される「宇治市地域福祉活動計画」改定への側面支援とともに、宇治市社会福祉協議会への活動支援を引き続き行います。

## 資料編

---

- ・「くらしと地域福祉に関するアンケート」調査結果
- ・各種団体・事業者等に対する地域福祉に関するアンケート調査結果
- ・宇治市地域福祉推進委員会設置規程
- ・宇治市地域福祉推進委員会委員名簿
- ・宇治市地域福祉計画推進会議設置要項
- ・計画策定の経過
- ・用語解説

## 「くらしと地域福祉に関するアンケート」調査結果

市民の地域福祉に対する考えや意見、地域活動への参加状況の実態を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、令和2年にアンケート調査を実施しました。前回策定時に同様の目的により実施した平成21年のアンケート調査の結果も踏まえ、調査結果からみた現状を検証していきます。以下に、アンケート調査の概要を示します。

### ○ 調査の概要

#### 1 調査の目的

第3期地域福祉計画の策定の基礎資料として、調査を実施したもの

#### 2 調査対象

宇治市在住の18歳以上を無作為抽出

#### 3 調査期間

令和3年1月6日から令和3年1月29日


#### 4 調査方法

郵送による配布・回収

#### 5 回収状況

| 一般                   | 配布数    | 有効回答数  | 有効回答率 |
|----------------------|--------|--------|-------|
| (参考) 第1期計画(平成15年度実施) | 3,000通 | 1,205通 | 40.2% |
| (参考) 第2期計画(平成21年度実施) | 3,000通 | 1,545通 | 51.5% |
| 第3期計画(令和2年度実施)       | 3,000通 | 1,664通 | 55.5% |

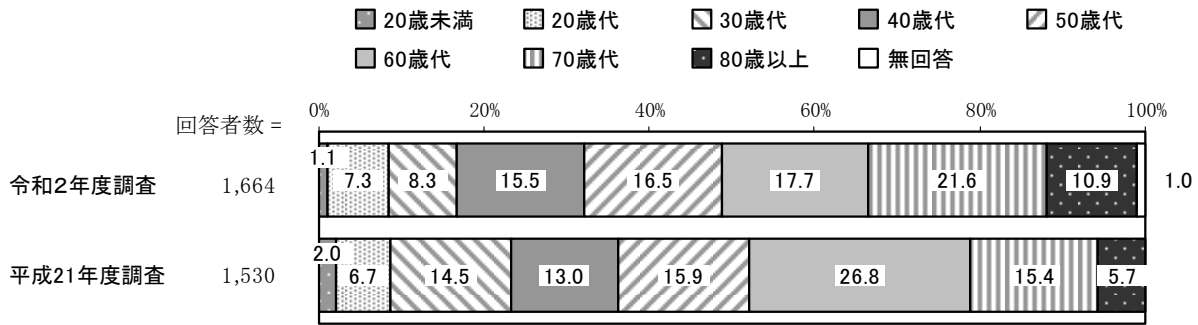
#### 6 調査結果の表示方法

- ・回答は各質問の回答者数(N)を基数とした百分率(%)で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- ・クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計(全体)の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。
- ・調査結果を図表にて表示していますが、グラフ以外の表は、最も高い割合のものを  で網かけをしています。(無回答を除く)

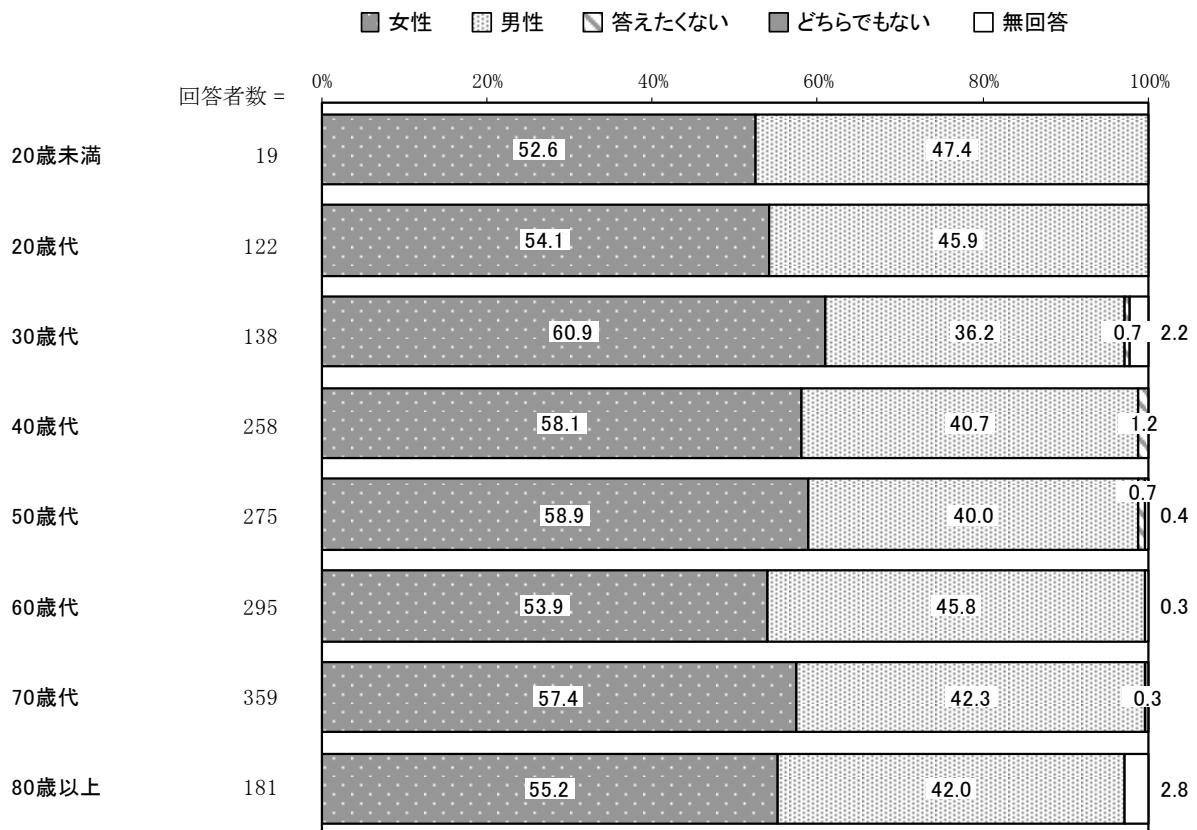
① “あなた”について

● 年齢と性別

アンケート調査の年齢構成は、「70歳代」の割合が21.6%と最も高く、次いで「60歳代」の割合が17.7%、「50歳代」の割合が16.5%となっています。  
 平成21年度調査と比較すると、「70歳代」「80歳以上」の割合が増加し、「30歳代」「60歳代」の割合が減少しています。



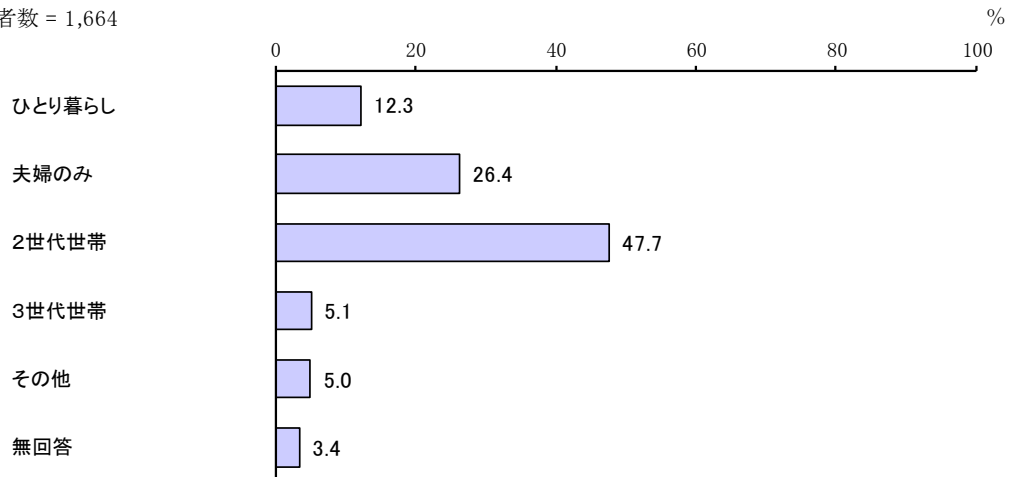
年齢別でみると、他に比べ、20歳未満で「男性」の割合が高くなっています。



## ● 家族構成

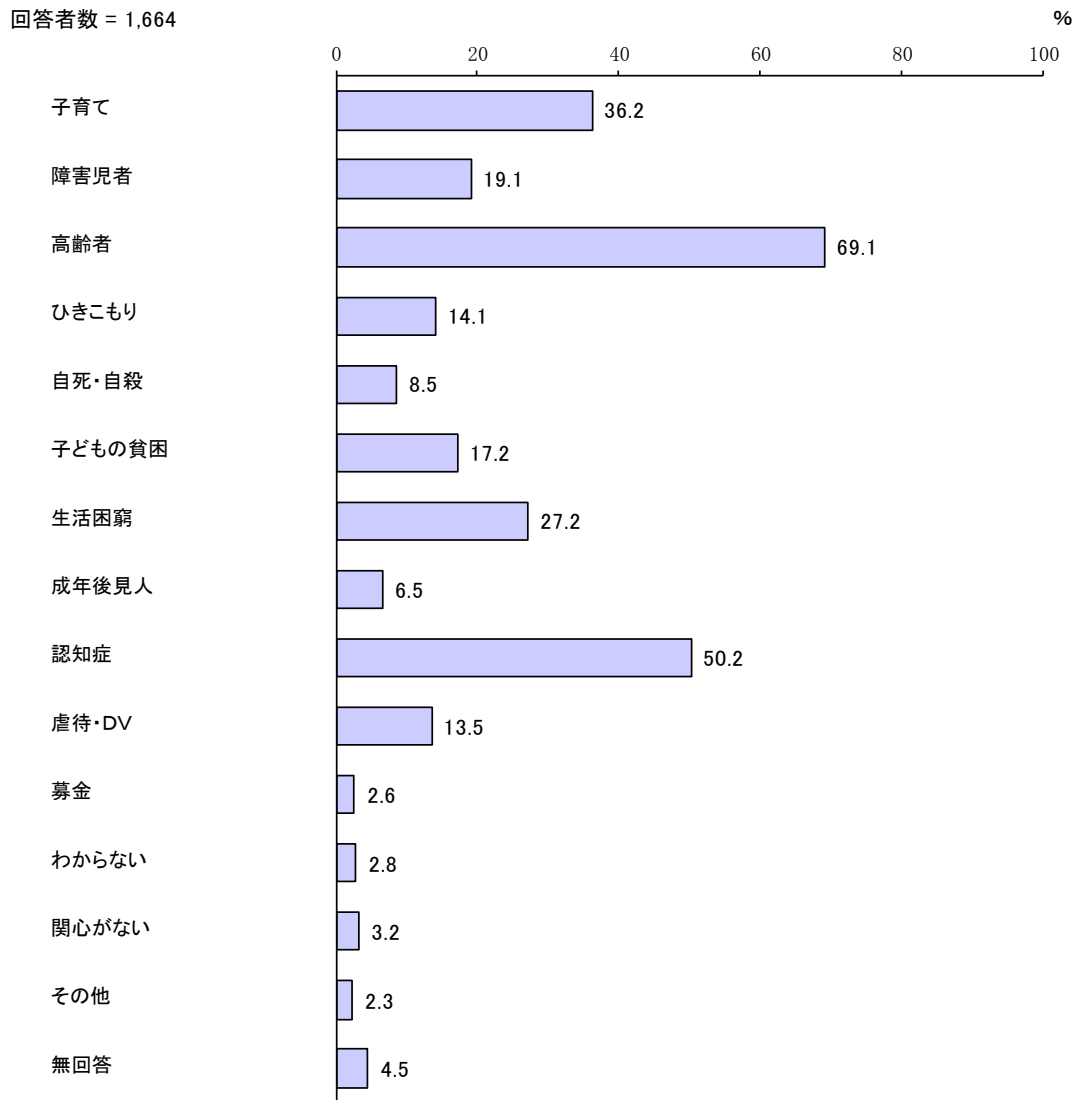
回答者の家族構成は、世帯構成については、「2世代世帯」の割合が47.7%と最も高く、次いで「夫婦のみ」の割合が26.4%、「ひとり暮らし」の割合が12.3%となっています。

回答者数 = 1,664



## ● 関心のある福祉分野

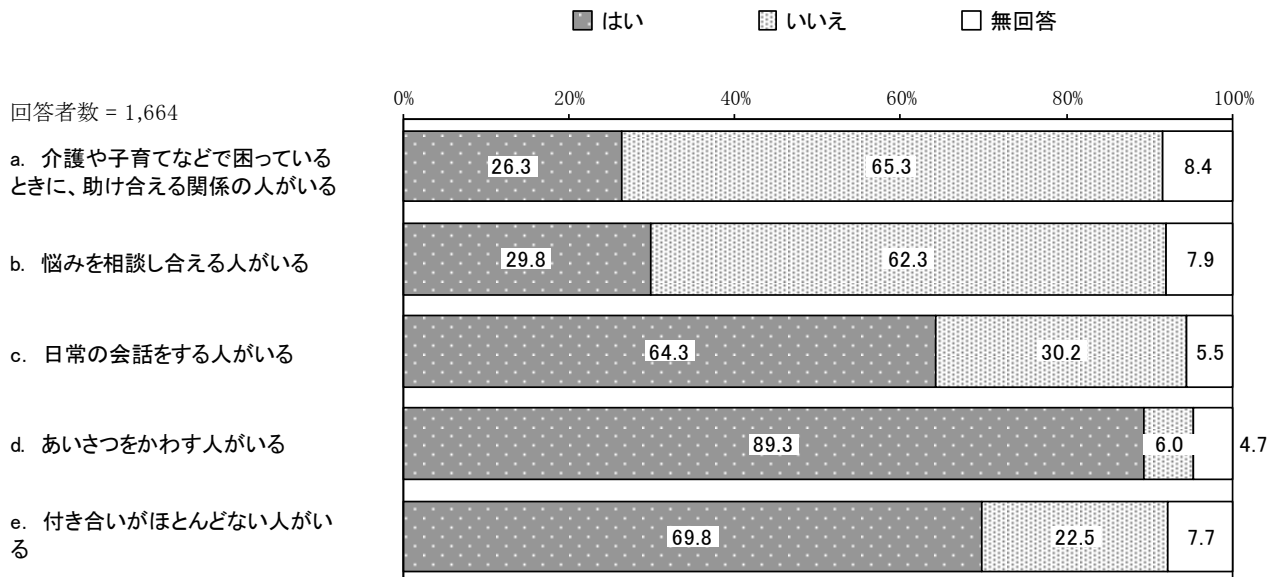
「高齢者」の割合が69.1%と最も高く、次いで「認知症」の割合が50.2%、「子育て」の割合が36.2%となっています。



## ② “あなた”の地域での暮らしについて

### 近所付き合いの程度

『d. あいさつをかわす人がいる』で「はい」の割合が高くなっています。また、『a. 介護や子育てなどで困っているときに、助け合える関係の人がいる』で「いいえ」の割合が高くなっています。



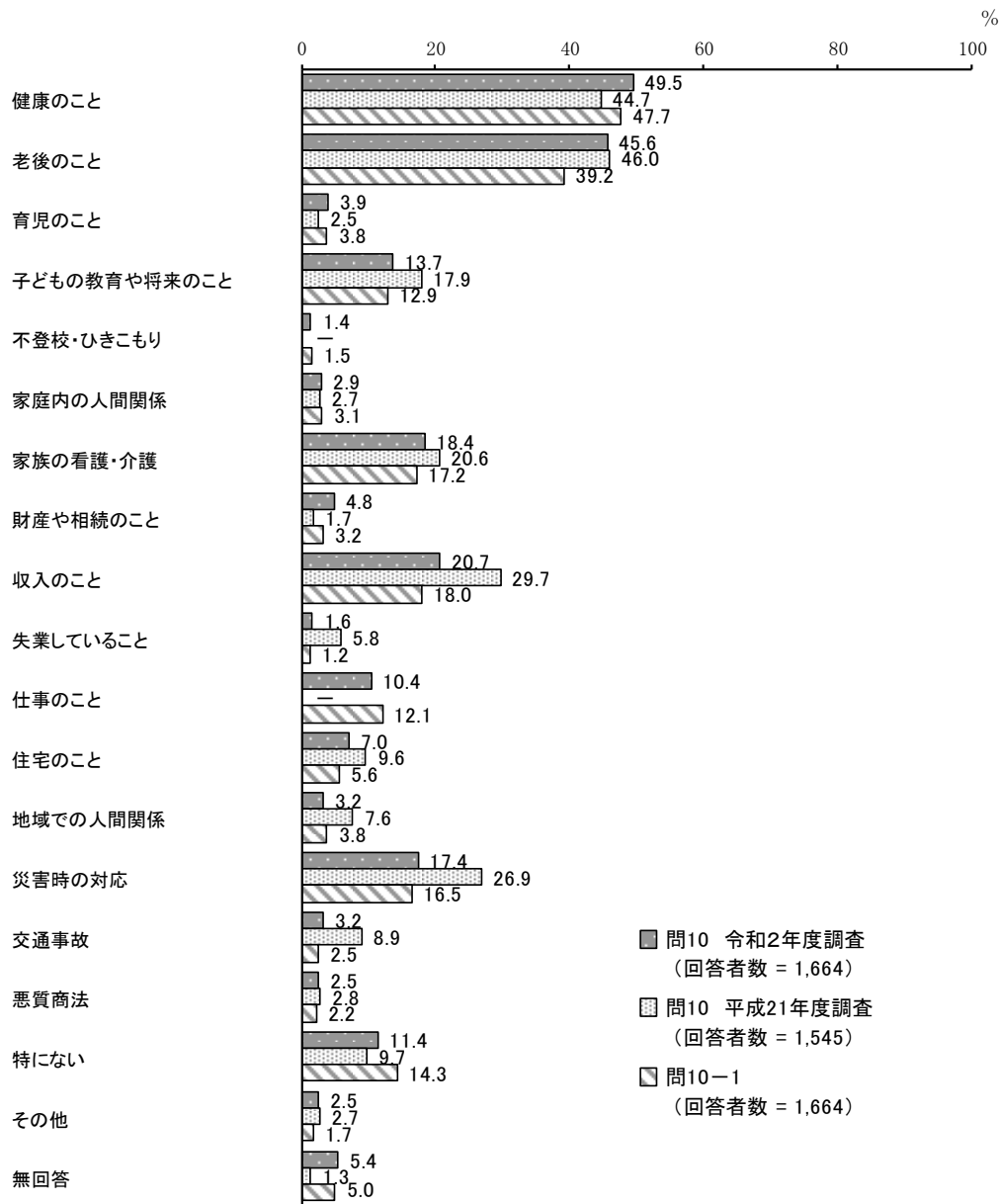


## 生活で不安を感じていること（新型コロナウイルス感染症拡がる前と現在）

最近、生活で不安を感じていることや困っていることについては、「健康のこと」の割合が49.5%と最も高く、次いで「老後のこと」の割合が45.6%、「収入のこと」の割合が20.7%となっています。

平成21年度調査と比較すると、「収入のこと」「災害時の対応」「交通事故」の割合が減少しています。

新型コロナウイルス感染症の影響が拡がる前に、不安を感じたり困ったりしていたことについては、「健康のこと」の割合が47.7%と最も高く、次いで「老後のこと」の割合が39.2%、「収入のこと」の割合が18.0%となっています。

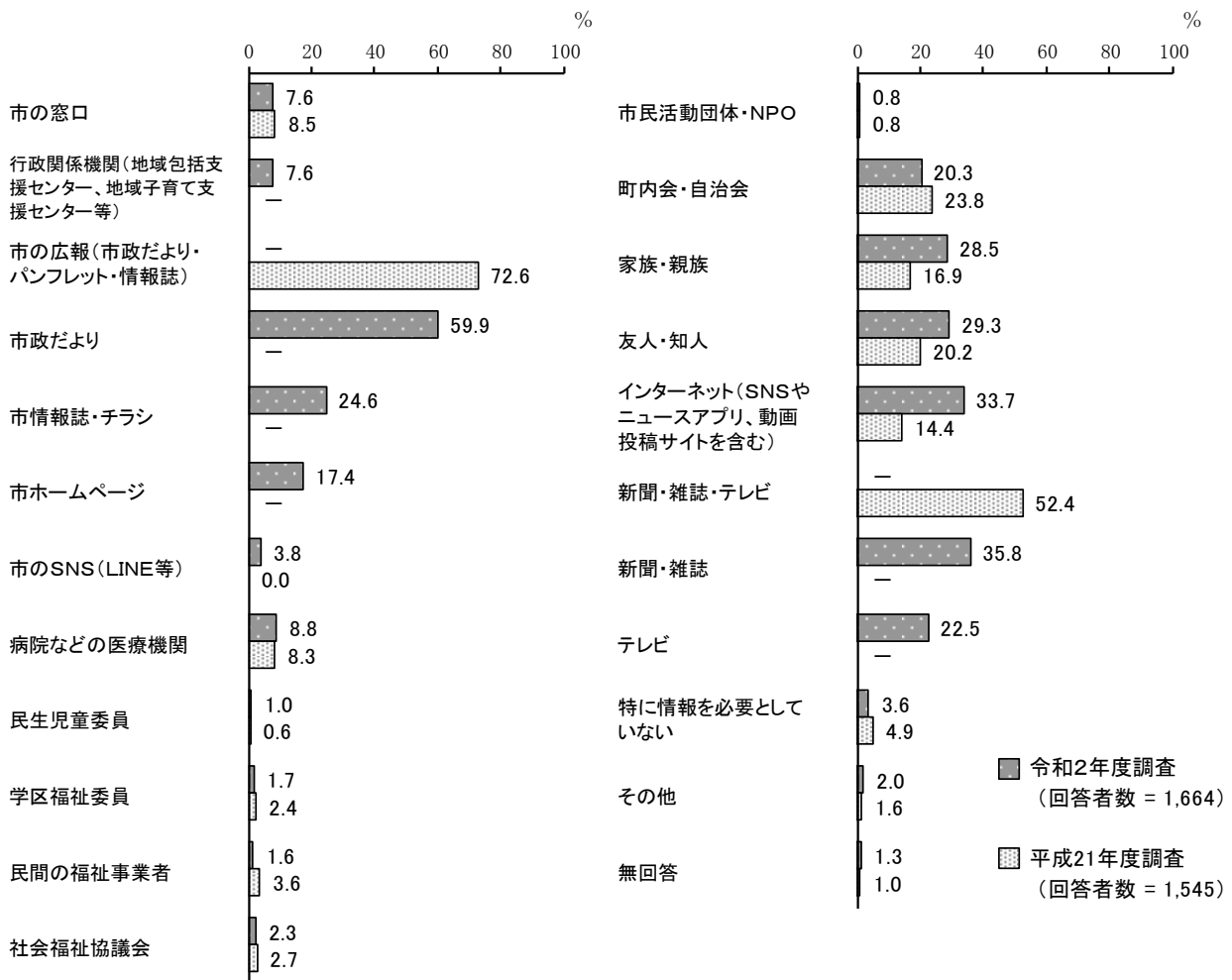


※平成21年度調査には「不登校・ひきこもり」「仕事のこと」の選択肢はありません。

## 情報入手の手段

「市政だより」の割合が59.9%と最も高く、次いで「新聞・雑誌」の割合が35.8%、「インターネット（SNSやニュースアプリ、動画投稿サイトを含む）」の割合が33.7%となっています。

平成21年度調査と比較すると、「家族・親族」「友人・知人」「インターネット（SNSやニュースアプリ、動画投稿サイトを含む）」の割合が増加しています。



※平成21年度調査に「行政関係機関（地域包括支援センター、地域子育て支援センター等）」「市政だより」「市情報誌・チラシ」「市ホームページ」「市のSNS（LINE等）」「新聞・雑誌」「テレビ」の選択肢はなく、「市の広報（市政だより・パンフレット・情報誌）」「新聞・雑誌・テレビ」となっていました。

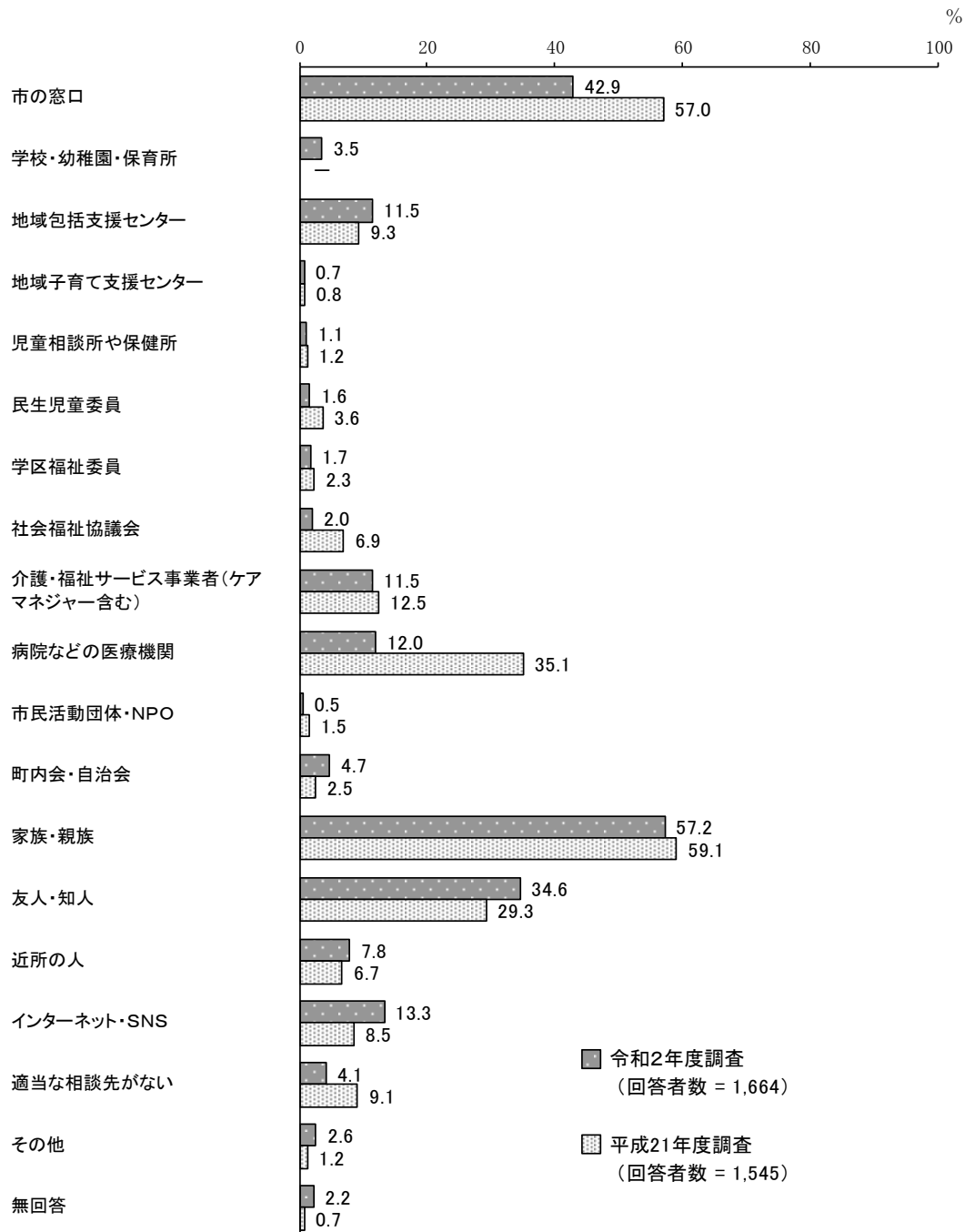
また、令和2年度調査には「市の広報（市政だより・パンフレット・情報誌）」「新聞・雑誌・テレビ新聞・雑誌・テレビ」はありません。

※平成21年度調査と令和2年度調査では選択可能数が異なり、平成21年度調査では3つまでの選択でした。

## 身近な相談先

「家族・親族」の割合が57.2%と最も高く、次いで「市の窓口」の割合が42.9%、「友人・知人」の割合が34.6%となっています。

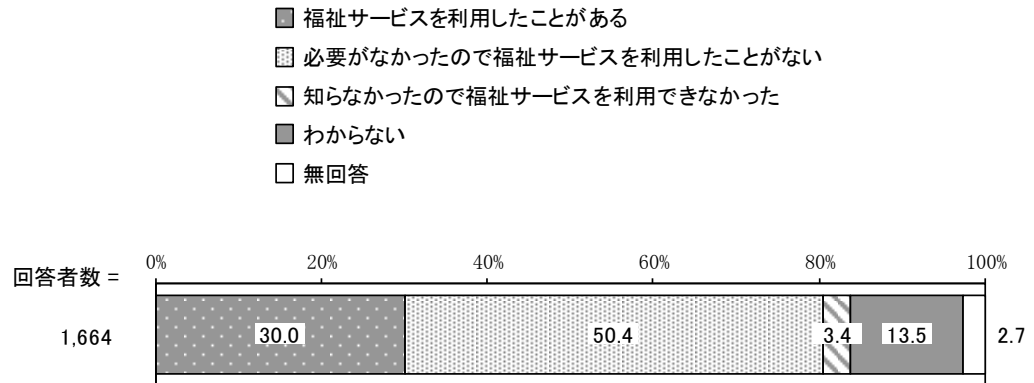
平成21年度調査と比較すると、「友人・知人」の割合が増加しています。一方、「市の窓口」「病院などの医療機関」の割合が減少しています。



※平成21年度調査に「学校・幼稚園・保育所」の選択肢はありません。

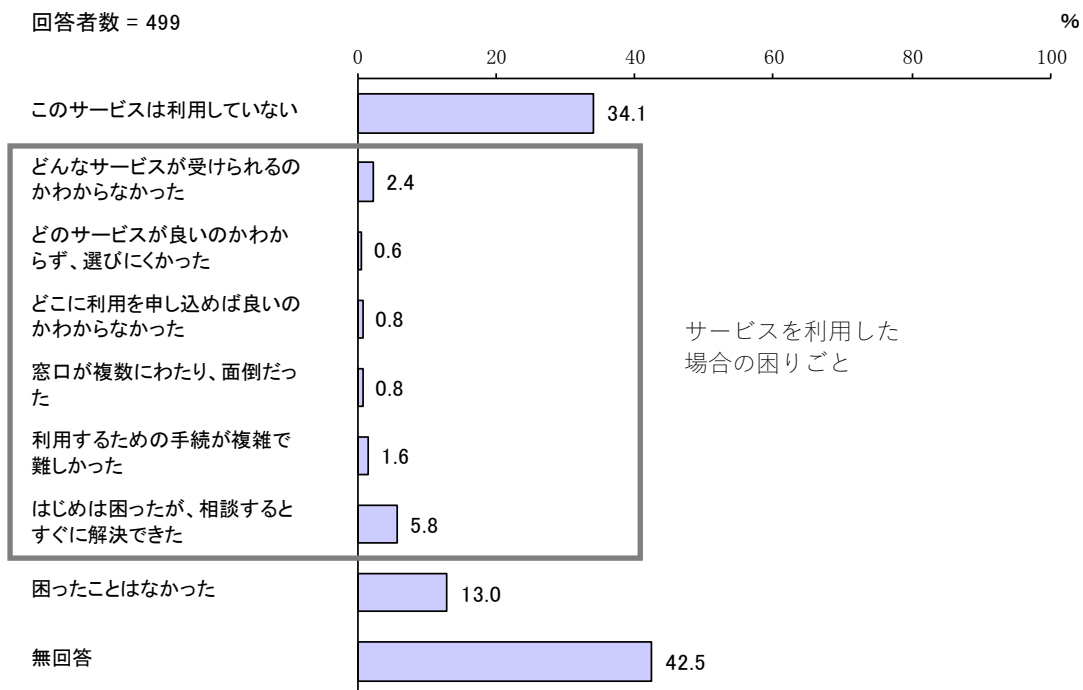
## 福祉サービスの利用

「必要がなかったので福祉サービスを利用したことがない」の割合が 50.4%と最も高く、次いで「福祉サービスを利用したことがある」の割合が 30.0%、「わからない」の割合が 13.5%となっています。



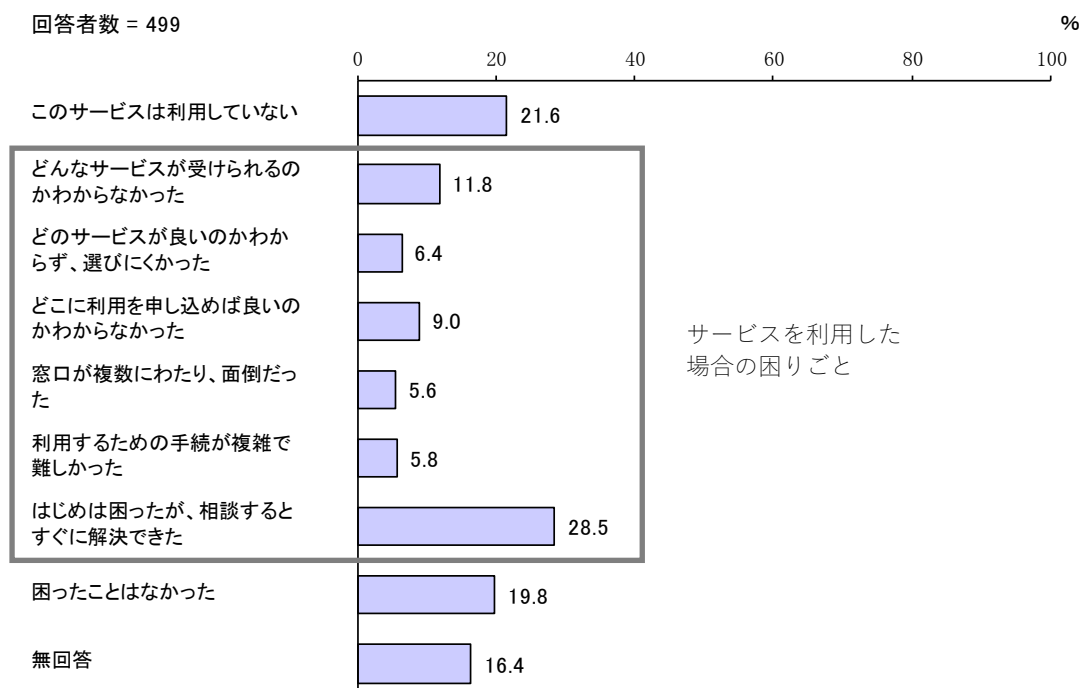
### a.子育て支援

「このサービスは利用していない」の割合が34.1%と最も高く、次いで「困ったことはなかった」の割合が13.0%となっています。



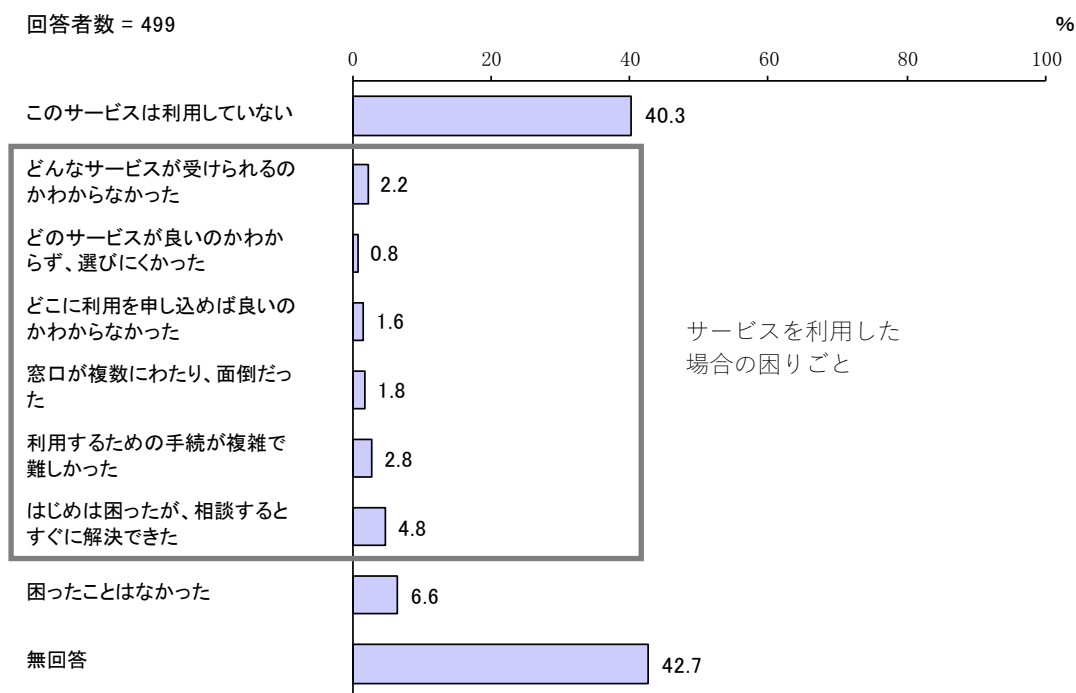
### b.高齢者福祉

「はじめは困ったが、相談するとすぐに解決できた」の割合が28.5%と最も高く、次いで「このサービスは利用していない」の割合が21.6%、「困ったことはなかった」の割合が19.8%となっています。



### c.障害児者福祉

「このサービスは利用していない」の割合が40.3%と最も高くなっています。



### d.その他（主な意見）

介護サービス

障害者福祉

母子家庭の福祉サービス

自立支援医療

機能訓練、リハビリテーション

医療福祉

くらしの資金 等

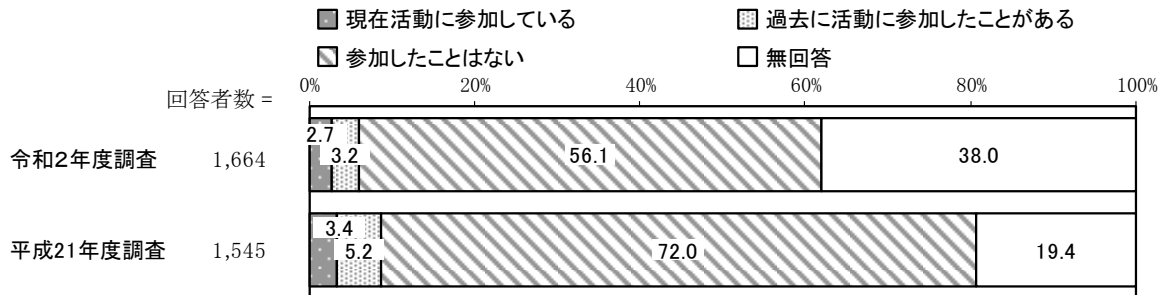
## 地域活動への参加状況

### 1. 現在の活動への参加状況

#### a. 高齢者支援に関する活動

「参加したことはない」の割合が56.1%と最も高くなっています。

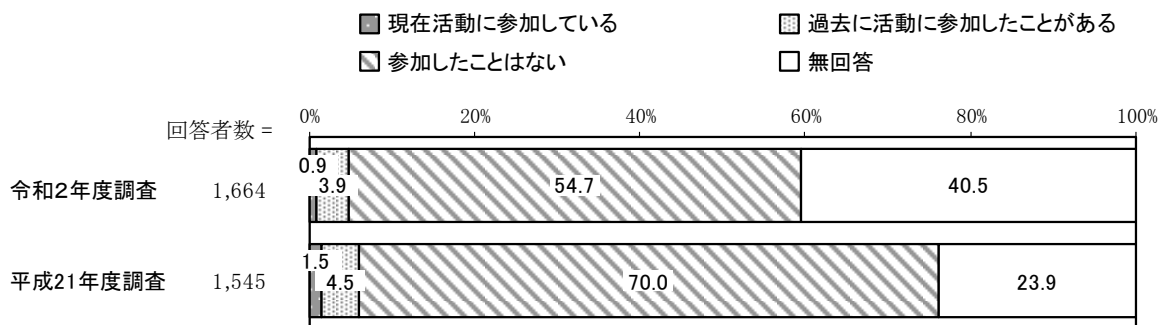
平成21年度調査と比較すると、「参加したことはない」の割合が減少しています。



#### b. 子育て支援に関する活動

「参加したことはない」の割合が54.7%と最も高くなっています。

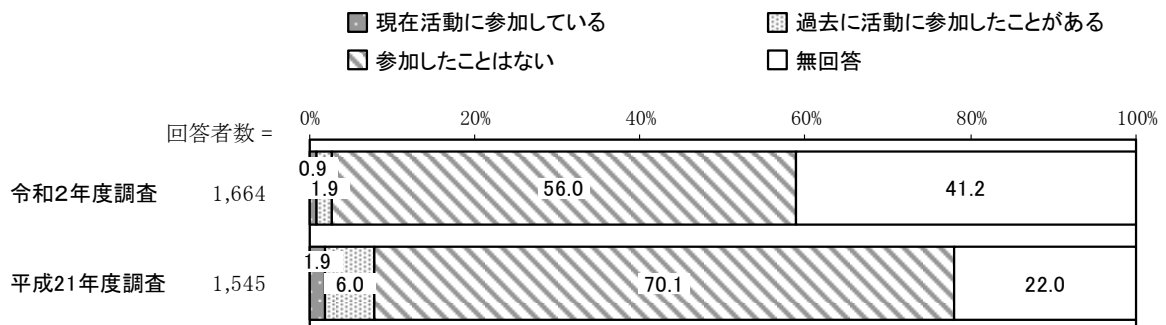
平成21年度調査と比較すると、「参加したことはない」の割合が減少しています。



#### c. 障害児者支援に関する活動

「参加したことはない」の割合が56.0%と最も高くなっています。

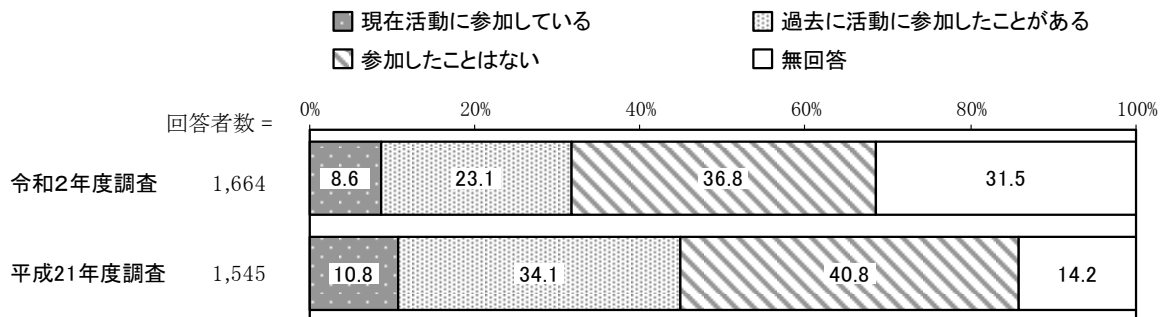
平成21年度調査と比較すると、「参加したことはない」の割合が減少しています。



#### d.町内会に関する活動

「参加したことはない」の割合が36.8%と最も高く、次いで「過去に活動に参加したことがある」の割合が23.1%となっています。

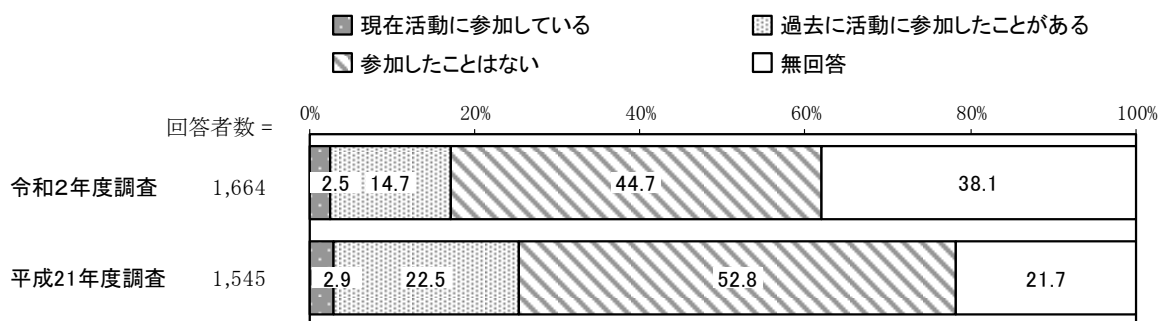
平成21年度調査と比較すると、「過去に活動に参加したことがある」の割合が減少しています。



#### e.子ども会に関する活動

「参加したことはない」の割合が44.7%と最も高く、次いで「過去に活動に参加したことがある」の割合が14.7%となっています。

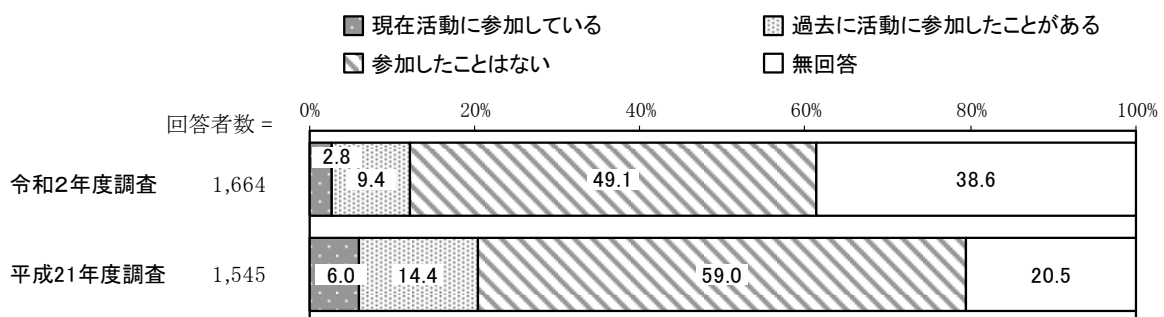
平成21年度調査と比較すると、「参加したことはない」「過去に活動に参加したことがある」の割合が減少しています。



#### g.教育・文化・スポーツの振興に関する活動

「参加したことはない」の割合が49.1%と最も高くなっています。

平成21年度調査と比較すると、「参加したことはない」の割合が減少しています。





h.その他

趣味の会活動

国際交流

消防団

商店街活性化プロジェクト

P T A

小学生学童保育

音楽による支援

こころの健康推進員

外国人支援

図書ボランティア

防火防災ボランティア活動

等

## 活動拠点

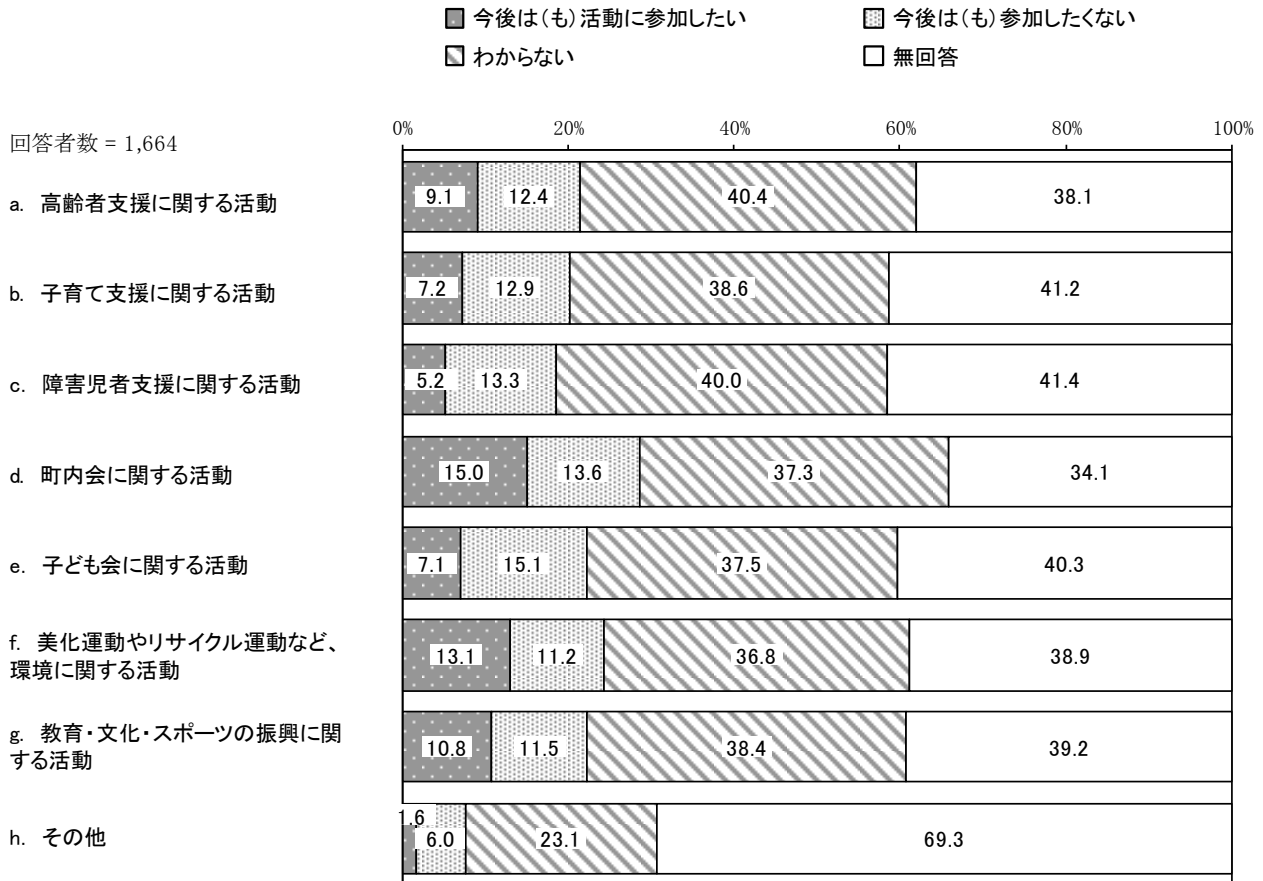
活動拠点については、『d.町内会に関する活動』、『e.子ども会に関する活動』で「集会所・公会堂」の割合が高く、約4割となっています。また、『g.教育・文化・スポーツの振興に関する活動』で「小・中学校」の割合が高く、約3割となっています。

単位：％

| 区分                         | 回答者数<br>(件) | 集会所・公会堂 | 公民館 | 総合福祉会館 | コミュニティセンター | 小・中学校 | 地域福祉センター | うじ・こはた館<br>コミュニティワーク | 児童公園 | その他  | 無回答  |
|----------------------------|-------------|---------|-----|--------|------------|-------|----------|----------------------|------|------|------|
| a. 高齢者支援に関する活動             | 98          | 12.2    | 6.1 | 2.0    | 8.2        | 4.1   | 10.2     | 1.0                  | 1.0  | 16.3 | 52.0 |
| b. 子育て支援に関する活動             | 80          | 15.0    | 5.0 | 3.8    | 7.5        | 23.8  | 8.8      | 1.3                  | 1.3  | 6.3  | 41.3 |
| c. 障害児者支援に関する活動            | 47          | 2.1     | —   | 12.8   | 2.1        | 12.8  | 8.5      | 2.1                  | —    | 19.1 | 44.7 |
| d. 町内会に関する活動               | 528         | 42.2    | 3.2 | —      | 1.9        | 4.4   | 0.6      | —                    | 4.9  | 4.2  | 46.6 |
| e. 子ども会に関する活動              | 286         | 38.5    | 3.5 | —      | 2.8        | 18.5  | 1.7      | —                    | 4.5  | 3.5  | 40.6 |
| f. 美化運動やリサイクル運動など、環境に関する活動 | 224         | 11.6    | 3.1 | —      | 0.4        | 13.4  | 0.9      | —                    | 18.8 | 12.5 | 49.1 |
| g. 教育・文化・スポーツの振興に関する活動     | 204         | 5.9     | 4.4 | 0.5    | 3.9        | 28.9  | 0.5      | 0.5                  | 0.5  | 9.3  | 52.0 |
| h. その他                     | 26          | 11.5    | —   | 3.8    | 3.8        | 11.5  | —        | —                    | 3.8  | 7.7  | 65.4 |

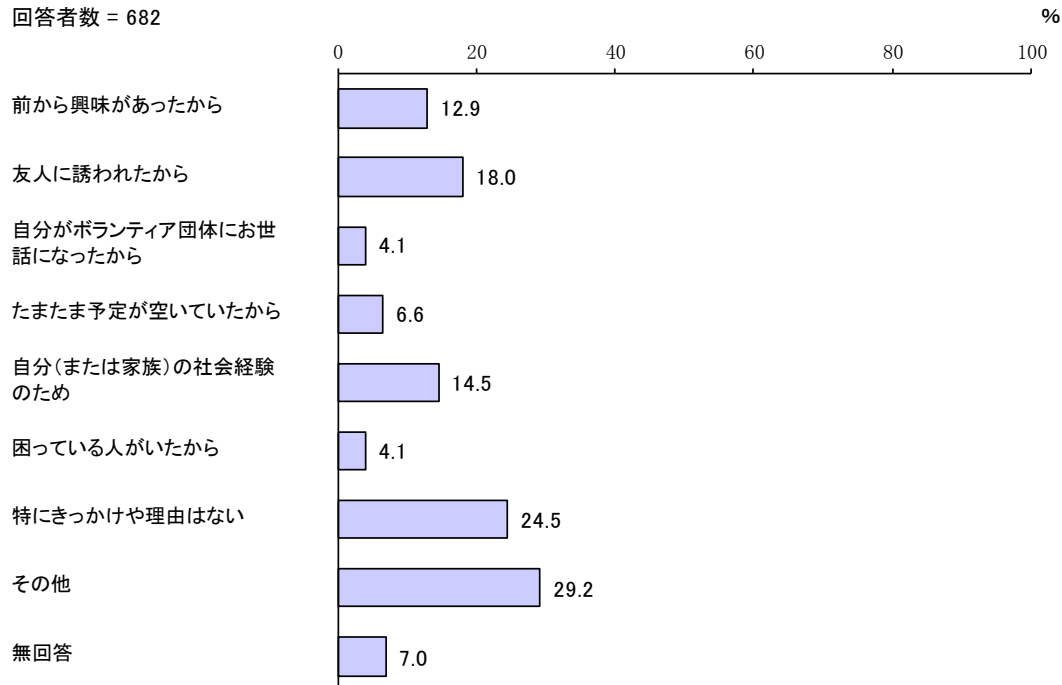
## ● 今後の意向

『d. 町内会に関する活動』で「今後は（も）活動に参加したい」の割合が高くなっています。また、『e. 子ども会に関する活動』で「今後は（も）参加したくない」の割合が、『a. 高齢者支援に関する活動』『c. 障害児者支援に関する活動』で「わからない」の割合が高くなっています。



## 地域活動に参加したきっかけ

「特にきっかけや理由はない」の割合が24.5%と最も高く、次いで「友人に誘われたから」の割合が18.0%、「自分（または家族）の社会経験のため」の割合が14.5%となっています。



### 【その他の内容】

役員の順番、当番が回ってきたから。くじ引きで。

役員（子ども会、自治会）になったため。

頼まれたから。

子供が世話になっていたから。

部活動、学校活動の一環。

選挙で選ばれたから。

高齢になって認知症予防のため

自身が障害者〈難聴〉だから

市政報誌

活動に積極的な町内に住んでいるため、自然に参加している。

自分も何かできることがあればやろうと思ったから

子どもたちとふれあいたかったから

自分の周辺で自分にできることはないかと問いかけた時

近所の方がいっしょうけん命にされているのをみて、お手伝いをしたいと思った

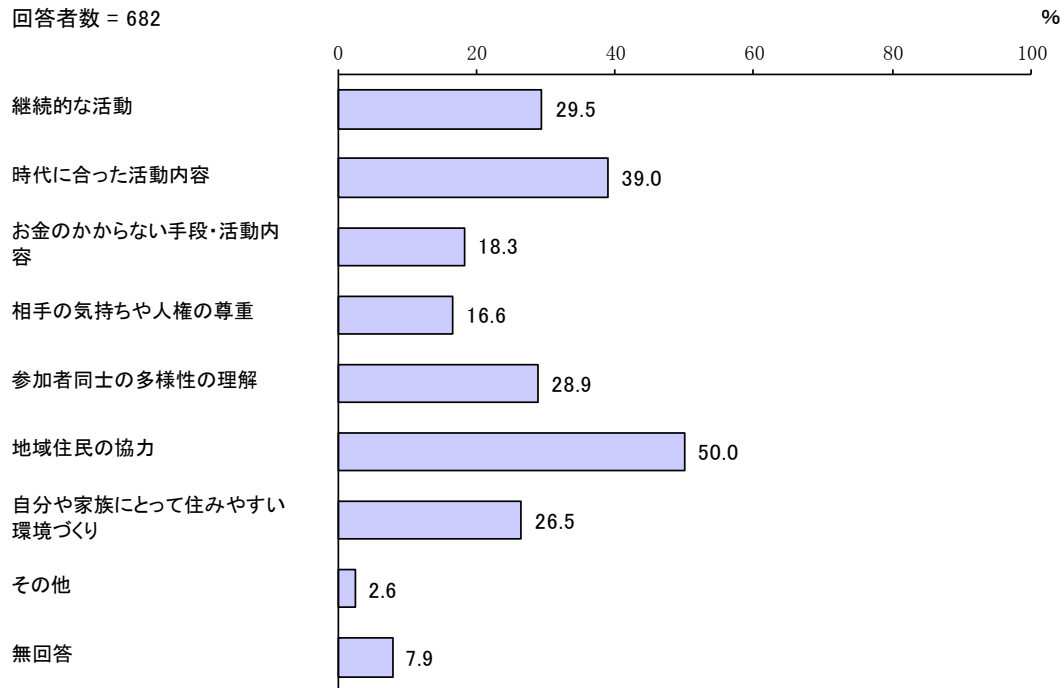
自分の子どもが不登校であったため

会社の活動として参加

等

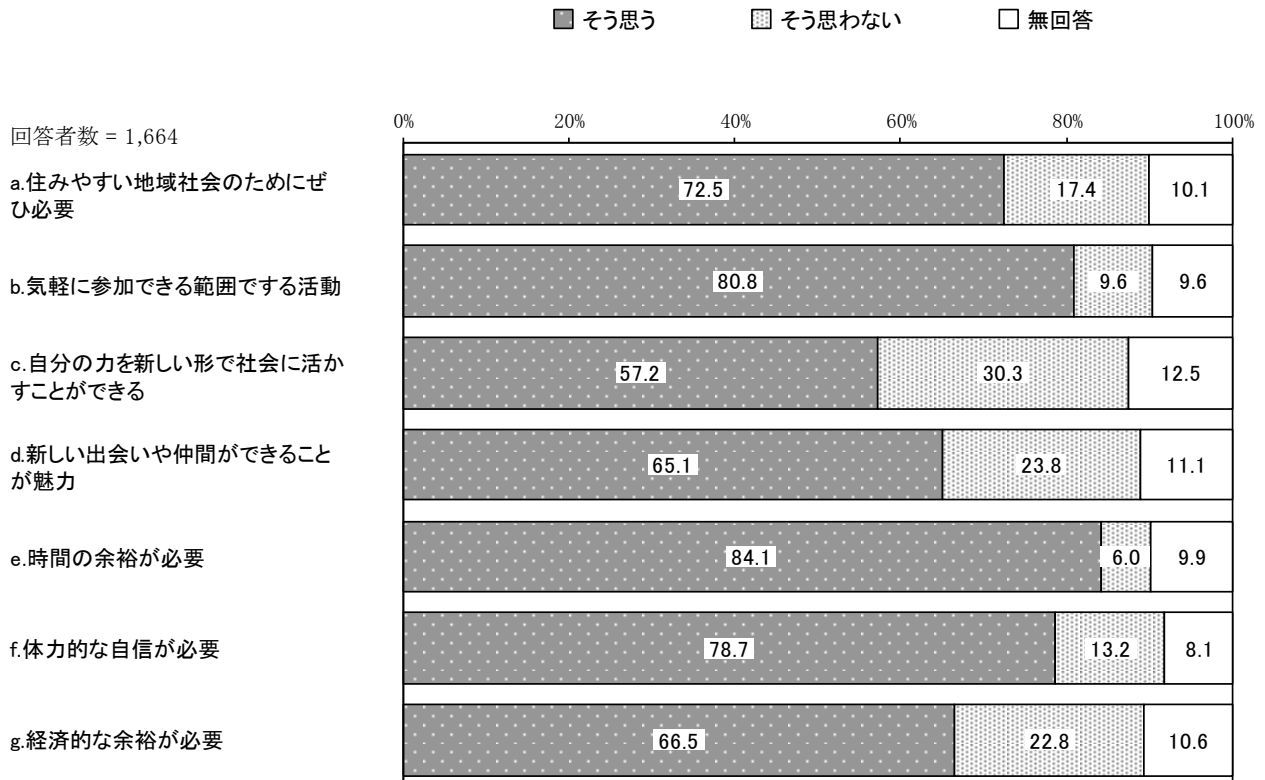
## 地域活動で特に大切に思うこと

「地域住民の協力」の割合が50.0%と最も高く、次いで「時代に合った活動内容」の割合が39.0%、「継続的な活動」の割合が29.5%となっています。



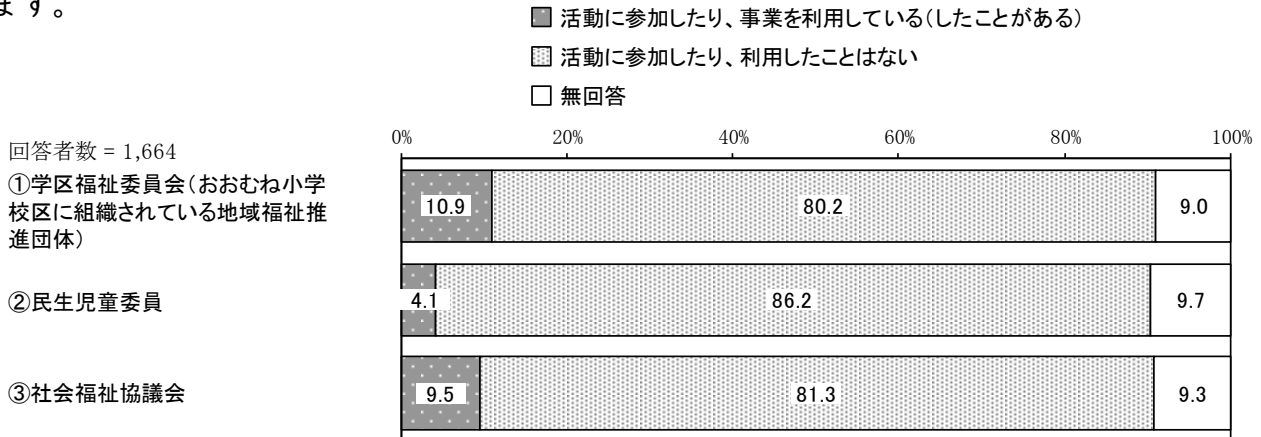
## ボランティア活動についてのイメージ

『e.時間の余裕が必要』で「そう思う」の割合が高くなっています。また、『c.自分の力を新しい形で社会に活かすことができる』で「そう思わない」の割合が高くなっています。



## ● 団体等の活動への参加状況

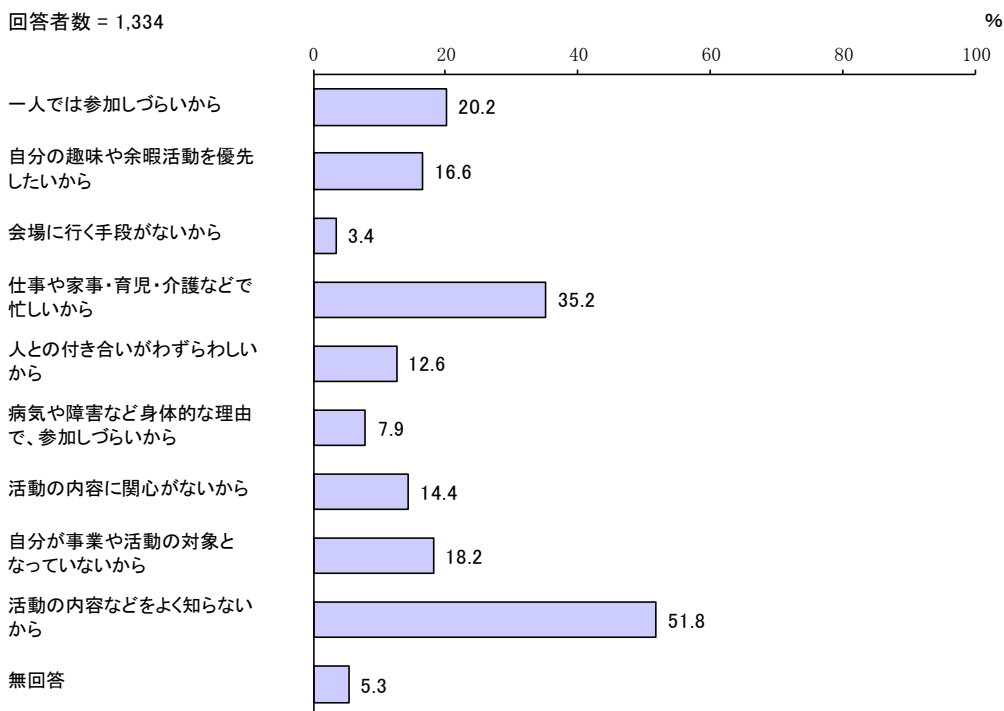
『①学区福祉委員会（おおむね小学校区に組織されている地域福祉推進団体）』で「活動に参加したり、事業を利用している（したことがある）」の割合が高くなっています。また、『②民生児童委員』で「活動に参加したり、利用したことはない」の割合が高くなっています。



### 1. 理由

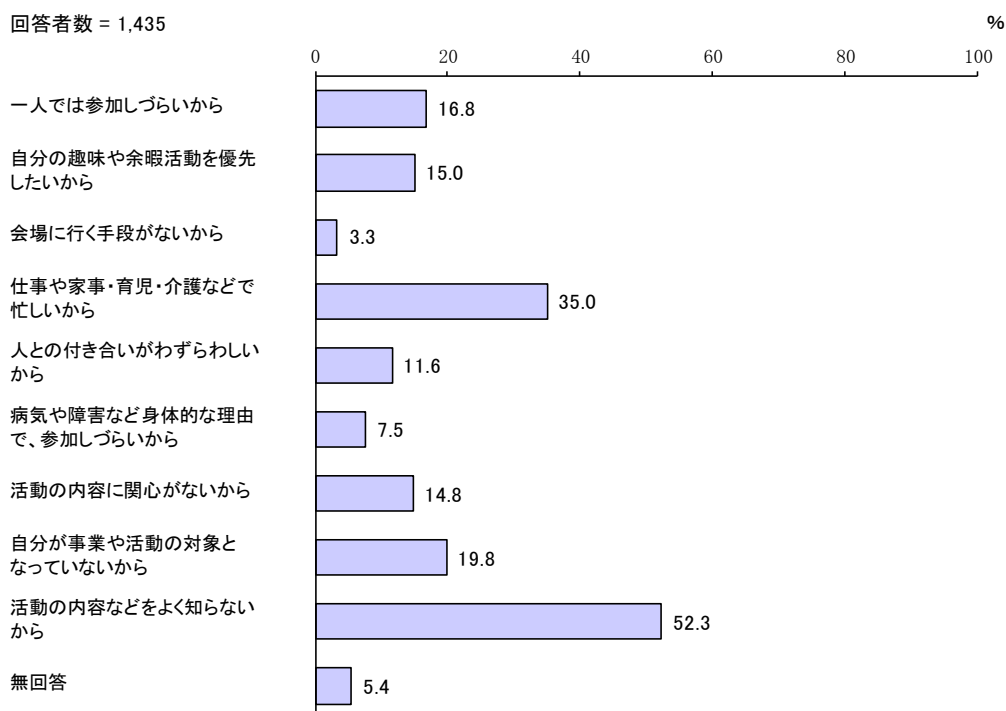
#### ①学区福祉委員会（おおむね小学校区に組織されている地域福祉推進団体）

「活動の内容などをよく知らないから」の割合が51.8%と最も高く、次いで「仕事や家事・育児・介護などで忙しいから」の割合が35.2%、「一人では参加しづらいから」の割合が20.2%となっています。



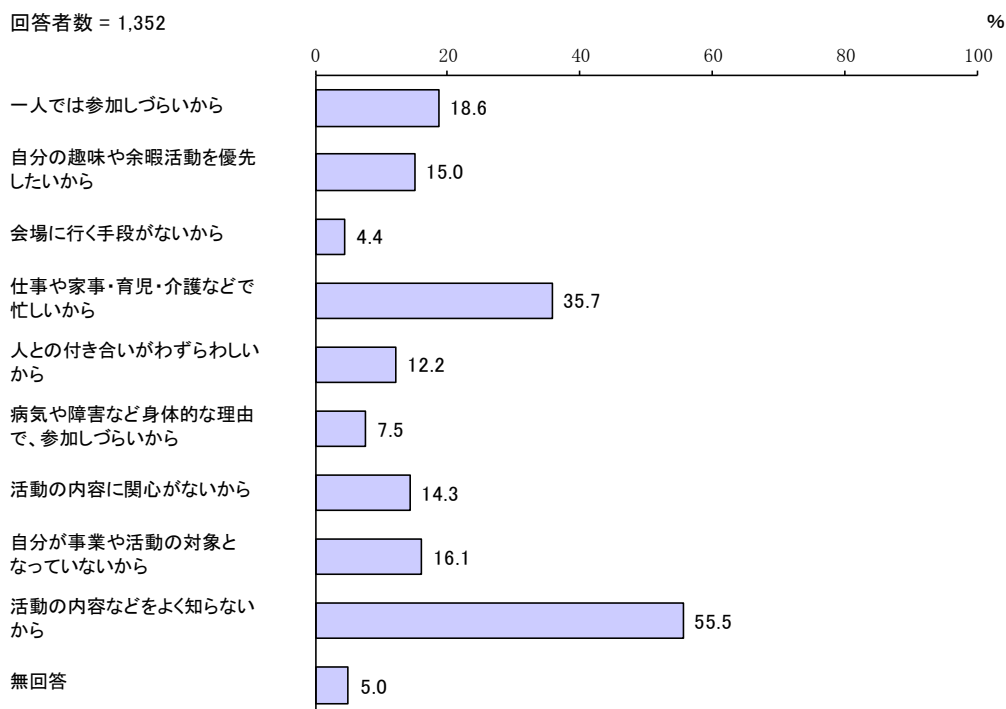
## ②民生児童委員

「活動の内容などをよく知らないから」の割合が52.3%と最も高く、次いで「仕事や家事・育児・介護などで忙しいから」の割合が35.0%、「自分が事業や活動の対象となっていないから」の割合が19.8%となっています。



## ③社会福祉協議会

「活動の内容などをよく知らないから」の割合が55.5%と最も高く、次いで「仕事や家事・育児・介護などで忙しいから」の割合が35.7%、「一人では参加しづらいから」の割合が18.6%となっています。

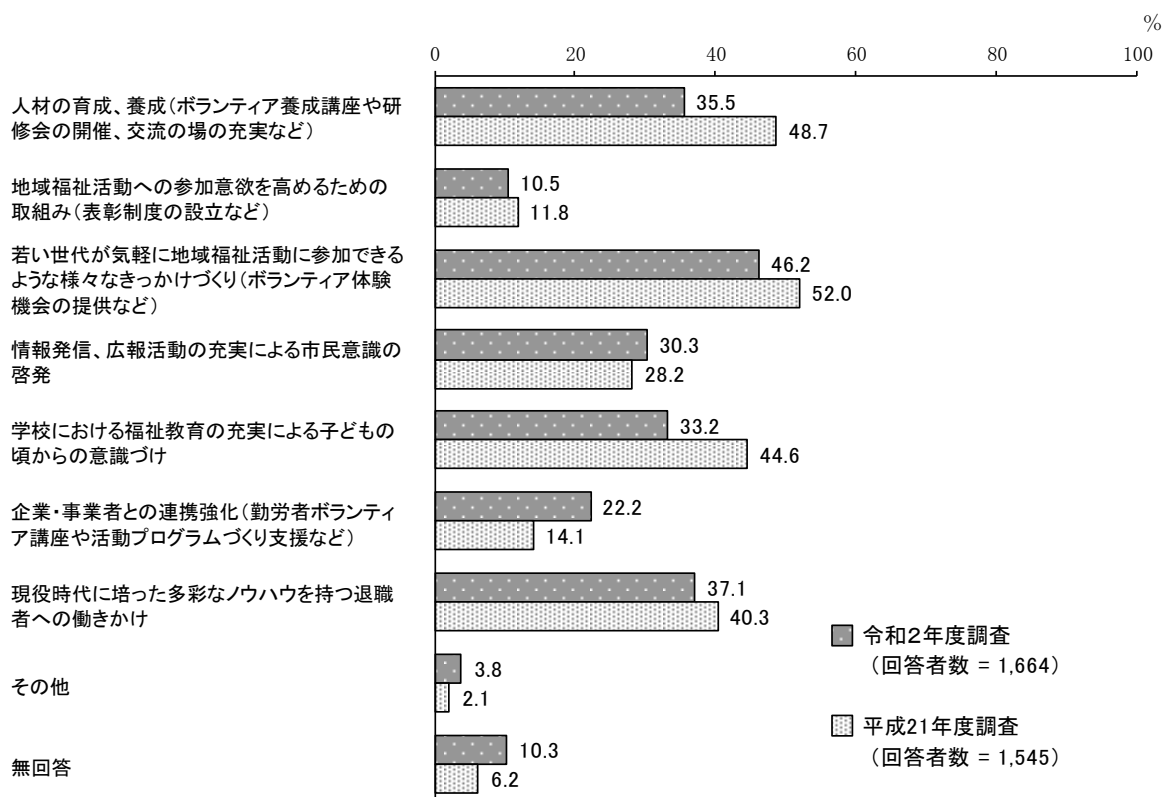




## 地域福祉活動の人材確保のための取組

「若い世代が気軽に地域福祉活動に参加できるような様々なきっかけづくり（ボランティア体験機会の提供など）」の割合が46.2%と最も高く、次いで「現役時代に培った多彩なノウハウを持つ退職者への働きかけ」の割合が37.1%、「人材の育成、養成（ボランティア養成講座や研修会の開催、交流の場の充実など）」の割合が35.5%となっています。

平成21年度調査と比較すると、「企業・事業者との連携強化（勤労者ボランティア講座や活動プログラムづくり支援など）」の割合が増加しています。一方、「人材の育成、養成（ボランティア養成講座や研修会の開催、交流の場の充実など）」「若い世代が気軽に地域福祉活動に参加できるような様々なきっかけづくり（ボランティア体験機会の提供など）」「学校における福祉教育の充実による子どもの頃からの意識づけ」の割合が減少しています。



# 各種団体・事業者等に対する地域福祉に関するアンケート調査結果

## ○ 調査の概要

### 1 調査の目的

第3期地域福祉計画の策定の基礎資料として、調査を実施したもの

### 2 調査対象

- 1) 宇治市 市民活動団体
- 2) 宇治市 福祉関係事業者

### 3 調査期間

令和3年1月14日～2月5日

### 4 調査方法

郵送による調査票の配付及び回収、選択肢及び自由記述方式

### 5 回収状況

| 市民活動団体               | 配布数 | 有効回答数 | 有効回答率 |
|----------------------|-----|-------|-------|
| (参考) 第2期計画(平成22年度実施) | 50通 | 43通   | 86.0% |
| うち 市民活動団体            | 28通 | 24通   | 85.7% |
| 学区福祉委員会              | 22通 | 19通   | 86.4% |
| 第3期計画(令和2年度実施)       | 60通 | 56通   | 93.3% |

※第2期計画策定時には、市民活動団体と学区福祉委員会で別内容のアンケートを実施  
今回は、市民活動団体と学区福祉委員会で同内容のアンケートを実施

| 福祉関係事業者              | 配布数 | 有効回答数 | 有効回答率 |
|----------------------|-----|-------|-------|
| (参考) 第2期計画(平成22年度実施) | 23通 | 13通   | 56.5% |
| 第3期計画(令和2年度実施)       | 43通 | 23通   | 53.5% |

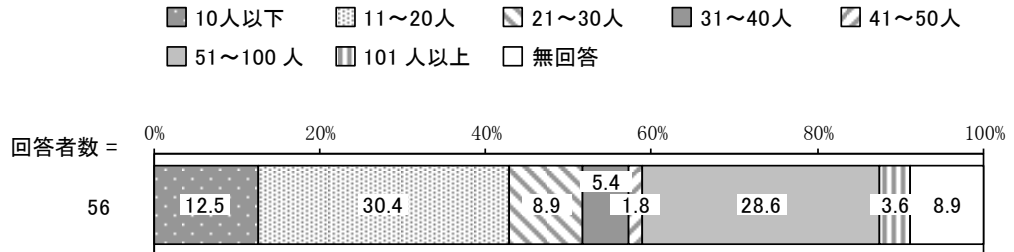
### 6 調査結果の表示方法

- ・回答は各質問の回答者数(N)を基数とした百分率(%)で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- ・クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計(全体)の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。
- ・調査結果を図表にて表示していますが、グラフ以外の表は、最も高い割合のものを   で網かけをしています。(無回答を除く)

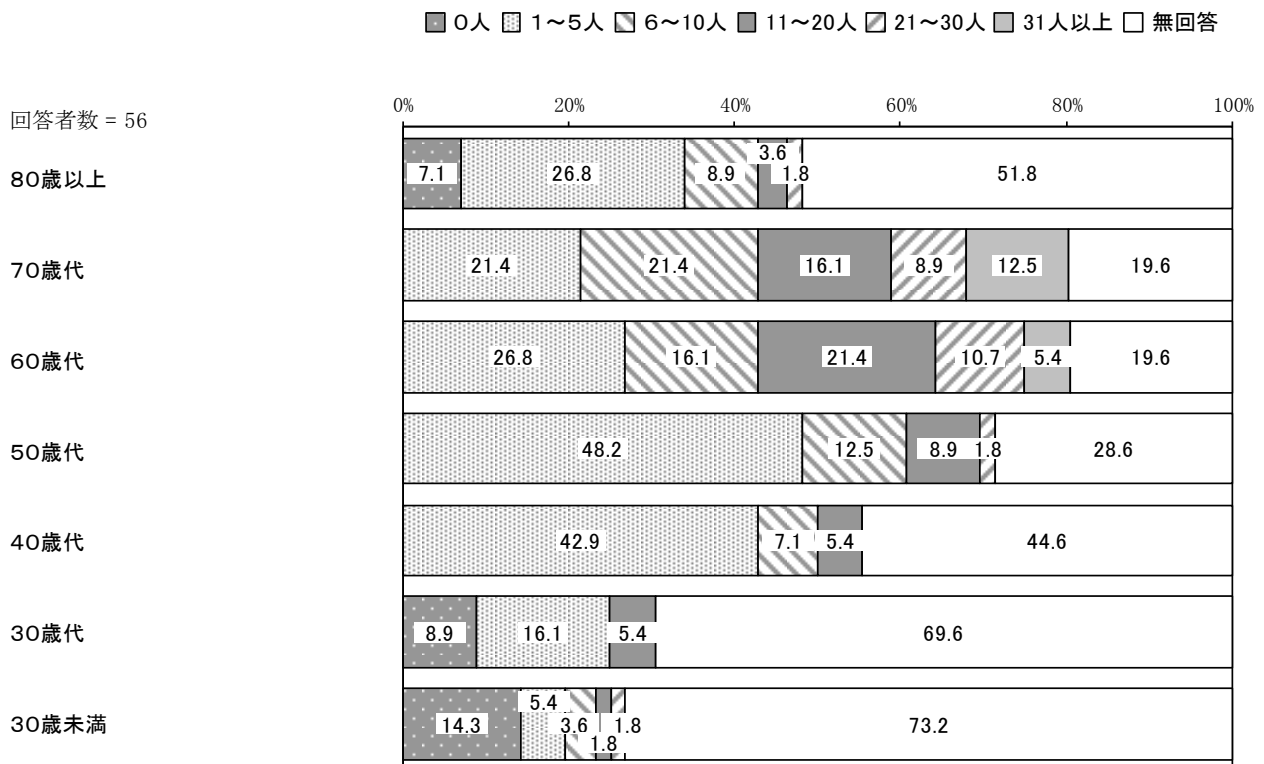
1) 市民活動団体

● 団体構成

「11～20人」の割合が30.4%と最も高く、次いで「51～100人」の割合が28.6%、「10人以下」の割合が12.5%となっています。

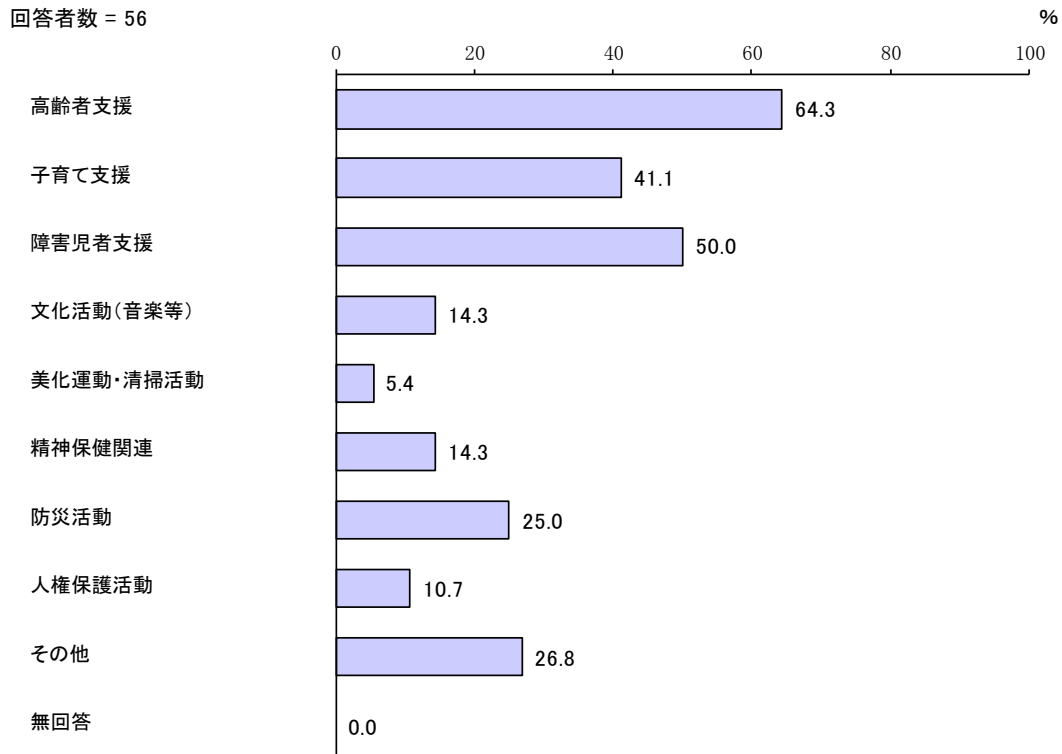


『30歳未満』で「0人」の割合が高くなっています。また、『50歳代』で「1～5人」の割合が、『70歳代』で「1～5人」「6～10人」の割合が、『60歳代』で「11～20人」の割合が高くなっています。



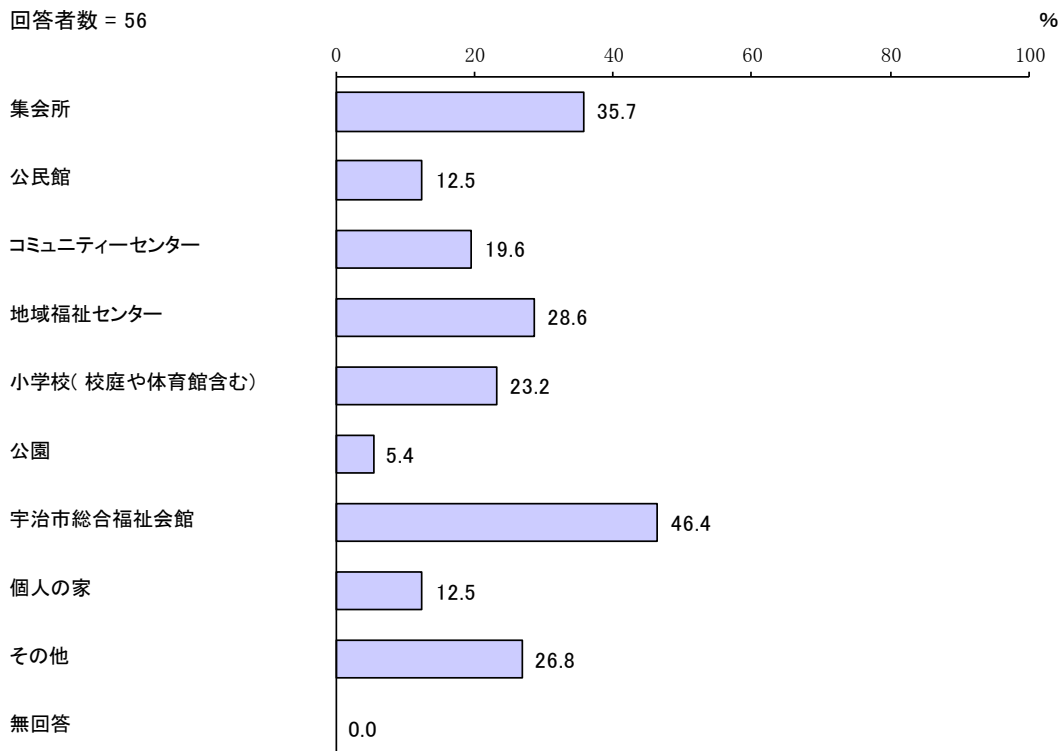
## ● 主な活動内容

「高齢者支援」の割合が64.3%と最も高く、次いで「障害児者支援」の割合が50.0%、「子育て支援」の割合が41.1%となっています。



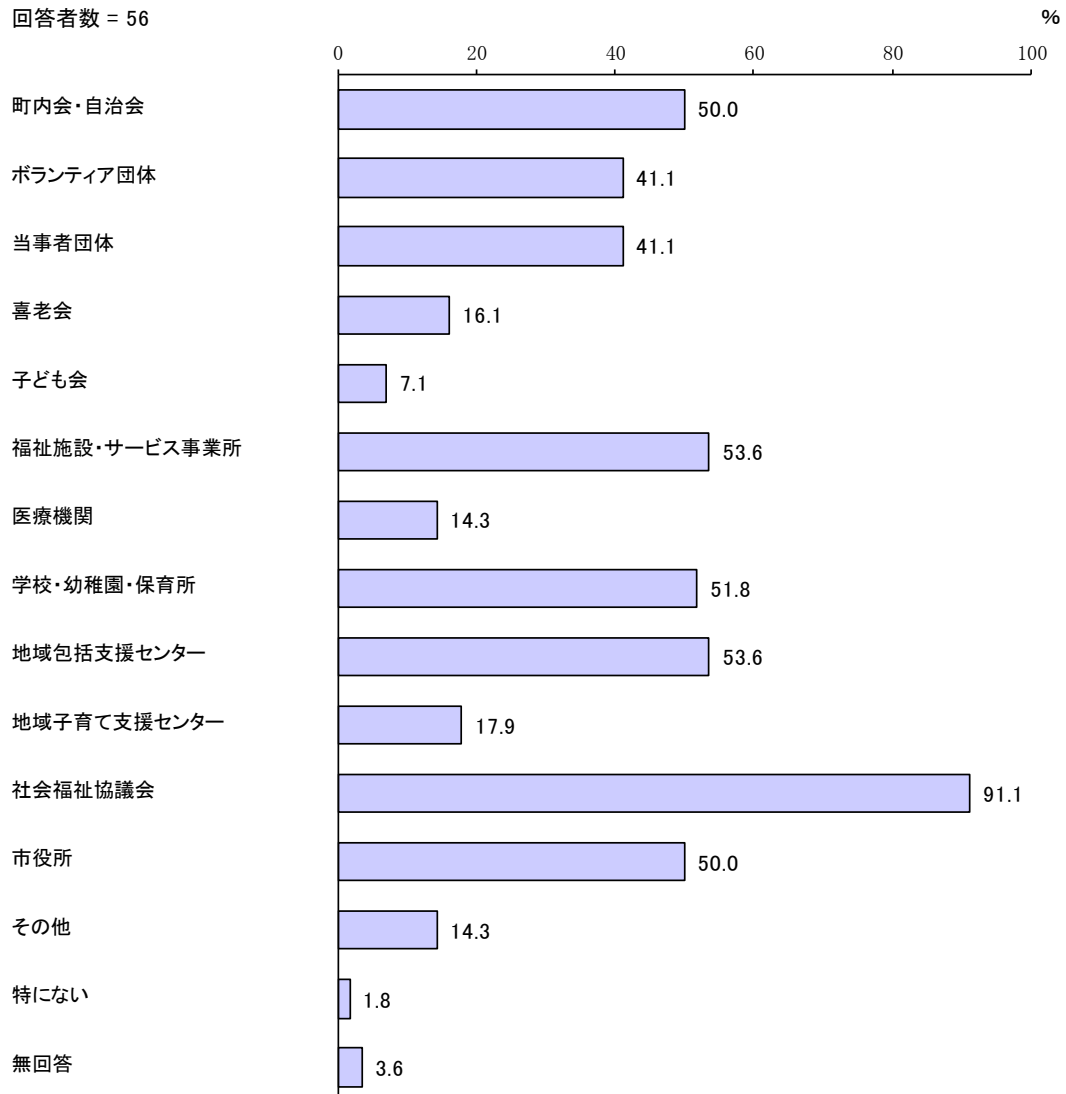
## ● 活動場所

「宇治市総合福祉会館」の割合が46.4%と最も高く、次いで「集会所」の割合が35.7%、「地域福祉センター」の割合が28.6%となっています。



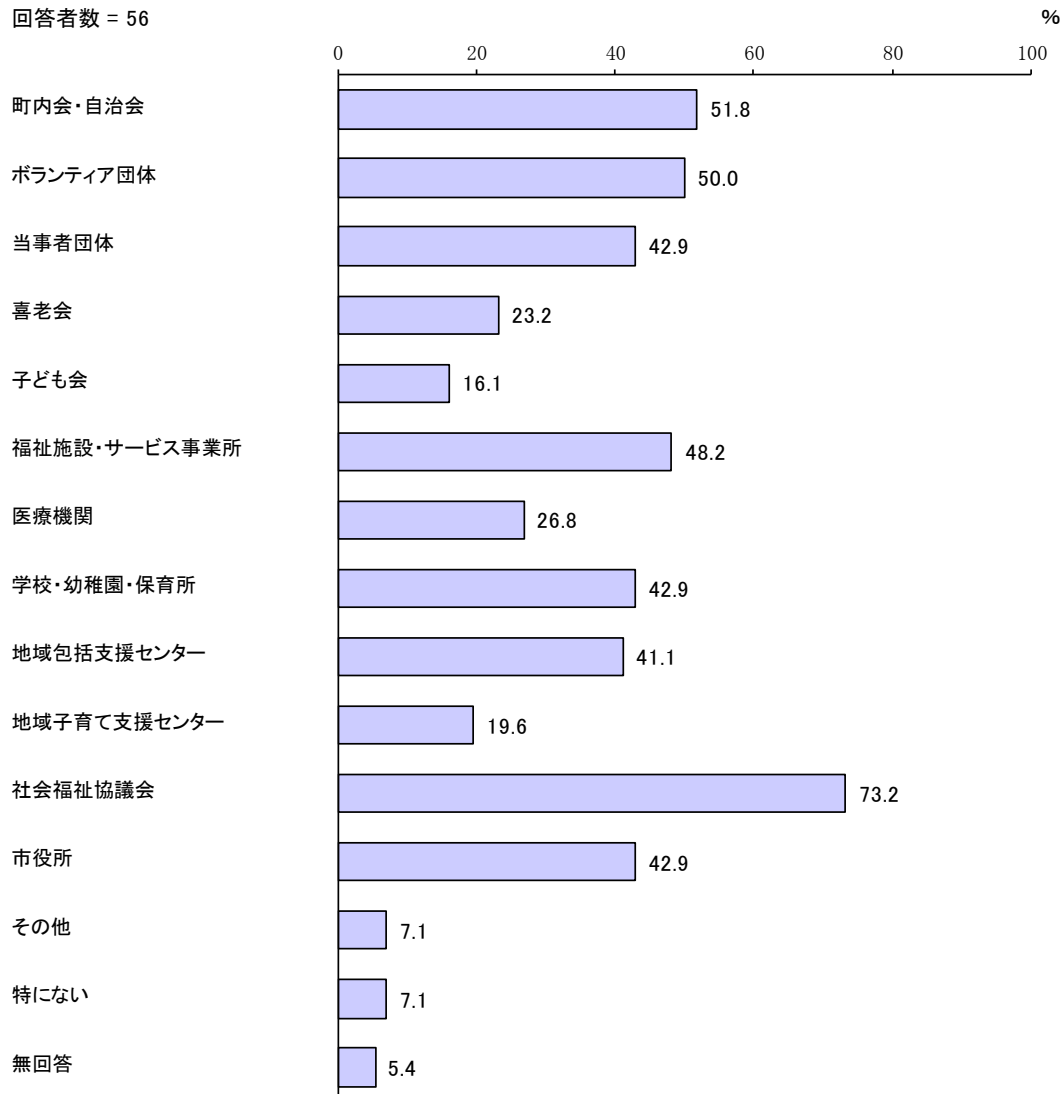
## 連携先の団体や機関

「社会福祉協議会」の割合が91.1%と最も高く、次いで「福祉施設・サービス事業所」、  
「地域包括支援センター」の割合が53.6%となっています。



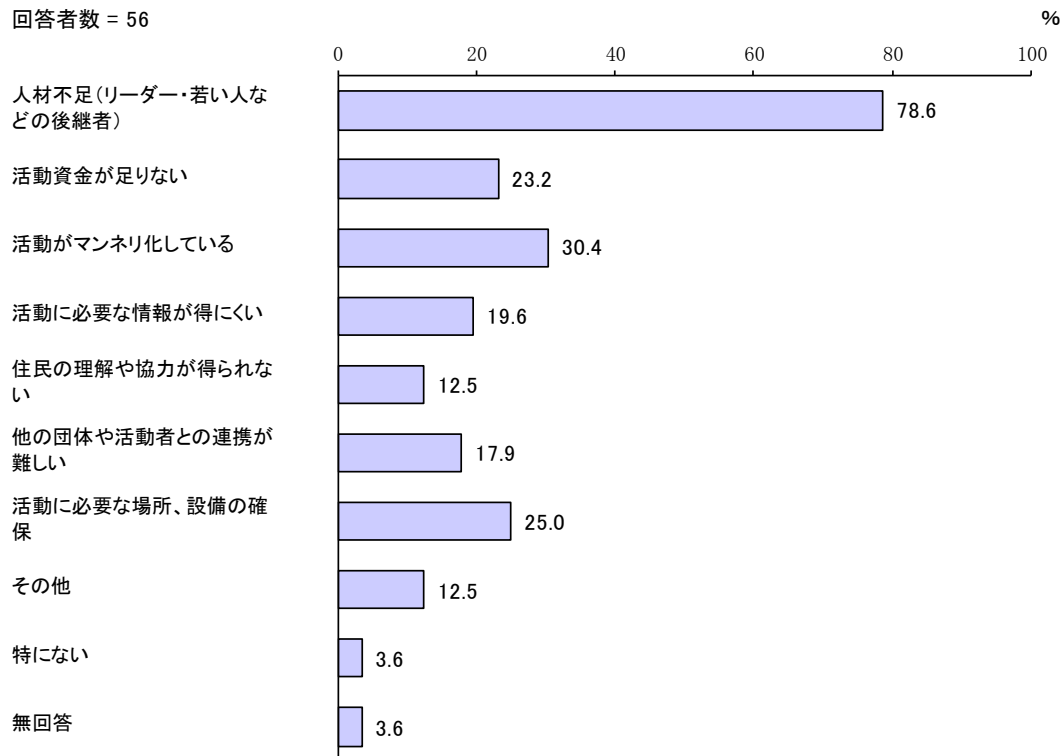
## 今後、さらに連携していきたい団体や機関

「社会福祉協議会」の割合が73.2%と最も高く、次いで「町内会・自治会」の割合が51.8%、「ボランティア団体」の割合が50.0%となっています。



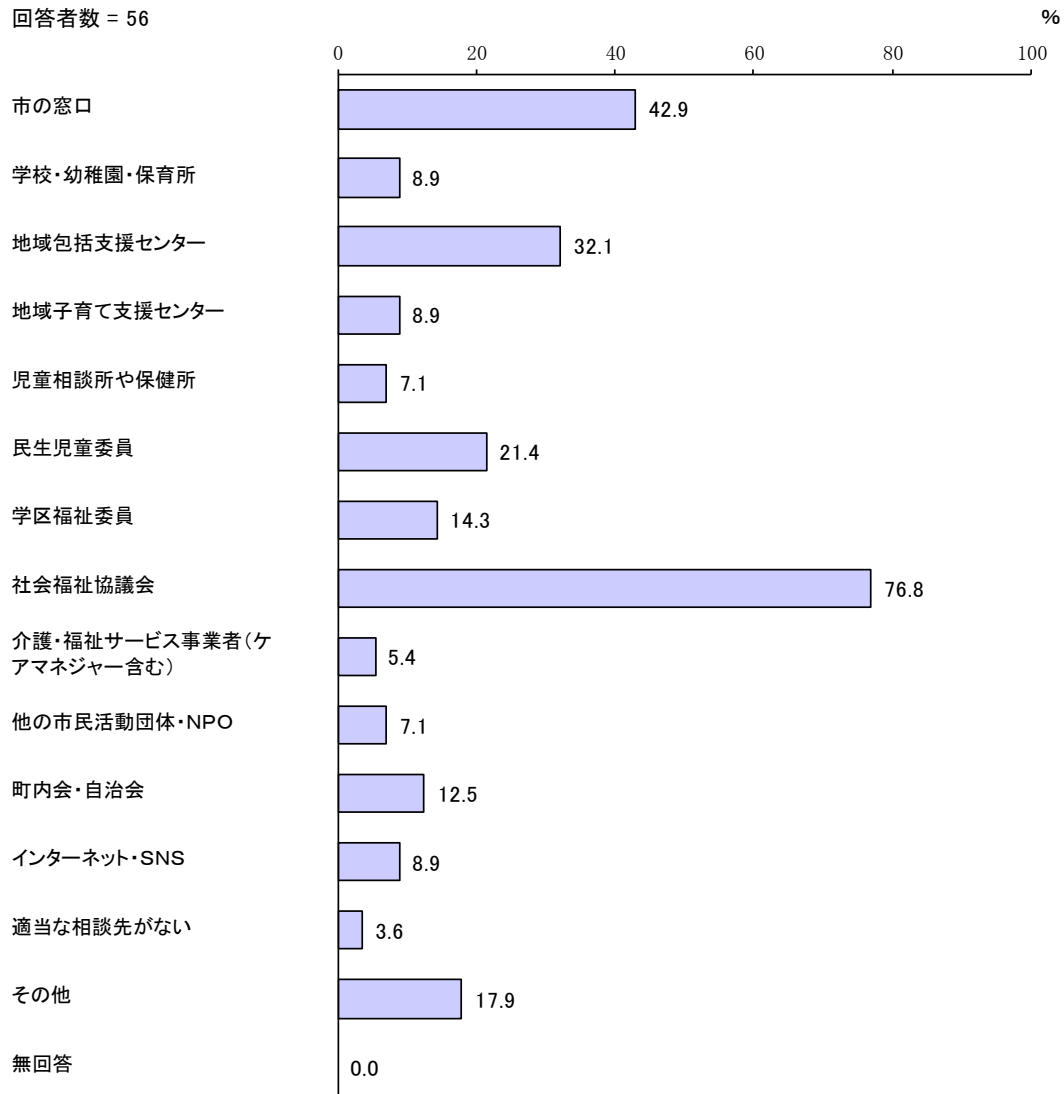
## 活動の中での課題や問題

「人材不足（リーダー・若い人などの後継者）」の割合が78.6%と最も高く、次いで「活動がマンネリ化している」の割合が30.4%、「活動に必要な場所、設備の確保」の割合が25.0%となっています。



## 活動で困った場合の相談

「社会福祉協議会」の割合が76.8%と最も高く、次いで「市の窓口」の割合が42.9%、「地域包括支援センター」の割合が32.1%となっています。

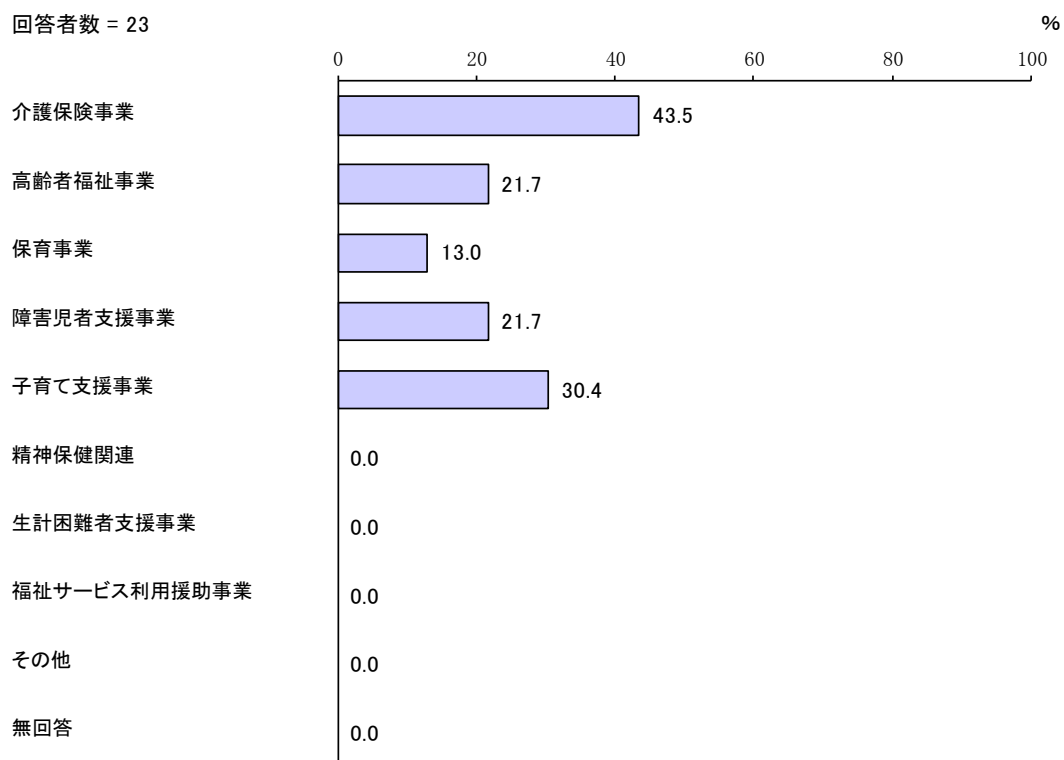




## 2) 福祉関係事業者

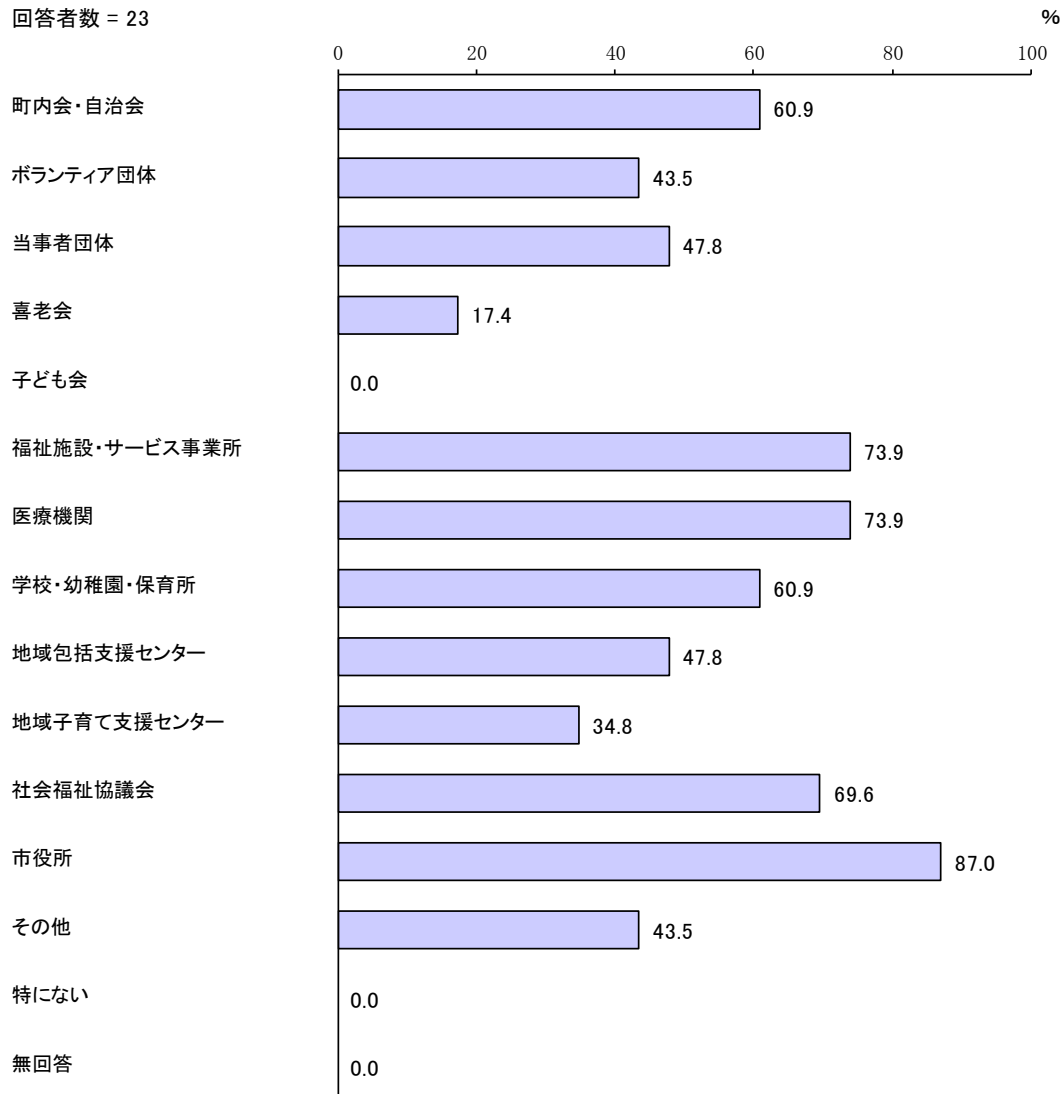
### ● 主な事業内容

「介護保険事業」の割合が43.5%と最も高く、次いで「子育て支援事業」の割合が30.4%、「高齢者福祉事業」、「障害児者支援事業」の割合が21.7%となっています。



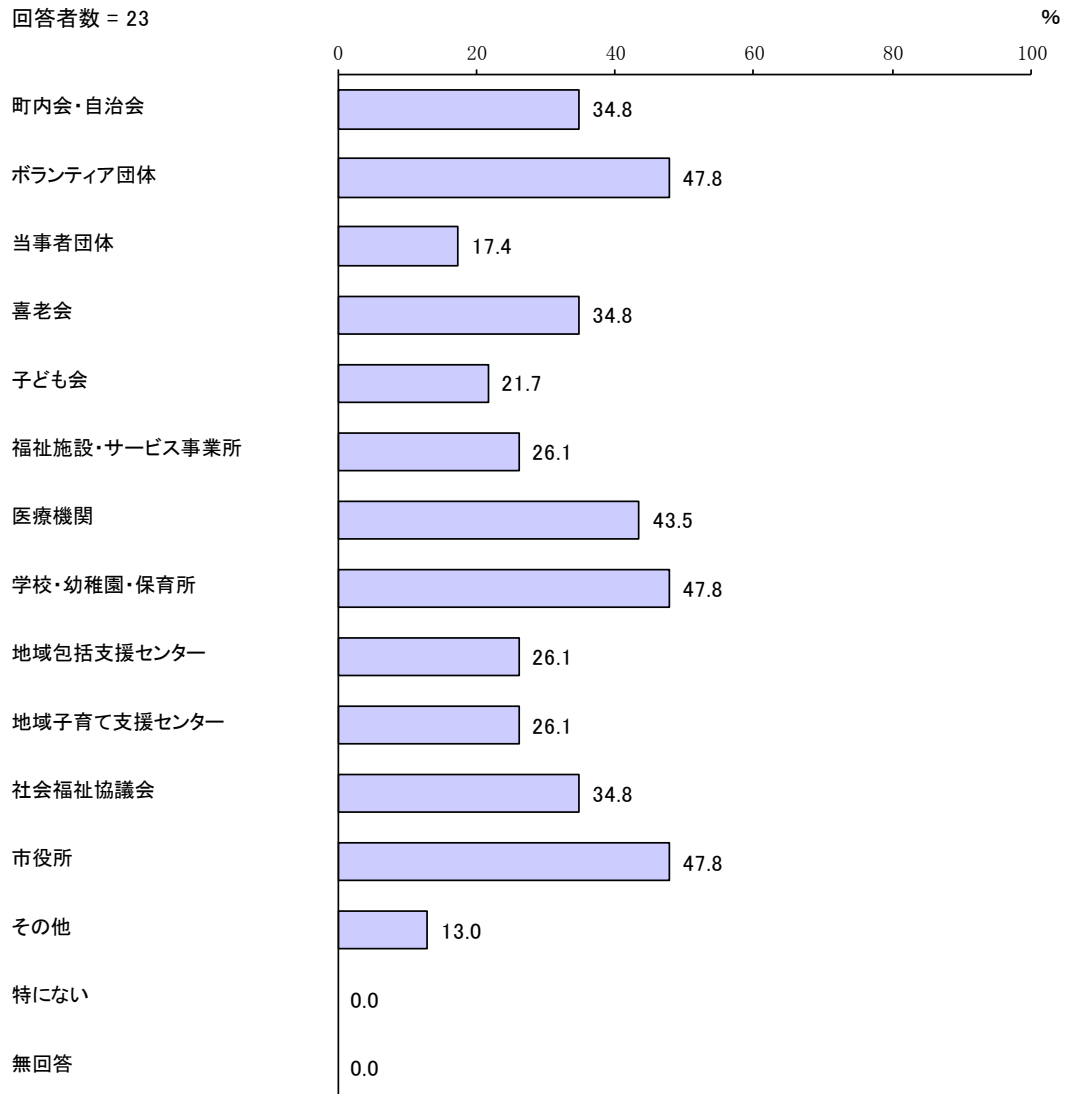
## 連携先の団体や機関

「市役所」の割合が87.0%と最も高く、次いで「福祉施設・サービス事業所」、「医療機関」の割合が73.9%となっています。



● 今後、さらに連携していきたい団体や機関

「ボランティア団体」、「学校・幼稚園・保育所」、「市役所」の割合が47.8%と最も高くなっています。



# 宇治市地域福祉推進委員会設置規程

平成17年1月21日

告示第3号

改正 平成17年4月1日告示第65号

平成26年4月1日告示第54号

平成27年4月1日告示第80号

令和元年7月19日告示第21号

(目的及び設置)

第1条 地域福祉の推進を図るため、宇治市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(担任事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、意見の交換、調整等を行う。

(1) 宇治市地域福祉計画に基づく施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。

(2) 宇治市地域福祉計画の見直しに関すること。

(3) その他地域福祉の推進に必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 福祉団体の関係者又は社会福祉に従事している者

(3) 公募により選出された者

(4) 市職員

(5) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、委員会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉こども部地域福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会の会議に諮

つて定める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初の委員会の会議の招集は、第6条の規定にかかわらず、市長が行う。
- 3 令和元年7月22日から令和2年7月21日までの間に委嘱され、又は任命される委員の任期に係る第4条第1項の規定の適用については、同項中「2年」とあるのは、「令和2年7月21日まで」とする。

附 則（平成17年告示第65号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年告示第54号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年告示第80号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和 元年告示第21号）

この規程は、令和元年7月22日から施行する。

# 宇治市地域福祉推進委員会委員名簿

<敬称略>

| 分野                                   | 氏名       | 所属等               | 備考         |
|--------------------------------------|----------|-------------------|------------|
| 《1号委員》<br>学識経験者                      | 加藤 博史    | 龍谷大学名誉教授          | 委員長        |
|                                      | 岡野 英一    | 元 龍谷大学社会学部教授      | 委員長職務代理    |
| 《2号委員》<br>福祉団体の関係者<br>又は社会福祉に従事している者 | 奥西 隆三    | (福) 宇治市社会福祉協議会    |            |
|                                      | 光田 清治    | 宇治市民生児童委員協議会      |            |
|                                      | 羽野 力     | 宇治市身体障害者福祉協議会     |            |
|                                      | 松本 嘉一    | 宇治市連合喜老会          |            |
|                                      | 迫 きよみ    | 特定非営利活動法人子育てを楽しむ会 |            |
|                                      | 藤本 一幸    | 宇治市障害者福祉施設連絡協議会   | ~令和3年4月26日 |
|                                      | 尾崎 賢太    |                   | 令和3年4月27日~ |
|                                      | 桶屋 保徳    | 宇治市民間保育園連盟        |            |
|                                      | 栢木 利和    | (一財) 宇治市福祉サービス公社  |            |
|                                      | 本城 幸子    | 宇治市学区福祉委員会連絡協議会   |            |
|                                      | 海老名 典子   | 宇治ボランティア活動センター    |            |
| 黒川 裕子                                | 宇治市連合育友会 | ~令和3年4月25日        |            |
| 藤井 美香                                |          | 令和3年4月26日~        |            |
| 《3号委員》<br>公募により選出された者                | 萩原 洋次    | 市民                |            |
|                                      | 原田 眞智子   | 市民                |            |
|                                      | 俣 政和     | 市民                |            |
|                                      | 山上 義人    | 市民                |            |
|                                      | 山本 理恵子   | 市民                |            |
| 《5号委員》<br>その他市長が適当と認める者              | 伊勢村 卓司   | (一社) 宇治久世医師会      | ~令和3年7月15日 |
|                                      | 牧野 孝一郎   |                   | 令和3年7月16日~ |
|                                      | 西村 三典    | 宇治商工会議所           |            |
|                                      | 濱田 昌一    | 宇治市校長会            |            |
|                                      | 上西 ますみ   | 京都府山城北保健所         | ~令和3年4月25日 |
|                                      | 土井 浩之    |                   | 令和3年4月26日~ |
|                                      | 藤田 房子    | ほっこりスペースあい        |            |

## 宇治市地域福祉計画推進会議設置要項

(目的及び設置)

第1条 宇治市地域福祉計画に基づく住民主体の福祉のまちづくりの推進を図るため、宇治市地域福祉計画推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(担当事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項について、意見の交換及び調整を行う。

- (1) 宇治市地域福祉計画の進行管理に関する事。
- (2) 宇治市地域福祉計画の推進及び見直しに関する事。
- (3) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 推進会議は、別表の宇治市職員で組織する。

(議長)

第4条 推進会議に、議長を置く。

- 2 議長は、福祉子ども部地域福祉課長をもって充てる。
- 3 議長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、議長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、必要に応じて議長が招集し、主宰する。

(関係者の出席)

第6条 議長は、必要があると認めたときは、推進会議の会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、福祉子ども部地域福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議の会議を経て議長が定める。

附 則

この要項は、平成16年12月24日から施行する

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する

附 則

この要項は、令和 2年4月1日から施行する

附 則

この要項は、令和 3年4月1日から施行する

(別表)

|         |                |                     |
|---------|----------------|---------------------|
| 議長      | 福祉こども部地域福祉課長   |                     |
| 職務代理    | 健康長寿部健康づくり推進課長 |                     |
| 委員      | 18人            |                     |
| 福祉こども部  | 4人             | 地域福祉課長              |
|         |                | 障害福祉課長              |
|         |                | こども福祉課長             |
|         |                | 保健推進課長              |
| 健康長寿部   | 2人             | 長寿生きがい課長            |
|         |                | 健康づくり推進課長           |
| 危機管理室   | 1人             | 危機管理室長              |
| 政策経営部   | 1人             | 経営戦略課長              |
| 総務部     | 1人             | 総務課長                |
| 産業地域振興部 | 1人             | 自治振興課長              |
| 人権環境部   | 2人             | 人権啓発課長              |
|         |                | 男女共同参画課長            |
| 建設部     | 1人             | 道路建設課長              |
| 都市整備部   | 2人             | 公園緑地課長              |
|         |                | 交通政策課長              |
| 教育部     | 3人             | 生涯学習課長 兼 生涯学習センター所長 |
|         |                | 教育支援センター学校教育課長      |
|         |                | 教育支援センター教育支援課長      |



## 計画策定の経過

| 日 程           | 会 議 等                    | 内 容   |  |
|---------------|--------------------------|---|--|
| 令和2年度         | 11月10日                   | 令和2年度第1回<br>宇治市地域福祉推進委員会                      | ○委嘱状交付<br>○第3期宇治市地域福祉計画の策定に向けた事項について<br>1) 次期計画策定の方向性について<br>2) アンケートの実施について |
|               | 12月16日                   | 令和2年度第2回<br>宇治市地域福祉推進委員会                      | ○「地域福祉推進のプログラム<推進のめやす>」について<br>○自殺対策計画推進のめやすについて                             |
|               | 令和3年<br>1月6日<br>}        | 市民アンケート調査                                     | ○地域福祉に対する市民の考えや意見、地域活動への参加状況等の実態調査<br>○無作為抽出で市民3,000人を対象（郵送方式）               |
|               | 1月29日                    |   |  |
|               | 1月14日<br>}               | 団体アンケート調査                                     | ○市民活動団体、福祉関係事業者、NPO、学区福祉委員会等に対するアンケート調査の実施                                   |
|               | 2月5日                     |   |  |
| 3月26日         | 令和2年度第3回<br>宇治市地域福祉推進委員会 | ○宇治市くらしと地域福祉に関するアンケート調査結果（速報）について             |  |
| 令和3年度         | 7月21日                    | 令和3年度第1回<br>宇治市地域福祉推進委員会                      | ○宇治市くらしと地域福祉に関するアンケート調査結果報告書について<br>○第3期宇治市地域福祉計画の策定に向けての検討について              |
|               | 8月25日                    | 令和3年度第2回<br>宇治市地域福祉推進委員会                      | ○第3期宇治市地域福祉計画の策定に向けての検討について  |
|               | 8月26日                    | 関係課照会   | ○第3期宇治市地域福祉計画の策定に向けてに対する庁内意見集約（1回目）  |
|               | 10月6日                    | 令和3年度第3回<br>宇治市地域福祉推進委員会                      | ○第3期宇治市地域福祉計画の策定に向けての検討について  |
|               | 10月8日                    | 成年後見制度に関する司法関係者との意見交換等                        | ○成年後見制度利用促進基本計画について関連団体および司法書士と協議  |
|               | 10月15日                   | 関係課照会   | ○第3期宇治市地域福祉計画の策定に向けてに対する庁内意見集約（2回目）  |
|               | 11月9日                    | 令和3年度第4回<br>宇治市地域福祉推進委員会                      | ○第3期宇治市地域福祉計画（初案）について<br>○パブリックコメントの実施について                                   |
|               | 11月25日<br>}              | 第3期宇治市地域福祉計画（初案）に関するパブリックコメントの実施              |  |
|               | 12月24日                   |   |  |
| 令和4年<br>1月24日 | 令和3年度第5回<br>宇治市地域福祉推進委員会 | ○パブリックコメントの実施結果について<br>○第3期宇治市地域福祉計画（最終案）について |  |

## 用語解説（50音順）

|   | 用語               | 頁  | 解説   |
|---|------------------|----|--|
| あ | アウトリーチ           | 8  | 福祉分野においては、積極的に対象者のいる場所に向いて働きかけること。<br>また、さまざまな形で必要な人に必要なサービスと情報を届けること。   |
|   | 一時生活支援事業         | 9  | 生活困窮者自立支援制度の事業の一つ。<br>福祉事務所設置自治体が、住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、一定期間内に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施する事業。   |
|   | 宇治市障害者生活支援センター   | 22 | 在宅障害者の地域生活を支援するため、相談や情報の提供、福祉サービスの利用援助、総合的計画、連絡・調整、普及・宣伝、人材研修等を行う。宇治市においては障害者生活支援センター「そら」を設置し、社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会と社会福祉法人宇治東福祉会の2法人にて運営している。                                  |
|   | 宇治市ひきこもり支援ネットワーク | 24 | 宇治市におけるひきこもりに対する悩みを抱える当事者やご家族が必要な支援に繋がりがよくなるよう、連携体制を強化するために設立されたネットワーク。<br>ひきこもり状態にある人への支援について、宇治市内で活動または宇治市に関連して実施している関係機関や支援団体等が参加している。定期的にネットワーク会議・研修会を開催し、支援体制の強化を図っている。 |
|   | 宇治市福祉サービス公社      | 25 | 宇治市、社会福祉法人宇治市社会福祉協議会等との連携を図りつつ、市民の参加と協力を得て、高齢者及び心身障害者、児童等が必要とする在宅保健福祉サービスを提供し、もって市民の保健・福祉の向上に寄与することを目的として、各種在宅保健福祉に関するサービスを提供する一般財団法人。                                       |
|   | 宇治ボランティア活動センター   | 25 | 宇治市におけるボランティア活動に関する相談や情報提供、講座の開催などを行う。また、ボランティアしたい人と必要な人をつなぐ役割を持つ。   |
|   | SNS              | 36 | 「Social Networking Service」の略で、社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのこと。コミュニティ型の会員制サービスを提供するウェブサイト等があり、人と人とのつながりを促進・サポートすることによって、友人・知人のコミュニケーションを円滑にしたり、新たな人間関係を構築する場を提供するもの。          |

|   | 用語       | 頁  | 解説  |
|---|----------|----|---|
| あ | NPO      | 12 | 「Non Profit Organization」の略。広義には、営利を目的としない団体の総称、狭義には、特定非営利活動促進法に規定する「特定非営利活動法人」。  |
|   | オンブズマン制度 | 48 | オンブズマンを置き、市民の側からの行政に対する苦情を処理したり、それを監察したりする制度。宇治市では高齢者福祉サービスに関する利用者の苦情を受け、不正、不当な行政執行や施設処遇に対する監視・観察、または苦情解決等を行うことにより、サービス利用者の権利及び利益を擁護する「宇治市高齢者保健福祉オンブズマン制度」がある。  |
| か | 家計改善支援事業 | 9  | 生活困窮者自立支援制度の事業の一つ。<br>家計収支の均衡が取れていないなど、家計に課題を抱える相談者からの相談に応じ、相談者自身が置かれている家計状況を理解できるように、家計計画表等を作成し家計の「見える化」を図る事業。<br>また、「家計再生プラン」等を作成し支援の方向性を提案し、生活の再生に向けて意欲を高めていったり、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言等を行い、相談者の家計管理の力を高めていく支援を行う。 |
|   | 学区福祉委員会  | 12 | 宇治市内の小中学校区単位でつくられた、社会福祉協議会（コラボネット宇治）と連携し、住民自らの手で誰もが地域で安心して暮らせるまちづくりを目指す地域福祉推進のためのボランティア組織。福祉委員が地域での一人暮らし高齢者の見守りや訪問活動、地元小学校との交流事業等をはじめ多彩な活動を行っている。   |
|   | 企業市民活動   | 45 | 地域社会は企業の存立基盤であり、地域社会の健全な発展があって初めて企業も成り立つという考え方のもと、地域の一員として行う社会貢献活動のことをいう。   |
|   | 健康寿命     | 22 | 健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。   |
|   | 権利擁護     | 10 | 自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者や障害者等の意思を受けとめて、援助者がその権利やニーズの表明を支援し、代弁することをいう。   |
|   | 高齢化率     | 16 | 総人口に占める65歳以上の人口の割合をいう。  |

|   | 用語              | 頁        | 解説  |
|---|-----------------|----------|---|
| か | 子どもの学習支援・生活支援事業 | 9        | 生活困窮者自立支援制度の事業の一つ。<br>子どもの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行う事業。  |
|   | 固有の尊厳<br>個人の尊厳  | 39<br>43 | 世界人権宣言、障害者権利条約等で謳われている、すべての人には、かけがえのない尊い価値があり、個人の自由意志の発揮と、社会の一員であることが重んじられる、とする理念である。<br>憲法 13 条には、「個人として尊重される」と規定している。   |
| こ | 災害時避難行動要支援者名簿   | 44       | 地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿。  |
|   | 災害ボランティアセンター    | 44       | 宇治市では平成 20 年 3 月に市社協が設置し、災害時における被災者支援活動や、平常時においても「災害に強いまちづくり」をめざして活動する常設型のセンター。   |
|   | 自主防災組織          | 26       | 災害時に備え、災害を未然に防止し、または被害を軽減するために、地域住民が連携・協同して自主的に設置し、地域で活動する組織。   |
|   | 社会福祉協議会         | 2        | 地域福祉推進のため、全国、都道府県、市町村ごとに住民や地域の社会福祉関係機関によって組織された民間福祉団体。地域福祉を推進する事業のための調査、総合的企画、連絡・調整、助成、普及・宣伝、人材研修等を行う。  |
|   | 社会福祉士           | 22       | 「社会福祉士及び介護福祉士法」にもとづく国家資格。<br>同法第 2 条第 1 項において『社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整、その他の援助を行うことを業とする者をいう。』と位置付けられている。 |
|   | 住居確保給付金の支給      | 23       | 生活困窮者自立支援制度の事業の一つ。<br>離職などにより住居を失った人、または失うおそれの高い人に、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給する事業。   |

|   | 用語           | 頁  | 解説  |
|---|--------------|----|---|
| ナ | 就労準備支援事業     | 9  | 生活困窮者自立支援制度の事業の一つ。<br>単に就労に必要な実践的な知識・技能等が欠けているだけではなく、複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下しているなどの理由により直ちに就労することが困難な者を対象として、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援する事業。                |
|   | 主任介護支援専門員    | 22 | 主任ケアマネジャーともいい、平成18年の介護保険改正と同時に生まれた資格。ケアマネジャー有資格者の中から、所定の研修を受けた者に対して与えられる。<br>ケアマネジャーのまとめ役的存在になる専門職であり、新人ケアマネジャーの指導・育成・相談や、介護が必要な方のケアプランを作成する際の支援や相談、また、地域課題の発見や解決、そして地域の発展のために尽力することが期待される。 |
|   | 手話           | 22 | 視覚的に表現されるろう者の言語であり、生活を営むために欠かすことのできない意思疎通を図るための手段として使用されている。  |
|   | 障害者の権利に関する条約 | 22 | 障害者の人権及び基本的自由の享有を保障し、障害者の固有の尊厳を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約。  |
|   | 障害者手帳        | 19 | 一定の障害程度に該当すると認定された人に対して交付される手帳。障害の種別に応じて、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳がある。   |
|   | 自立相談支援事業     | 9  | 生活困窮者自立支援制度の事業の一つ。<br>生活困窮者等からの相談に応じ必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等を行い、認定就労訓練事業の利用のあっせん、プランの作成等の支援を包括的に行う。  |
|   | 新型コロナウイルス感染症 | 3  | 別名 COVID-19。病原体の名称は「SARS-CoV-2」であるが、日本ではもっぱら病気の名前は「新型コロナウイルス感染症」、病原体の名称は「新型コロナウイルス」と呼ばれている。SARS-CoV-2は2019年に発見され、全世界に感染拡大した。  |
|   | 生活困窮者自立支援制度  | 23 | 生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所設置自治体が、生活困窮者に対し、自立相談支援事業や住宅確保給付金の支給などを行う制度。   |

|   | 用語                   | 頁  | 解説  |
|---|----------------------|----|---|
| 七 | 生活福祉資金               | 23 | 低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯等の世帯単位で、就職に必要な知識・技術等の習得や高校、大学等への就学、介護サービスを受けるための費用等それぞれの世帯の状況と必要に合わせた資金の貸付制度。  |
|   | 生産年齢人口               | 16 | 生産活動に就いている中核の労働力となるような年齢の人口。15歳以上65歳未満の人。   |
|   | 成年後見制度               | 4  | 認知症などにより物事の判断が十分にできず、権利・利益の主張が困難になった場合に、本人の判断能力を補い、権利を擁護する法的な制度。「後見」、「補佐」、「補助」、「任意後見」の4つの類型があり、いずれも家庭裁判所の審判を経て開始される。  |
|   | セーフティネット             | 47 | 困難な状況に陥った場合の援助や、そうした事態になることを防止する仕組みまたは装置を意味する。<br>地域福祉では、地域の住民、関係機関・団体、市町村などが地域における課題を共有化し、計画的な課題解決のための取組を推進するとともに、地域において様々な困難や課題を抱える「要援護者」を早期に発見し、必要なサービスにつないでいくための情報提供や相談機能の整備と、それらの連携システムのことをいう。 |
| た | 第三者評価                | 47 | 社会福祉法人等の事業者や利用者以外の中立的な第三者機関が、事業者の提供する福祉サービスを専門的かつ客観的な立場から総合的に評価するもので、福祉サービスを利用する人への情報提供、及び事業者のサービスの質の向上を図るため、その結果を公表している。   |
|   | ダブルケア                | 33 | 晩婚化・晩産化等を背景に、育児期にある者（世帯）が、親の介護も同時に担う生活課題。   |
|   | 誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化 | 48 | 令和2年12月25日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」において示された。<br>国において「デジタル機器とシステムの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を目指す。  |
|   | 団塊の世代                | 3  | 第一次ベビーブームが起きた時期に生まれた世代（1947（昭和22）年～1949（昭和24）年生まれ）。   |
|   | 地域共生社会               | 2  | 制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指す。  |

|   | 用語           | 頁  | 解説   |
|---|--------------|----|--|
| た | 地域子育て支援拠点    | 23 | 子育て親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場。交流の場の提供・交流促進、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報提供、子育て・子育て支援に関する講習等を行う拠点。  |
|   | 地域コミュニティ     | 3  | 地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りなどに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指す。  |
|   | 地域自立支援協議会    | 33 | 市町村が相談支援体制の充実を図るための困難事例の対応についての協議や調整、障害福祉の関係機関によるネットワークづくりについての協議、障害福祉のサービスの改善や開発についての協議等を行う組織。  |
|   | 地域における公益的な取組 | 50 | 社会福祉法第24条第2項に規定され、すべての社会福祉法人は、その高い公益性にかんがみ、「社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するように努めなければならない」という責務が課されており、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、法人の自主性、創意工夫による多様な地域貢献活動が行われる。 |
|   | 地域包括ケアシステム   | 4  | 高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることを可能とする、地域における包括的な支援・サービス提供体制のこと。国は、令和7年を目途として構築を推進しており、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要とされている。                              |
|   | 地域包括支援センター   | 22 | 高齢者に関する総合相談・支援や権利擁護、介護予防のマネジメント、困難事例等への指導・助言などを実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するセンターで、府内各市町村で設置されている。  |
|   | 町内会・自治会      | 21 | 各地域で自発的に組織され、住民どうしの親睦を深め、地域の中で問題が起きたときにその解決を図る団体。  |

|   | 用語                                 | 頁  | 解説   |
|---|------------------------------------|----|--|
| た | DV                                 | 46 | ドメスティック・バイオレンスの略称。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。身体的な暴力だけではなく、心理的、経済的、性的な暴力も含む。<br>恋人間で起こる暴力は特に「デートDV」と呼ばれる。   |
|   | 当事者団体                              | 50 | 同じ社会的立場や問題を持つ人々の団体。親睦を深め交流を図るだけでなく、お互いの悩みや心配ごとを共有して、助け合い励まし合ったり、情報を交換する中から共通の課題に対して共同で解決を図ったり、自分たちの問題解決に必要な課題の把握や整理、提言をしている。                           |
| な | 南海トラフ地震                            | 3  | 駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として概ね 100～150 年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震。   |
|   | 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）             | 10 | 福祉サービスの利用方法や日常生活上の手続き、金銭管理などが一人では不安な高齢者、知的・精神障害のある人を生活支援員が定期的に訪問し援助（福祉サービスについての情報提供やサービス利用に必要な手続き等）を行う事業。市社協と利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う。              |
|   | ニッポン一億総活躍プラン                       | 3  | 女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した人も、障害や難病のある人も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、全員参加型の社会である一億総活躍社会を目指し、平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定されたもの。                                   |
| は | 80 代の親が 50 代のひきこもりがちの子どもを養っている生活課題 | 33 | ひきこもりの長期化などにより、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま孤立してしまう問題。「80 代の親と 50 代の子」になぞらえて『8050』と呼ばれている。   |
|   | バリアフリー                             | 4  | 高齢者や障害のある人が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的環境、文化・情報、制度や心理的な障壁（バリア）を取り除いていこうという考え方及び障壁を取り除いた状態。   |
|   | PDCAサイクル                           | 51 | 計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（action）のプロセスを順に実施し、最後の action では check の結果から、最初の plan の内容を見直して、次回の plan に結び付ける。このプロセスを繰り返すことによって、継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法。 |



|   | 用語                      | 頁  | 解説   |
|---|-------------------------|----|--|
| は | 東日本大震災                  | 3  | 2011年3月11日14時46分頃に発生した三陸沖の宮城県牡鹿半島の東南東130km付近で、深さ約24kmを震源とする地震。<br>本震による震度は、宮城県北部の栗原市で最大震度7が観測された他、宮城県、福島県、茨城県、栃木県などでは震度6強を観測。北海道から九州地方にかけて、震度6弱から震度1の揺れが観測された。 |
|   | ひきこもり                   | 24 | 厚生労働省の定義として、仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態を指す。   |
|   | ひきこもり相談窓口「相談ルーム あんど・ゆー」 | 24 | 令和2年10月に宇治市民を対象として開設されたひきこもり相談窓口。ひきこもりのことで、誰にも相談できず、悩みや苦しみを抱えている人や、その家族からの相談を受け付ける。  |
|   | ふれあいサロン                 | 46 | 高齢者や障害者、子育て中の親などが、地域の中で孤立した生活をすることなく、レクリエーション等を通じて人々とふれあいながら暮らすために、公共施設や集会所、個人宅などを活用して運営している。  |
|   | フレイル対策                  | 22 | 年をとって体や心のはたらき、社会的なつながりが弱くなった状態を指す。   |
| ま | 民生児童委員                  | 24 | 民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。社会福祉増進のために、住民の立場から福祉に関する相談・援助活動を行っている。<br>また、児童福祉法において、すべての民生委員は児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行う児童委員を兼ねている。                           |
| や | ヤングケアラー                 | 33 | 法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているような子どもとされている。<br>家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいう。                |
|   | ユニバーサルデザイン              | 44 | 年齢、性別、能力、国籍などの違いにかかわらず、はじめから、すべての人にとって、安心・安全に利用しやすいように、建物、製品、サービスなどをデザインすることとそのプロセス。   |

|   | 用語  | 頁  | 解説   |
|---|-----|----|--|
| ら | 隣保館 | 45 | <p>地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う施設。</p> <p>宇治市では、部落差別の解決に向け、住民の生活改善や自立を促進するための活動に取り組んできたが、現在は福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点として幅広い活用を目指している。</p> |



## 第 3 期 宇 治 市 地 域 福 祉 計 画

～一人ひとりが認め合い ともに支え合う

安心して暮らせる 地域共生社会の実現を目指します～

令和 4 年（2022 年）3 月

発行：宇治市 福祉こども部 地域福祉課

〒611-8501 宇治市宇治琵琶 33 番地

|       |                   |
|-------|-------------------|
| T E L | 0774-22-3141 (代表) |
|-------|-------------------|

|       |              |
|-------|--------------|
| F A X | 0774-21-0407 |
|-------|--------------|

|       |                                 |
|-------|---------------------------------|
| E メール | chiikifukushi@city.uji.kyoto.jp |
|-------|---------------------------------|

|         |   |
|---------|---|
| 市ホームページ | <a href="https://www.city.uji.kyoto.jp/">https://www.city.uji.kyoto.jp/</a> |
|---------|---|

